

公藤、公文藤

藤ハ顯然問レ可申多ト奉存候間何卒御通被仰付度奉願上候僕共ガ事ハ決  
不御氣遣ニ及不申木ハ勿論鼎鑊の苦覺悟ノ前ニテ御座候決不御氣遣御  
無用ニ御座候申上度儀海山無限候得共難申盡右<sup>先カ</sup>得貴意申度早々如此御  
座候恐惶頓首

八月十九日

兩人

島山太郎様

尊叔君、島村  
壽之助

尊叔君へ宜御傳聲奉願候

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月二十日カ (瑞山ヨリ獄外同志者へ)

●惣揃シ外一言ナシ大略 廿日

○扱是迄被云出處ニ於テハ一ツモ惡シキヲナシ然ニ重キ御侍ヲカク被仰  
付タ處ハ上ノ落度欲イツレケ様相成リ此ノ上始末付カズテハ不成其元ノ  
考ニハ罪ナキ者ヲケ様シ誠ニ上ノ不明ト思欲何ト思ゾ△私儀被對京師云

惣揃ハ掛リノ  
大小目附皆揃  
フチ云フ  
シマツ、野中  
太内

石部ノ一、幕  
吏、渡邊金三  
等、大河原重藏  
大坂ノ一件、井  
上、佐一、暗殺  
小田原ノ一件、  
坂本、平、殺害

正親町三條實  
愛、中山忠能

々且御不審ノ筋云々ト被仰付候トニ付テハ素リ不智短才者故於京師屹度  
落度大過アリシコ欲何レ御不審被仰付譯ト相慎居シナリ然處御不愼之筋  
承リ候處案外之ヲ而已其内形容ヲ以御疑之筋ハイカニモ御尤ト存ス御疑  
ヲ無理トハ全ク思ハス然ニ其事實ハ是迄申通りナリ◎只形容而已ヲ以揚  
リ屋等被仰付道理ナシ有様云ハレヨ先京師ノ周旋其元ナド同論御方ハ朝  
敵トナリシナリ又同志之者夫レニ組シ 禁闕へ弓ヲ引タリ又石部ノ一モ  
其元同志之者數々アル又大坂ノ一同志同宿又小田原モ同様ト種々ノ一ヲ  
上ケ云<sup>コチ</sup>カラ答ナサセシハケ間敷云△夫レハ大ツカミノ御事ナリ左様御疑ノ  
事なれば最早申解モ無益ナレド誠ハ誠テ貫ステハ不相成事故尙最一度右  
ノ夫レノ御疑<sup>ヒ</sup>可申解先ツ公卿方御謀反ハ不知タトヘ私ノ拜謁セシ御  
方不殘御謀反ニテモ私ノ知ラサルヲ殊ニ又長州ノ方へ御出ニナリシハ三  
條様計リナリ其余ハ拜謁シタコナシ正親町三條様中山大納言様專ラ御懇  
命被仰付シガ是ハ只今イカニ又同志ト云ヘハ論ノ違ウ者多シ亡命セシ者



以藏、岡田以藏

トテ野生ノ同志而已ニアラズ正義ト思ヒシ人ノ不正ニテ見リシコハ數々アルナリ是等ノコト以藏而已ニアラス云々ト答へ居候處中ニテトリ◎先ツ大概ヲ以テ問ナリ此ノ上白狀ニモ及ハヌコトナレハ屹度シタ證ヲモ出ヌナリ△其ノ證承リ度◎追々云ウベシ上ヨリハ手順ヲ立テ御尋アルナリ終ニハ御サ法モ有事故士ノ御取り扱ニモナラズ見グルシキ事ニモ及ブベシ尙思慮云々

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月廿日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

又々々さへへり候處みあ々々様御き々んよくそあふふじめて度そんし候爰元ふじ少も々々氣遣無用ニ候扱此間をもふむろふりとおもひおり候處又々々くありへし以前あら事色々々と云れ其上は以藏り云たといふ事をやあましくい云れこまり入候きのふも々々ふも出候これあらいどふなることぞごふもんよでもまゐるりまごなやらまゐり不申又きうは拷問

ハままいとおもひおり候扱先々々りくだんの事もなくあら々々申りりり

廿日

より 太

おと乙との

姉上さんへよろしく

又々々二三日の内下番やりりり其せつ色々々そなしいふし候

一この本前へ御とつけ

(武市家文書)

前、島村家

○元治元年八月廿三日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

別書共

今日之貴書慥ニ拜受先御勇健奉賀候今日ハ久喜出申候大坂の事のむしつ  
の云あけのよし格別の事なし扱盟書之事ハ此間只取寄たと計云て飛脚便  
とも何便とも不申候ニ付もし此後問ハレタレハ飛脚と答へ可申候然ニ其

久喜、久松喜代馬

武市瑞山關係文書第一

五百七十三



叔父様、島村壽之助

川萬壽、河野益彌、敏謙

種口眞吉日記  
二廿三日(元治元年八月)  
御前様(藩主御人毛利氏後子)長助ノ御都合ニ付五藤留主居敷ヘ御引移ト見エタ

節のおちさんも御上京りと覺申候依るゝ京都よておちさん方と互ニ申合セ下モ、の者爲國決心してをる處の誠心ヲ御上へ申上度存候より申合せ御叔父様ガ御國へ云ておこして其後飛脚便りに來タト答へ可申候私も飛脚ヤラ何ニ便ニ來タヤラ不知ト答へ可申候間其御積りよて宜御頼申候もし又右之答へガ見るけれゝ急々御申越可被遣候是ハ矢張り柳井健二上京の節持參ト云てのいゝニ御座候哉飛脚の品物のいゝも覺へ書キを取ト存申候左様ニテハ不宜候柳健の同志にて江戸ニ盟ヲシタト川万壽も答へ有之事ニ付明白ニ柳井主用ニテ上京ノ節持參ト申度急々御報承リ度候

候  
授昨日ハ太夫惣登城ノ由是ハイカナルコトニ候哉承リ度候政府之模様分候ハ、爲御聞  
授終ニ今日欲 御前様御離別五藤へ御下りの由何トモ申様無御座候右迄早々願首

八月廿三日夜

依 太郎

入 道 様

七兒、岡田以藏始末ヲ付ケ以藏ヲ毒殺スルコト

二白七兒ノコイカ、候哉是ハ何分ニモ早ク始末ヲ付ケ度クレ、相考申候授諸同志先傍觀の議論之由取早論スルコト無御座候只天口次第ト存申候所謂やたけ心を盡しての後こそ吹め伊勢の神風よて臣タル者臣ノ道ヲ盡サズシテハ逆モ天ノ惠モ有之間敷實ニ血涙長大息之至奉存候

(上田開馬藏文書)

口、目附ノ問

其時分ハ文久二年四月八日吉田元吉暗殺ノ際ノコト

佐川、國老深尾鼎

○元治元年八月下旬カ(瑞山ヨリ島村壽之助へ)

前文斷缺カ  
口云先其時分アナタノ聞テ居ル風説承リ度候

○云風説ハ其後種々聞テ居ルナレド風説ノコトニテ屹度トリトメシコトナシ素々順序モ不立故ニ云テ無益ナレド先日以來達テ御尋ニ付風説聞シ儘ノコト不殘可申先間御尊ノ大夫ノコトモ承リ居ル佐川柴田山内宿毛ナト聞



深尾氏ノ臣井  
原應輔大橋出  
辰那須源馬  
猪元治年八  
等十四日脱走  
月瑞山其名  
ス答ヘテ暗ニ  
志ニ及ボスナ  
避ク

八日ノ夜、即  
吉田元吉横死  
ノ時ノコト

大石團、大石  
團六

シナリ尤佐川ヨリ事ノ出シ説モアリ佐川ハ臣下ニ激裂ノ人物モアルナ  
リ

□名ヲ問

○云此間、脱走ノ名ヲ云夫ヨリ

□云那須ハ元佐川ノ人ト聞ク

○云其時分ハ實ニ人心離レ吉田ヲ切ルト云テ居タ人ハ何ン人モアリシ説  
ナリ西ヨリモ切リニ出カケ候中八日ノ夜ノコト須崎邊ニテ聞キ歸リシ人  
モ有リト云説アリ東西寄合シコト付テノ御不審モアレト一体其時分ノ  
人氣ハ右ノ通りナリ且又大石團モ他國修行ニ其前ニ行キタリ又吉村扇  
太杯ハ微行シテ何ン度モ他國へ出シ由ニ依テハ他國ニテ約シ歸リシコ  
歎ノ説モアリ既ニ御隱居<sup>様ノ字脱カ</sup>ヘモ言上致セシコト夫ハ浪士共御國ノ太  
守様ヲシチニトルト云議ニ定メ君上伏水御泊リノ夜京師ニテ事ヲ發シ  
候議ヲ右ノ脱人ナド聞キ歸リ俄ニ八日ノ夜ノ事ニ及候説モアリ右ノ大

小南五郎右衛  
門、園村新作

文久二年四月  
八日ノ夜、即  
吉田元吉横死  
ノ時ノコト  
大石團、大石  
團六

守様ヲ質<sup>シテ</sup>ニトルコハ眞ノコトニテ有リシ由故ニ御隱居様へ言上セシコトア  
リ

□云小南園新ナドハ兼テ謀儀<sup>マ</sup>ニ預リ居ル説ヲ聞イタ

○云小南ハ江戸ヨリ歸リ二三度尋タ位ニテ其後京都ニテハ度々參リ心安  
クナリシナリ左様ノコトハ決シテ有ル間敷園モ二度位イ行尤革製<sup>マ</sup>ノ用事  
ニ付其節咄モ致シ候ヘドモ頗ル神掛リニテ天下國家ノ論ナドハ出來ヌ  
人ト思フタリ夫位ノコトニテ候故不知何ンゾ右兩人ノ攜<sup>マ</sup>ハリ居ルノアル  
ヤ

□云ヲサへ所ハナシ九日ニ太守様へ御目通りシテ言上セシコトアリ□云川  
野万スハ其夜出會シト云イカ、○云川万ハ私ト江戸方歸リシ男ニテ同  
志ナリ歸リシ後モ度々來リシナリ左様ノコトハ決シテナシ□云團藏ハ他  
國ニテ虎太ナド、約シ歸リ嘉助ハイカ、○不知事ナレド團藏ノ信友ニ  
テ團方掛ケシコト歎



三人ノ家中ハ  
深尾山内柴田  
備後ノ臣ノ下  
公ノ暗殺ノ件  
吉田内民部ノ  
同大内民部ノ  
係アル事ヲ云フ  
上坂ノ事ヲ云フ  
一件ノ事ヲ云フ

以ハ岡田以藏  
忠ハ喜八郎  
喜八郎ハ岡田  
松喜代ハ喜八  
助ト云ヘリ  
安馬ハ下横目  
小川ハ吉永良  
井上ハ一太郎  
殺一件ノ事ヲ  
村ハ村田忠三

右之通之意味ヲ云て問答頗ル長シ今日ハシマツガ政府へ聞へテ居ル所ノ真ヲ云タリ又小生ノ云シヲ信シタル色見ヘタリ佐川の脱人ト三人ノ家中ノ僕ナド申合セテヤリシ様ニ云タリ口云公子ハイカ、○云其節ハ聞シナレド雲上ノ事ニテ決テ不知右之事件信ト云ヲガテ致シタル様子ニ見ヘタリ夫ヨリ大坂ノ一ニ及ブ口云大坂ノ一ハ數人ナレド連類ヘ事及ビテハ六ツケ敷誰レ、御處置ニナリテヨキゾト云○云此間岡本二郎ナド白狀ニ及ビシト御尊イカバ申出候哉更ニガテン不參口云是ハアナタノ知ラヌヲナシ以忠入喜ナド白狀シテアル然ニ未口チアハス其内初メヨリ謀儀ニ係リテ居ルモアリ又ハ何ノ事モ不知急ナ御用有ルニ付參レト云テ來リ候ニ付行キ候處カク、スルト云是ハ私ノ一ニテナシ御上ノ御内命ナリ則横目モ來テ居ルト云テ初メハ下横目ノ安馬良吉兩人酒樓ニツレ行キ其歸ニ數人待テヲリ右横目兩人ハハヅシ四五人ニテ手拭ニテシホリ殺シ村跡ニテ一刀サシ夫ヨリ川へホリ込ミ數人

アナタノ弟、  
田内衛吉

一本精、本間精  
一郎殺害一件  
石部一年九月廿  
久三日ノ夜江州  
石部力大幕府原  
重藏、森邊金  
三郎、森邊六  
浪士カ暗殺シノ  
大建ハ即チ大  
建依則ト云フ大  
隱語ナリ

吉虎、吉村寅  
太郎

往來ノ立廻リ至シタル者モアルベシ是ハマダ、口ガ合ハズ横兩人未詮儀モセズ夫ユヘシカ、ハ云ヘンアナタノ弟モ携ハツテ居ルト云○云更ニガテン不行口云横目ガ入テ居ル故五郎右衛門杯モ疑ウナリ是ハアナタノ知ランコトハナイト云且又本精ノコトナドハアナタノ差圖ニテヤツタト以藏ガ云テ居ル又石部一件モ明白ニ云テ居ル是ハ死タ者モアリ又御ガカリニナラヌ者モアル扱是ヨリ京師ニテ他藩へ引合ノ筋彼是クハ敷承ハラチハナラス明日ノ事ニ致スベシト云テ歸リシナリ先大略右ノ通り大坂ノ一ト大建ノ差圖ナドト云テ居ル者ハマダ無キ様子ナリ  
右本文△印ノ事脱人へハチカケ不本意ノ様ナレド追々害ニナラザルコトニテ詞ニ窮セシ故右ノ通り答ヘタリ元佐川ガ起リシコト取リ込デヲリ申候又御郭の家來ト云名モ問ハレタレト名ハ不知京師へ參リテ居タ者ニテ顔ハヨク知リテ居ル是等ハ京都ニテ吉虎ヨリ聞キシコト云フタリ



右佐川人△ノ事起リシ推察ハ壽之助衛吉ナド私ノ信友ニテ互ニ是等ノ推察咄シハ致セシコモ有ルト云タリ  
(上田開馬藏文書)

○元治元年八月廿八日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

別紙佐川ノ事起リ脱人へハチカケ候事ハ不本意ナレト實ニ詞ナク又此上右之脱人ハ二度歸る事も有間敷候へハ追々害ニなる事も有間敷且又風説の事もしおぢさん此後御吟味も有之候節ハ佐川ノ起リ△ト家中ノ家來禎吉ナドノ事手ヲ下シ首ヲカケ討文出シ等ハ佐川ノ永野守馬橋本鏡猪ナドガ致シタト云の風説聞キシコアリ依太衛吉杯トハ竊ニ右之風説ヲ聞キ推察咄シヲシタコモ有ルト御云被遣度禎吉ナトハ間崎の塾ニ居テ吉扁カツメリタ様ニ云テヨシ廿八日ノ夜認頓首百拜

入道様

よゝ太  
(上田開馬藏文書)

おぢさん、島村壽之助、禎吉、大利、野文、吉田元吉ノ首級ニ添ヘシ間文

シマツハ大目付野中太内

○元治元年八月廿九日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

きのふもけふもシマツ一人なり明日は大目一人の筈なり昨日ノ佐川ノ何ゾ證據ハナキ哉ト云フ素ヨリ決シテヲサへ處ナシト答又問誰ヨリ其風説ヲ聞キシゾト云昨日モ申ス通り屹度聞シコハナケレド吉虎ノ咄口其香氣に聞へたり又問佐川人激烈人誰ゾ答云井原那須橋本ナドノ脱人ヲ云夫ヨリ名前ヲ書キ付ケタニ又云然ニ證據無クテハ御召捕ハ出來ズ近頃四五人亡命セシ者有リト云○大ニ驚テ聞タリ惣分同志ノ者ハ御上ヨリハ一様ニ御見付ケモ有ヘケレナレド全ク左様ニテナシ初ハ正論ノ人モ追々暴論ヲ出ス者モアリ既ニ私ナドヲ大ノ因循物ト云テ笑者モ數々アルナリ茲等ハヨク御監察有リ度大石團ハ弥太郎ノ同姓又其同郷ニ團藏ノ竹馬ノ友モ數々アルヘシ然ニ右△ノ事ハ弥太郎ナドモ決シテ知ラヌトト思フ

吉虎、若村寅太郎、井原那須、橋本、須賀、濱田辰彌、猪俣、元治元年八月十四日脱走

大石團藏  
△ハ吉田元吉暗殺一件

右之通ノ大略ニテ十ニシテ八九ハ信ジタリ今日ハ大阪ノ事ナドハ不問



シテ歸ル明日ハ京師ニテ彼是セシノ承ロウト云明日出ル筈ナリ

廿九日

△ハ吉田元吉  
暗殺一件  
四人ハ岡田以  
藏岡本太郎  
村田忠三郎  
久松喜代馬

△ノ事ハ明白ニハ不知只ノ疑ニテ色々云ナリシマツラ色々問イ其香氣ラ  
見ルニ委敷ハ不知然ニ大坂ノヲヨリシテ終ニ事顯シ可申依テ下ノ四人へ  
手ヲ付ケ度大ニ急勢

廿九日之應接之大略

(上田開馬藏文書)

○元治元年八月廿九日 (瑞山ヨリ獄外同志へ)

今日も一寸出候へとも格別ナシきのふの云た事佐川邊ノ事證據トスルヲ  
サへ處々ナイカト云テ素リナシト答へタリ眞ニ疑イトケタト云ニテハナ  
ケレト先十ニシテ八九ハトケ候様ノ色々合ナリ今日ハ大坂ノヲハ不問明日  
又京師之事ヲ咄ス筈ナリ

久松喜代馬

今日も久喜出タリ此上人ノ名前ヲ出サテハヨケレド必出スノ是ノミ當惑

長、吉永良吉  
安、小川安馬

ノ至ナリ良安へ急々御手ヲ御廻し可被成候以上

廿九日夜急

○慶應元年二月廿九日 (森田金三郎ヨリ島村壽之助へ)

コノ文前後書  
略アリ年代誤  
入標記ノ條ニ  
再出スヘシ  
七兄ハ岡田以  
藏ノ事  
天祥丸ハ毒藥  
ノ事  
全快ハ死亡ノ  
意  
大建ハ瑞山、  
石組ハ石部暗  
殺組ハ島本  
阿部川ハ島本  
端吉ハ島村衛  
吉カ海ハ榎垣  
清治

(上略) 扱過日以來七兄轉申候而隣近に相成居申候岩屋二(字義不明)用候も  
大に都合宜一兩日大に苦心仕申候何か厚思召も御坐有間敷哉彼是外論之  
御周旋被仰付度奉存候少シ病發ニも相成申候へは機會を以天祥丸など送  
り可申七兄一日も早く全快仕候得は誠に大建初石組ニも大ニ幸に御坐候  
委細之儀は阿部川も申上候趣に付御承知可被仰付候端吉には海より申  
上候様子に御坐候實に天之與處に急務々々何卒御思召御巨細之御報奉  
希上候(下略)

隈谷松太

(田岡正枝文書)



兒祭ハ以藏毒殺ノリ

親ハ以藏ノ親

久兒、久松喜代馬、村田忠三郎、ヲハ獄ノ略

○元治元年八月下旬カ (瑞山ヨリ獄外同志)

一 兒祭大に御盡力ノ由偏ニ祈リニ御坐候然ニ此ノコモ考ヘ見ルニ外ニ策略アルマジク飯ノ内へ入ル欲左スレハ今日デモ出來ルコノ病ノ時ヲ待テハ一年モ煩ハヌコ有ルベシ

親モ承知ハスルロケンド失策シタレハ死ナキハコ足ラヌコ故恐クハ仍々ヤルマイ此ノコ何欲良策御坐候哉大意承リ度候

一 土屋ハ頗ル名人ニテ眞ニカアランコヲ云テ間ヒ落ヌ由ニ付新小ヘヨクハ申合ヲキ度候且又新小ノ云イ口彼是新小ノ同郷へ通シ置クコ是等ハ申モ疎カ

一只々氣遣ハ久兒ナリ次ニ村兒ナリ

一新小ノコニ下ラヌコ又石組ノコニ皆々入ラヌハ人氣ヲ恐レテシメ出ニヤルコカ

○元治元年九月五日

(清岡道之助同治之助奈半利磔ニ於テ斬罪申渡書)

清岡道之助

清岡治之助

右は徒黨を募り兵器を携へ野根山中へ屯聚強訴の上謀叛の企所業遂に阿州表へ遁亡不届至極の科を以て打首被仰付於雁切川梟首三日間晒以後拔捨被仰付

九月五日

(佐佐木高行日記)

○元治元年九月五日

(寺尾權平以下二十一士奈半利磔ニ於テ斬罪申渡書)

寺尾權平 柏原禎吉 柏原省三

木下嘉久次 木下愼之介 吉本培助

田中收吉 近藤次郎太郎 安岡鐵馬

川島總次 檜垣繁太郎 千屋熊太郎



宮田 頼吉 横山 英吉 宮地 孫市  
 小川 官次 岡松 惠之助 新居 竹次郎  
 宮田 節齋 豊永 斧馬 須賀 恒二

右は徒黨を募り兵器を携へ野根山中へ屯聚強訴の上謀叛の企所業遂に阿州表へ遁亡不屈至極の科を以て打首被仰付

九月五日

(佐佐木高行日記)

○元治元年九月 (徳島藩野根山事件ヲ口實トシテ長州征伐ニ出兵ヲ辭スル件)

子九月阿州侯使者口上竝御答

内實は土州と不和の上此度脱走人二十五人國許へ立込み右土州より渡吳候様申來候處繰カ之人數受取として五百人程の人數押寄候赴不得其意脱走人も兵器相攜候体脱走は表之唱にて國中へ立込み土州政府と同意之上如何之計略有之哉難測若追討に向ひ候時は虚に乘し打入候も是亦難計乍併

左兵衛督ハ  
 吉井藩主松平  
 信發カ

前件之次第書取を以願候義は難相調右之意味を以御斟酌之上御周旋被下候様申上候處按以上使者の口上左兵衛督様於土州は決る左様之事は有之間敷如何に土州人無人と云へども元來大國故是等無謀之企致候無思慮人は有間敷假令万々一左様之義有之候とも秀吉公などは大に悦候處にて國中大舉下民に至迄不殘長州へ向ひ其虚に乘し打込候時は天下之全力を以土州を打取候得は一先被取候得共土阿二國を領し阿州に於て大幸也と云使者頗る赤面致候由

(田岡正枝文書)

大目付野中太  
 内シマツハ  
 小方言小ハ  
 利左衛助中ハ  
 山左衛助中ハ  
 野中太内文  
 二當分大元附  
 帶慶歴大目附  
 月朔日大目附

○元治元年九月上旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助)

大シマツ一人小毛中二人陸目三人ニテ詰ハシマツ一人外ハ一言セス  
 是迄云ハレテ居ル初ヨリ逐一承允江戸ニテ長人ノ云イ合セハ如何ナルゾ△長人ノ云イ合セハ不承聞ク處ハ天下ノ形勢ナリ右ニ付薩長大ニ盡力時宜ニヨリ義舉等ノ勢ヲ見實以容易ナラザル故國ニ歸リ申出デタ



渡邊、渡邊彌  
久馬、大石彌  
大彌、大石彌  
太郎

平井善之丞  
二人、河野萬  
壽彌島村衛吉

リ右聞シトニ確證アリシヤ△確證ハ不得レトモ薩長ノ勢ハ儘ニ見タリ  
依テ右彼是深ク御探索アリ夫レナリノ御覺悟可有様ニ申出デタリ△江戶  
ニテ渡邊へ申出ノ由彌久馬ノ答ハイカニ△江戶ニテ申出シハ大彌ナリ△  
然者彌久馬ニ面會ハセザリシ哉△大彌ト同道ニテ一度尋子面會シタリ然  
レドモ薩長ノトナド深ク聞カザル先ノトニテ右様ノ咄ハセザリシナリ△  
御國ニ歸リ政府ヨリ外誰カニ咄ヲシツロウ△平井ハ江戶ヨリ歸リガケ立  
寄咄ヲシタリ是ハ愛國ノ人ト聞シ故ナリ△善之丞ノ答ハイカニ△格別答  
ト云ハナシ只安カラヌトト繰反云ウタリ△一人行キシヤ△二人ナリ同伴  
ハ先キ歸リシナリ△善之丞ヨリ此トハ某へ咄セト云ハセザリシヤ△左様  
ノト不言△右之筋政府へ云出候節政府ノ答ハイカニ△格別ノ答ハナシ右  
ノ筋ホリ入テ尋子アリシナリ△其時分ノ心持ハイカニ有リシゾ△申出候  
上ハ政府ノ御詮議ニアルトニテ探索等アルトト心得シナリ事起リシ時一  
人ニテモ御用ニ相立人ノ出來候様ニ思ヒ心アル人ニハ時勢談ヲシタリ其

丁子、銚子

本精、本間精  
一、以藏、藏  
岡田、以藏、藏  
人、以藏、藏  
衛、以藏、藏

後口外御差留ニ相成ヨリ他言ヲヤメタリ先達<sup>脱カ</sup>テ屹度ナラズ尋候節元吉下  
手人等ノ尋候時以下々々惣分ノ人氣ハ元吉ヲ殺サテバ國ハ治マラン云  
々ノ由被云シト是ハイカニナル譯ニテ有リシゾ△夫ハ先達モ申通り俗説  
甚シキトニテ或ハ銀ノ丁子或ハ證文藏ノ金粉ヲ盗ナト種々様々ニテ專政  
治ヲ私シ自ラ奢ヲ極メ御國ノ御勝手ハカラニナツタトカ風説ナリ△然バ  
ナセ其筋ヲ政府へ申出ザリシヤ天下形勢サへ確證モナキニ申出ルトナレ  
バ國ノ仕置ヲ殺等ハ尙更云イ出ル譯ニテハナキヤ△右ハ風説ニテ目途不  
立故申出ト不相成天下ノトハ櫻田一舉或ハ東禪寺或ハ宮様御東下又薩長  
ノ往來等屹度目途ノ有リシトナリ是ヨリ本精ノトニ飛ブ◎本精一ヲ以藏  
ト薩人ト切害セシ由ヲ翌日田中ヨリ聞クト云是ハ以藏ハ太守様ノ御供人  
ニテ殊ニ同盟ノ者公邊ヨリ御不審等有レバ御上ノ御身ニ掛ルナリ依テ聞  
タレバ其手ヘナセ申出スゾ<sup>共カ</sup>(此トニ至リ聲高クナリ頻ニ詰メル)又以藏ガ云  
ニハ半平太ノ差圖ヲ受供ニヤツタト申テアル△以藏は若年ノ時方世話致



ノケルメ、制裁ノ意

◎目付  
大坂ノ事、井上佐一郎殺害一件  
小田原ノ事、坂本瀨平殺害一件

シ候者ナレドト角心行不正ニテ度々義絶ノ事思ヘドモ親方度々被頼候故  
只々親ヲ氣ノ毒ニ存シ其儘ニテ居シナリ然ニ本間ノ其時分ニ至リテハ  
最早サツハリ見捨居リシナリ又本間ハ諸藩ノ離間ヲナシ又公武ノ間ヲモ  
亂ス大ノ奸物トハ諸藩人ノ云フヲ聞キシナリ私ノ至ラヌ所被政府へ申出  
以藏御クルメ等ニ其節相成候ハ他藩へモ關係ノ事ニモ相成反テ不宜哉  
ト存誰ニモ不申シナリ又私ノ差圖云々等ハ以藏ノ虚言ニテ是等ノ以藏  
ト對決スルモ實ニ耻カシキコトニ付其節私ノ以藏ヲ見カキリ居候事等ハ其  
參リ候私親シク致シ候者等御尋合ノ上以藏カ虚ヲ云カ私ガ虚ヲ申被深ク  
御監察被仰付度◎笑テシマク云イヌケルナド云義ヲ絶ヌ中ニ心中テ見カ  
ギリテイタナドハアナタニ似合ヌ口上ナリ天下へ突出テモ筋ガ立マイナ  
ド、此セリ合尤甚シ百方辨論ス◎以藏ガ云フ夫ハ偽ニテナシ既ニ大坂  
ノ事ナド以藏ガ云通り誠デアツテ夫々白狀ニ及デタル今日ハ先是レ計リ  
尙思慮云々大坂ノ事小田原ノ事モヨク分ツテ居ル又又次ニ夫ハ不審ニ

七兒、岡田以藏

及ブベシ云々立レマセ  
大略右ノ通ナリ何事モ全ク確證ナシ又大坂ノ事ナドヨリ分ツテ居ル等ハ  
虚言ナリ本精ノ事ハ七兒ガ慥ニ云テ居ル故ニ此一事ヲ強ク云ナリ  
シカハ讀反シモセス御推讀  
(上田開馬藏文書)

○元治元年九月上旬カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

夕へは御多被遣有るゝ拜し先々みかへさぬ御きんよく  
めて度そんし私事ふじ少も御氣遣つるにされましてそんし  
誠この間私のゆう事を聞キとつたと御目附云しゆへもふよ  
きこととそんしをこしやくつろぎおり候處まふせんあふのことへも  
どりむつりしく云申候其内以藏が京で薩摩の人と一所本間といふ人を  
切りし事あり此事を以藏が云ニ私のさしづよて切たといふておりまを  
な先このことがおもよて御座候誠よこまつたやつよて候扱なふ

薩摩ノ人田中  
新兵衛一耶  
本間精一耶



も又出るよふニゆうてきましたらんどらふちとふこゝちゆへことせり  
ました明日頃も又出るつもりでござりまはれいづれよにしてももふくそ  
ふくゝなるきことあるまゝと存じ候誠よこの間ハみあゝを御よろ  
こむせ申て御氣のどくよて御座候扱小笠原よめもふるんのよしまみちも  
なき事よて候先くゝあふくゝりしく

よ  
り  
太

姉上さは

おと乙との

前、島村家

一この多前へ御とけ

又く二三日の内下番やり申候

○元治元年九月上旬カ (瑞山ヨ、島村壽之助へ)

色々云シアアレド難盡大畧ニテ御座候

野多ハ野崎糺  
カ  
七月十九日禁  
門ノ變ヲ云フ

九ツ時小監不時ニ牢ノコヲシへ來リ云扱此間内モ段々相尋度トモアリ又  
アナタモ何欲云イタイトモ有ルロウト思ウ扱京師モ先達テ戦争又長州へ  
モ夷人來リ甚シキ戦ニ及ヒタリ段々右ノ書キ付モアル今日ハシミく何  
角咄シ開度又右ノ書付モ御目ニ掛ケ可申トテ誠ニ平日ノ同志ノ如クナメ  
シテ夫ヨリトヲセ時合ヲ見テ申越シ可申ト云テ頗ル好言合色ニテ歸リ夫  
ヨリ八ツ前頃ノ呼ニ來ル

大目付麻田楠  
馬

吟味場ノ内へ屏風ヲ引麻楠ト野多兩人ナリ夫ヨリ野長州ノ搜索書キ朝  
庭ノ勅書其餘搜索書キ數通色々話シテ深切ニ見セル夫ヨリ扱先日内段々  
之御吟味モ有之事然ニアナタノ心中ハヨクくガラシクアノ席ニテハ  
問イタイトモ有レド横目宰番ナドモ居候事ニテ言ハレザルトモ可有之故  
ニシミくアナタノ心中ヲ尋子度候ニ付自由ニ居サンセ先アナタガ心中  
ハトヲ思ゾト云夫ヨリ答私昨年存シ掛ケモナクケ様被仰付如何ナル仔細  
ト存シ尋子出候哉ト度々存候へトモ根元御上へ差出候身分ノ上ヨリ角

居サンセ方言  
居給へノ意



盟ハ血盟ノ

△ハ吉田元吉  
暗殺一件  
下總、國老山  
内下總

被仰付上ハハヤ、御糺明モ可被仰付ト存シ只々相愼罷在候内心外差迫  
リ度々絶食等ノコヲ存候ヘトモ御疑ヲ受居内死スルノ道ナシト思ヒ止リ  
居候處先達初テ御不審ノ筋承リ候處存シ掛ケモ無キコニテ種々御尋モ被  
仰付只私命ヲヲシミテ身ニ覺ノ有ルコヲカクシ候様ノ御尋モ有之實以心  
外至極私一命ヲ捨テ御爲ニ相成事ナレバ本望至極ニテ平生御上ノ御爲ニ  
死スノ居リニテ骨ニキサミ居候事其内盟ノコハセズトモ宜シカリシト存  
シ候盟ノコモ私黨ナド、被仰付候ヘトモ全ク左様ニテナシ右盟ニ書キ記  
シ有之處赤心ニテ以下、ノ者赤心ヲ君上へ入御尊覽度候故ニ差上候  
處御意ニ是ハ人ガ見ルト不宜候ニ付焼キ捨候様被仰付候ハ誠ニ御意ノ  
通り人ガ見テハ色々疑出候ト直様焼キ捨申候其文ハ則大石彌太郎ノ  
執筆ニ候間尙是等ハ彌太郎へ御尋被仰付候ハ、尙更其誠心相分リ可申  
ナド、云タリノ云然ニ△ノコハ下總殿ヨリ起リシコ公子方モ御攜リニテ  
下總殿ヨリ或人エ談シ夫ヨリアナタへ云アナタ右ノ者へ談シ候由ニテ

ワシ自分ト  
コト

ト問フノ略  
コ答ノ略

大臣、國老深  
尾、山内下  
總、山内民  
部、山内大  
等、暗ニ指ス

其夜アナタハ弥立合サルコハ明白ナリ是レハ申出テ居ル者ガ有ル右ニ付  
此義ハ寛大ナル御所置有ル譯ナレド角ク、致シタ譯デカク、ト明カ  
ニナラズテハ不相濟誠ニワシナトモ實ニ心痛ケ様ノコハイヤナレド此役  
被仰付候上ハ糺明セテハナラス而已ナラズ是カ明ニナラズテハ御威光不  
相立君上ノ御痛心誠ニ恐レ入ルコト右ノコトハ大石團藏直ニ承リ居ルト  
申出テ居ル者有ルト云答右等ノコト都テ不存セ其時分ノ人心ハ實ニ以下、  
ノ者ハ放レ居候コニテ大様相分居可申又東西寄合右之コニ及候等ノ御疑  
御尤ナレド是等ハ相分リ候事ト思フ御郭ノ家來ナド大ニ力ヲ合セ候様ノ  
風説ハ追々京都ニテ承リ候コニテ候私義ハ不存コナリト云ト其郭ノ家來  
ハ誰ノ家來ソト云コ人ヲハ京師へ參リ居候ニ付存知ナレド名ハ不知茲等  
ヲ御監察アレハ相分リ候哉ト云ノ云然ニ是ハ此ノ上イカナル御所置ニ相  
成候ハハ可宜ト存ルゾイヅレ大臣公子ガツラナリシコニテ素リ御寛大ノ  
御所置ニナラテハト存候ヘトモ分ケ不分テハ御所置ハ不出來故ニヨク



喜代馬、久松

八之助、岡本

△ハ吉田元吉  
暗殺一件  
藤印、藤本駿

義ノ輕重ヲ考ヘカヨヲニシタレハ御威光モ立相治ルト云ノ考ヲ聞キ度  
シイツレ今直ニヨキ考モ出來間敷トフセ又明白承<sup>日カ</sup>ハロフト云私愚ニテ迎  
モ考ノ出ル筈ハナケレド尙トクト相考ヘ可申ト云テ濟其時喜代馬ハ誠ニ  
實ナル人ナレド大坂杯ニテハヨクノボセテ居タ者ト見ヘル大坂ノ  
ハ八之助ガクハシク云タゾ誠ニ人ノ勢ニ乘リシト云者ハイヤナモノチ  
ヤ八之助ハ承知テアロヲ一分ヲ立テ申出テアルト云左様デゴサルカト云  
ト野ガ云此間内アナタノ云ニ違ウモアレド屹度考ヘガアリテ云ウ  
ト思既ニ大坂ノナドガ明白ナリ尙ヨクノ考テケ様ニシタレハ御威光  
モ立チ惣分ノ疑モ散スト思フヨクノ考テクレヘト云テ歸リシナリ  
右△ノ云テ居ル人ニハアナタヲ逢ストモ出來ルト云是レハ藤印カト  
疑ウナリ今日入言イロハ自分ニ身ニ引受テ死テトイハンバカリナリ  
右之通りニ付明日モ又ノ出ルナリ何事モ不知不知ト云外ナシ最早甚  
六ヶ敷事ニ至リヌリ

東郡ノ清岡道  
之助ノ清岡道  
九月五日(元  
治元年)清岡  
道之助等廿三  
道之助等廿三  
於テ斬罪ニ處  
セラレ

○ハ横目濱田  
眞作瑞山等ノ  
同志

下番佐藏

七兒ハ岡田以  
藏、親ハ以藏

東ノ清道ナドノ事モクハシク聞タリ是モ寛大ノ御所置被仰付タト云首ヲ  
切ルガ寛大デヤゲナハゲシキ<sup>一</sup>之可歎々々 (上田開馬藏文書)

○元治元年九月六日 (瑞山ヨリ島村壽太郎ヘ)

御紙面夫々慥ニ拜受仕候御揃御勇健之旨奉賀候扱口ナド之處大ニ御周旋  
之旨誠々々々御心中奉察候口ナドノ云イヌクイ處ヲ以考候ヘモ多分瓦解  
セシト歎ト存候イヅレ少々ニ亦も帆向キノヨキ事ナレバ早ク云譯ナレド  
千萬之事ニ至リ居可申然ニ瓦解ト相成候事ナレバ口モ素リ今之處ニ居ル  
ト不能又小生ハ病氣ニ出ズトモ外ニ數々詰問スル人多キ譯ナリ然ニ其  
事もなし更ニガテン參らば兼申通り今日死てもあんとも不存候間口ノ  
處ギシノ御問ヒ詰奉願候明朝モ相分ト申事故明夜モ幸ヒ佐藏之廻リ  
ニ付遣し申候

七兒之事親ヘ御申解之由隨分受けよきよし只々此事而已祈申候然ニ又一



ノ親  
又ハ一ツ七兒生  
シハ岡本太郎  
自白ノコトカ  
同流ハ以藏ニ  
同シク其視ニ  
申含メテ毒殺  
スルコト

ツノ七兒生し何とも歎息之至ニ御座候是も七兒同流に行度事なれとも今  
の處にてはいかんとも不相成大息々々

新小ノ間ヒ落サレシ一ツ有之候誠ニケシカラヌ一急々新  
小へ屹度御申通シ奉願候

佐原、佐井寅  
次郎

誠ニ色々御厄介相掛ケ實ニ々々御氣之毒千萬ニ御座候へとも右之旨三治  
ト佐虎トへ急々御引合置よろしく奉願候先ハ右計早々頓首

六日夜

依 太 郎

太 郎 様

尙以七兒の親之勢を御聞せ奉願候

一書添申候扱今日も浪穂出則別紙之通ニ御座候

七兒も出居申候是も策之におこされ候事欲いあり只々此事計奉祈候

扱久兒ニも實ニ込リ入申候

七日認

浪穂、島村衛  
吉別紙ハ六〇六  
頁ノモノチ云  
フカ  
代久兒、久松喜  
馬

浪穂、島村衛  
吉

一別紙新小に之引合急々奉願候誠よけまらぬ人あり云ハいでもよき事  
迄申實ニ可畏々々々々

一浪穂之詰矢張り形容而已之事是ト云確證更ニナシ矢々瓦解をせぬ者と  
申候又兒組も夫々虚言もせぬものと見へる

私病氣先同前今日も静安參リ血ヲ取り申候決る御懸念被下間敷候百拜

(上田開馬藏文書)

醒庵、野萩原

○元治元年九月上旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助)

○ハ野多△ハ自分

野多ハ野崎亂  
カカ野中太内  
カ狗致フベシ

今日少々快候ニ付出ル野多一人ニテ例之通屏風ヲ引問先以此間ノ儀御考  
イカニト云答テ此間御尋ヲトシ候公子大夫方之事御尊有之候一イカナル  
一歎承リ度シト云○云其儀ハ大筋ハヨク一相分リ居ルナリ然ルニ其元  
ヨリモカク一セシ次第ト打明テ云ハル、一ナレハカクスヘキ事ナシ大  
學様民部様秀馬様大夫ニテ下總殿鼎殿備後殿平士ニテ武藤小藤太園村新

大學、山内豊  
榮、山内豊  
民部、山内豊



秀馬、山内勇、  
山内下總、深  
尾、柴田備

作ナドノ名出ルナリ  
△云都テカテン不參此ノ間被仰聞候儀ツク、相考候處愚昧ニテ何トモ  
考無御座ヨシ又考ヘアリシト<sup>テ脱カ</sup>今此ノ身分ニテ決シテ口へ出ヌ<sup>テ</sup>此ノ上  
ハ御上ノ御明察ニ有之<sup>テ</sup>ニ

御兩殿、容堂  
豐範

○云カクノ如ク改ラズ打トケテ談シルハ則アナタノ心中ハ存知ノ<sup>テ</sup>故ナ  
リ實ニ此度ノ儀ハ乍恐 御兩殿様御苦心何トモ申様モナキ<sup>テ</sup>故ニ御上ノ  
御爲ト少シニテ<sup>モ脱カ</sup>存ル<sup>テ</sup>ハ不包申ハ當然ナリト色々辨<sup>マ</sup>ヲ盡ス<sup>テ</sup>甚シ  
△云左様ナレハ愚存申述ナリ右ノ如ク乍恐公子方ノ御名迄出ルト云ハ驚  
キ入候次第以ノ外ノ事然ニ又其時分ノ惣分人氣彼是相考候ハ中<sup>ノ</sup>一ト  
通ノ事ニアラス故ニ只今其ノ儀ヲ糺明ニナリタレハ御威光ハ立ヘケレド  
却テ其跡ノ亂トナリ若ヤ御國亂ト相成リハスマイカト右兩様ノ輕重ヲ計  
リ候ハ、イカ、ニテモ有之候哉今ツイ廿人計リ死シテ御威光モ相立萬人  
ノ一和トナリ跡ノ治リユク事ナレバ無此上モ事ト考ル

以藏、三岡田  
藏、忠、三、喜、村  
田、忠、三、喜、村  
代、八、之、助、喜、代  
馬、八、之、助、喜、代  
岡、本、八、之、助、喜、代  
此、儀、本、大、坂、一、郎  
暗、井、上、佐、一、郎  
卯、月、一、件、四、月、八  
日、吉、田、元、吉、暗

○云其儀ニ付甚心配ナリイツレ本末ノ有ル譯ニテ一寸云ハ、一ヨリ十迄  
ニ至シテ見ルト其下手人等ハ五六位イナリ一二三ノ所ヲステ、五六ヲ以  
所置ハナラズ既ニ 君上様ノ思召ハ<sup>賞カ</sup>掌罰ハ國政ノ本故ニ此ノ儀ヲ糺明セ  
ヅシテハ不相濟國ノ參政ヲ殺シ其儀ヲ糺明シテ國ノ亡ヒル<sup>テ</sup>ナレハ亡ヒ  
テヨシ罪人ノ糺明モ出來ヌト云程國主ノ權ガナクテハ世ニ有ルモ無益故  
ニ此ノ糺明ヲ妨ル者ハ打チ捨テヨト云ノ思召是亦御尤ニテ野生ナド右ノ  
思召ヲ受ケ彼是スル心中察シ下サレタシ此間モ尋子候節貴様知ラスト云  
大坂ノ<sup>テ</sup>モ段々白狀ニ及ビ只今以藏<sup>三</sup>喜代<sup>八</sup>之助<sup>四</sup>人ハ明白ニ申出テ  
ラル其内拷問ニナリシ者モアリナラザルモノモアルナリ此ノ儀逆モ數人  
ノ<sup>テ</sup>今揚リ屋入御クルメニ相成リ居ル者外ニモ携ハリ居ル者も數々ア  
ル誠ニカク事カヲキテクレハイヤトモ糺明セテハナラス此ノ儀ハ卯月カ  
ラ見ルト小事ナレト實ニ心配ナリ右ニ付今日ノ所ハカ様<sup>ノ</sup>ト被云ルガ  
實ニ御爲ナリアナタモ其節ノ公子大夫大臣彼是ノ風説ハ知ヌ<sup>テ</sup>モアルマ



シセメテハ風説ニテヨク候間承リ度園村新作ノ同志々委敷申出テ<sup>チカ</sup>ラル事  
ニト色々様々<sup>言カ</sup>云テ盡シ情ヲ盡シノ<sup>ベカ</sup>ヘスヘラレタリ

△云成程其節ノ風説ハ様々アリテ承リタリト云内ニセン氣ニテイタミ迷  
惑セシ所氣ノ毒カリ又々イツニテモアナタノ心地ノヨキ時ニ承ルヘシ先  
ヨクヨク御イトヒナト好言甚シ右ニ付△云風説ハ云テ御爲ニモナル  
マイケレド御爲ニナルコナレハ次ニ可申ト云テ歸ル

右園新同志ト云ハ森四郎ニ相違ナシ

七兒岡田以藏  
森金、森田金  
三郎

老公、容堂

ス○ハ野多ヲ指

右下獄實ニ甚シ全ク七兒同様ナリ森金ハ感心然ニカク數人虚言ニ至リ種  
々ノ事ニ至リ申候血涙而已誠ニ虚言人可憎 老公ノ思召ハ偽リニテハ有  
ルマシク左スレハ一人モ殘ル人ハナシ  
虚言人數々アリテ色々ノ數ヘ立言ハル、ト實ニ應接ノ詞ニ窮シ申候○ハ  
其筈ナガラ頗ル辨才<sup>辯カ</sup>アリ感心々々

右ハホンノ大略ニテ○カ云様ニハ中々書キ盡スコト不能御察シ△ノ云シ事  
モ色々アレド大略

小南五郎右衛  
門、小野、平井善  
之丞

○云公子方へ之手ツ、キモ一通リハ分リ居ルナト、云シナリ小南ト小野  
トヲ云ハズ是ハ奴カ云落シカ合點ユカズ (上田開馬藏文書)

乾、退助後ノ  
伯、板垣退助  
毛、小目付毛  
利、泰助

○元治元年九月上旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)  
乾ト毛二人ニテ例之通リ屏風之内別テ和談ナリ格別替リシコトナシ乾計リ  
云ナリ初ニ病氣ノコトナト懇々問ヒ扱一体御不審ノ筋アナタノ巨魁ノコトハ  
一國ノ人ノ見ル所然ニ是迄口ヲ不開尤口ヲ開キテハ脇々へ關係致シ大事  
ニ及候トノ考且又大臣ニモ及フコト故ニ御爲ニナラヌトノ心得ニテ可有之  
故ニ此ノ通リシテ表ヲ張リ御吟味ハ不致勿論アナタノコト故ニゴザレシ  
タコトアゲ是ハトラゾレナド、盗ナドノ様ニ御尋ハ不致唱義ノ武士ノ



大坂ノ事井上  
佐一助暗殺一  
件ハ之助、岡本  
八郎、喜代、久松喜  
代馬、村田忠  
三郎、岡田以  
藏、岡田以  
收二郎、平井  
取二郎

「故ニ有ルコトハアル無キコトハ無キト是ハ明白ニ云ハル、譯ナリ既ニ大坂  
ノコトハ皆々申出テ居ルコト其内八之助ナドハ格別丈夫ナ男ニテ初ヨリ  
自分一人ノコト斷然ト云テ居ル然ニ喜代忠三ナドハ皆々愚直ノ人ナリ夫ヲ  
鼓舞シテ遣テ居ル人アリ一体ノ議論彼ハ奸物故ニ除カテハイカント云  
ノ議ニ定リ其ノ上ノコト云既ニ以藏ノ申出ハアナタト收次郎ト頭立テ議  
ヲ定メ云々トテ居ル右之通り明白ノ上ハアナタモ自分一人ノ處ハ被云候  
テコソ志士ノ本意ナルヘシカク御吟味ナキ邊モ右ノ事顯レシ上ハ名乗リ  
出ルコソ義士ナリ決シテ脇々ハ關係ハナイゾ夫ニ心配ハナイト此ノ事  
頻リニクリ返シ云  
答御尋ノ筋一トシテ存シ掛ケナシ御懇ニ被仰聞筋不肖ナカラ氣遣ナシ此  
ノ上ハ一ツツ證據ヲ以御尋ニ預リ度成程巨魁ノ御見附モ御尤ナリ兼テ  
モ申通り私虛名高ク故ニ何事モ私ノ心事ヨリ出ル様ニ御見附ナレト決シ  
テ左様ニテナシ論ノ違ウ人多シ一樣ニハ不參ト反覆辨解ス

圓太郎、久松  
コザノ方言  
ゴザノ意

△云左様ニ云ハル、コナレハ何コトモ知ラヌコトナル、ベシ左様ナレハ脇々ヲ  
詮儀スヘシモシヤ是ノ上脇々事明白ニ及ヒテハ誠ニ恥辱無此上弥ヨキ欲  
トクリ返シ云  
答此ノ上脇々ヲヨク御詮儀被仰付證據ヲ以テ御不審被仰付度惣テ人  
ノ心腸ハ目ニ不見コト故多言ハ不仕所謂棺ヲ蓋テ事定ルヘシト斷然ト放言  
ス  
△云先ツ證據ハ圓太郎之狀且又村田馬太郎之云出其余色々コザノ致シ  
タコトヲ參考スルニ是非トモノガル、コナシト云  
夫ハ長州幕府ナドノ咄ニウツリ終ル  
右モホノ大略ナリ巨細書キ盡シ難シ口上ノ口氣巨魁故ニ白狀サセ罪ヲ  
鳴シ外ノ人ハ深く糺明ハセヌト云意味ナリ喜代ナドハ脇へ引ノキノ  
考ヘ見レハ誠ニ不憚ニ思ウ物ノ位一二三四五ト有ル所ニテ一二ヲステ四  
五ノ所置ハナラヌナド云シナリ



三兒、久松喜  
代馬、岡田以  
藏、岡本次郎

武市瑞山關係文書第一

六百六

右之通故ニ此ノ上ハ何事モ三兒組ノ詮議ヲツメ彼ガ口カ云ハスル勢ナリ  
依テ亂ル、<sup>ト</sup>モ治ル<sup>ト</sup>モ下獄組ノ考ヘ次第ニ決ス

小生近々拷ニ至ル必定ナリ村馬ノ<sup>ト</sup>重松ノ狀ノ<sup>ト</sup>ナドヲ以是ハイカ、<sup>ト</sup>  
<sup>ト</sup>脱カ  
詰メルヘシ

只今ノ處ニテハ屹度シタ確證ハナキ口氣ナリ

△云

△ハ目付ノ間

大坂ノ事平收彼是指揮セシヨシ平收トハアナタ真ノ同盟依テ供々議ヲ  
定メシ<sup>ト</sup>無疑ナド、云シナリ

赤穂人之事、  
主税ヲ暗殺セ  
シ西川升吉等  
ヲ平井收次郎  
等ノ庇護セシ  
チ云フ

既ニ赤穂人之事ヲ誠忠ト唱小畑孫二ナド大ニ周旋セシナリアナタモ同  
論ナルヘシ

答此ノ事ハ私江戸ニ居テ何モ不知ト云タリ

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月上旬カ (島村衛吉ヨリ瑞山ヘ)

陸ハ徒士目付  
中太内

今日も大小目揃 陸ハ東ノ方に西向キニ居ル詰ハシマツ 外無言

玄瑞ハ長人、  
久坂玄瑞  
依太ハ瑞山

○此間モ申出通り形ニ於テハ申分無イト申カ愈知ラヌ證據有哉○毎々申  
上通心ニ於テ不忠不義ノ覺ナシ幾重ニモ厚ク御詮議被仰付度奉存○其方  
ハ深ク玄瑞ニハ不出會トイヘ共父子兄弟ノ如クスル依太ハ終始親クシタ  
リ其玄瑞ハ禁庭ヘ弓ヲ引シ者ナリ夫ニ其方<sup>ト</sup>ノ同盟ノ者同意シテ供ニヤ  
ツテアル此處ニ申開キ有カ○玄瑞ハ大學者ニテ天下ノ人皆尋ルナリ且暴  
論アレ<sup>ト</sup>名<sup>ト</sup>利ノ爲ニアラズ真ニ憂國ノ心ヨリ出ル事なれば又益々成ル<sup>ト</sup>  
モアルベシ○其益々成ル箇條ヲ云ヘ○夫ハ只今覺不居○夫ハ只云計ノ事  
ニテ實ハ申合セ國ヲ亂サントノ事ナルベシ其故證據有マシ其方ノ申處ハ  
形ニ於テハ申分ナク只心ヲ頼ニシテ居ルカ○左様ナリ只明察ヲ願ヒ奉ル  
○(一字不明頼ニシテ居ル心ハ二年計ニ成ル殊ニ輕格ノ身トシテ御直ニ申  
上ル程ノ事忘ル、様カ心ナレバ中々頼ニナラズ余ニ申分有ルカ○成程此  
間モ被仰聞通是程ノ事ヲ忘レタト申テハ不相濟故其後ハ快寐モセズ考シ

武市瑞山關係文書第一

六百七



處漸一ヶ條計思出シタリ其節大人數ニテ御目通り願ヒシハ五十人參着否  
 ノ儀又孰モ身輕キ者御上ノ尊顔ヲ不知且愚存ヲモ申上度トノ事其愚考ノ  
 筋ハ古今未曾有ノ非常ノ時故非常ノ御手當被遊度ト申意ナリ○非常ノ手  
 當ト云ハドウ云事ゾ○右之通り申上シ處御意ニ物本末アリ本不立テハ不  
 成如何シテヨキヤト御尋ニ付其器ニ當ル人其任ニ居ハリ下々ノ者迄向フ  
 處ヲ知ラシメ人心和スル様仕度ト申上ゲシト聞<sup>云カ</sup>○其器ニ當ル人ノ名サシ  
 ヲシタカ○名サシハセス○依太杯ガ只彼者共ハ忠義ノ者ト申上ゲ既ニ大  
 坂ニテ佐ヲ殺シ又小田原ニテ瀬平ヲ殺シタ様ナ事ハカクシテ只忠義ノ者  
 ト申上ゲシハ不忠共何共申様ナシ又御尊顔ハ御他出ノ節御馬上ナレハイ  
 ツデモ拜メルヲ何分大勢申合上へ迫リ又上ヲ擁シ奉ル心有ッロウ○申々  
 左様ノ心毛頭ナシ○マダ外ニ屹度シタ證據モアリ又自身ノ口ヨリ出テ居  
 ル事モ有其聞イテ居ル者モアリ追々申聞クルナリ幼少ヨリ親クセシ久兒  
 杯モ大坂ノ事アリ誓ノ表忠義ノ爲ト云へト其姿不立又依太ノ指揮ニテモ  
 久兒、久松喜  
 代馬

佐、井上佐一  
平瀬平、坂本瀬

七兒、岡田以藏

大坂ノ事、井上佐一、耶殺害ノコト

七兒本精ヲヤツテ居ルドラシテモ遁レヌゾ○久兒ハ幼少ヨリ親シクスレ  
 ド時勢ノ論ナドスル人デナシ更ニ合點不行本精の指揮依太ノ事杯所捕ナ  
 シ○其方ハ存掛有マイ○是モ七兒ガ明白ニ云テ居ル又大阪ノ事モ骨肉ノ  
 弟殊ニ一家同前ノ處ニ居テ知ラヌ事ナシ知ツテ有ル事云ハ子ハ御作法之  
 通見苦敷御吟味被仰付尙得ト思慮セヨトテ歸ル  
 右取急ギ愚筆難分御推讀奉願候  
 別紙ハ今夜御書之内へ御封シ込被遊度奉願候

依太様

浪穂

シマツ、野中  
太内

不辨者イキヅミ出シ居ル内シマツ引重々出故存分得不云事多シ江戸ニテ  
 存寄ノ事云シ時夫ハカクシテ居タレト夫レテハ却テ不審立故右之通り申  
 スデ有フ此事杯ハ伺タレハ直ニ分ル事ナリ右等ノ事忘ル、ト云コ無キ譯  
 ナリドヲ云コデ忘タゾ其子細ヲ聞ント云ニ付△何も子細ナシ毎々申上ル  
 通り頗ルキラク惡敷故ナリ○キオクガ惡敷トテ是ホトノ大事忘ル、事ナ

武市瑞山關係文書第一

六百九



シ夫ナレハ江戸へ行テ親ノ有事ヲ忘レ狀モ越サヌ程ノ事ナリ又子カ何人  
有ト云フ杯モ忘ル、物ニアラス畢竟上ヲ大事ニ思ハヌ故忘タ者カ杯一向  
甚敷實ニツマラス事ニ御座候只長州ノ盡力ノ手初ヲ聞カヌト云口令云テ  
ハ都合惡敷故不云カ何分屹度約束シテ居ツロフト云フヤカマシキナリ又  
誓ノ事愈忠義ノ證據有ルカ杯云實ニ甚敷事ナリ追々打ニ至リ可申奉存候  
キ、拷ノ略

前後混雜大略ニ候

(上田開馬藏文書)

コノ文九月十日(元治元年九月十日)ノ下ニアルベキカ六二ニ頁ヨリ六二ニ頁迄參照  
九頁、村田馬太郎  
藤駿、藤木駿馬  
石川、小目付石川石之助

○元治元年九月上旬 (瑞山ヨリ獄外同志へ)  
右ニ申候村馬之事ハ實ニ反覆ニ付割腹サスル譯ニテ候然ニトクト相考候  
處多辨にて色々チンジ可申決シテ割腹ノ事ハ不被行事ナリ然ニ其儘さし  
置候ハ、必御召捕ニ相成對決ト相成候ハ、必種々の虚言ヲ云イ出及ヘシ  
依テ竊ニ鳩ヲ用ユル第一ト相考此ノ獄組説モ同論にて御座候是ハ藤駿  
かと、違ひ石川へ云ておる事實ニ明白ニテ疑敷無御座候是よおゐて三

録目、横目

兒之策とちぢひいゝ様とも出来候事是をもし其儘ニしておた對決と云  
事に至リ實ニ不相濟實に因循不相成事ゆへ明朝早々斜目ヲ差出申候宜ク  
御頼申候勿論私といつ迄も不知對決ヲ願フト云候ニ付左様御承知被仰付  
度候 (上田開馬藏文書)

○元治元年九月九日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)  
夕への多たしりにとゞき候先く々ふもうとく候處みかくさぬ御き  
々んよくそあふじめて度そんし候爰元々ふ又くちと下り候へとも  
一度にて先とまり惣分のこゝちも先くかくだんの事もなく々ふは春同  
もきてくれ先く同前と申事にて候少もく氣遣有間敷くれくそんし  
候扱々ふのどふゆふものぞ下あらもたをも出及又この處よりもたをも出  
及役所もそやく引ケけしあぬえつりな事よて候扱 太守様にも廿日と  
も廿三日ともいふがまぶえりと御きまりよもなぬ事りと存候いつれ御

春洞、醫楠瀬

山内豐範元治元年十月七日發送上坂



◎ハ役人ヲ指ス

立までよゝみかゝ御さても有之事とそんし候誠よこの頃の◎の處のつまらん事の何ともいふふもなく思ふても太守様が御むしんな事よて候

一此上番より内々をなしを聞候への此間

◎ハ客堂ヲ指ス符號

少將様、山内豊資藩主豊範ノ實父

太守様が◎様御屋敷へ御出よて今揚り屋ニ入てあるもののみなく忠信なものゆへもふ出してやろふりと御意被遊候處◎様り大まかりにてけしゝぬ事あれのみかゝ不忠もの大あく人と御意被遊大まかりをよて夫より少將様御屋敷へ御出にて御泣被遊候よし

誠の事よふニ承り候げよも御むしんな事よてこのよふな咄を聞ていたとへうそよても涙がこぼを申候

びハ、枇杷ノ實ノコト

扱めしのさみのみそつけの焼肴り一番んまのよ  
なふ春同がみりんのかかりニさとふへ何やろ入てやろふと云よつた口があらくゆへびのよふなもの誠よるりのふ

先くかくだんの事もなくあつてめて度

九日晚

より太

おと乙との

姉上さぬへもよろしく

前、島村家

一この女前へ御といけ

又く近々の内ニ下番さし出候

(武市家文書)

○元治元年九月十日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

東ノ衛吉村島衛吉重隆  
以藏、岡田以藏

八日之文體ニ相達候先くみかゝさぬ御きたんよくそなたふじ焚て度そんし候爰元無事先く氣遣無用ニ候扱きのふ々ふハ休日よて氣をやめ申候扱一昨日ハ東ノ衛吉せんきニ出申候これもそや下へ落さるるやら知れ不申誠よ々なるしき事よて候さそれハ爰元も明日頃あせんぎ有之事りと存しおり候以藏のあ方がおとつみさおとつみとつみけて出申候



東の人ハ清岡  
道之助等ヲ云  
フ  
太ハ穢多

又くなよの大うそを云と見へ申候扱そな事ももそやみれんな事なきとの事誠よくうをしく候とふそ半平太の妻と人よもいじれ候よふとくをくもそんな候養子の事もがてんのよしこれ又安心いふし候我等事人の頭よて人よよけしられておる事ゆへ御上らも風がよけあたるふとおもひ候近くの内よと下へ落され拷問ニあひ候事とそんな候とふぞ拷問よてし死ころされ度おもひ候此間東の人などのよふよ打首なとわいやとおもひ候太の手ニり、リ候事ゆへ拷問よてし死ころされたれハそれにてよきとおもひ候まよどぶなるやらえれ不申候先あらく申殘候

九月十日の夜八ツ時

姉上さぬへよろしく又く近くの内文さし遣候

(武市家文書)

○元治元年九月十日頃カ (島村衛吉ヨリ瑞山へ)

カンモク、眼  
目ハ容堂

玄瑞、久坂玄  
△、目付

健太、廣瀬健  
石部云々ハ幕  
東大河原重藏  
暗殺一件  
中平太實弟、  
田内衛吉  
大坂ニテ云々  
井上佐一郎暗  
殺一件  
小田原云々  
坂本瀨平殺害  
一件

今日之ガンモクハ長人ト申合幕ヲ討ント約束シタト云處公へ數人迫テ吾思通ニ何事モ爲ントスルト云處同志ノ者長州ノ朝敵へ組シテ居ルカラハ誓ハ謀反デモ企ル積リト云處ナリ  
先達テ△長ノ内ニ玄瑞壹人ハ諸侯公卿頼ニタラズ草モヲノ志士ヲ募リ暴發テナケレハイカント云論ヲシタリ外ノ人ハ一國之力ヲ以テ盡力セテバイカント云シト云タリ是事今日モ云タリ○其暴發論ヲスル者ヲ尋テシハ如何ソ其様ナ論ヲスル者ハ見限リソヲナ物ナリ如何△是ハ健太ニ被導參リシカ以前トハ論モ違フツロフカト思ヒ且江戸ニテ懇意ニ致シタリ故鳥渡參タリナリ○健太ハ既ニアレ程ノヲ致切腹迄被仰付シ者ナリ其云出證據ニアラズ聞トレズト云タリ又健太ハ石部へ行テ人ヲ暗殺シタ者デヤ杯モ云△其時云ントスレバ打ケシテ云ハセヌ○又半平太ガ實弟杯モ大坂ニテ人ヲ殺シ又小田原デモ殺タリ其方ノ親敷スル者モ同ジナリ何ノ恨デモ有カト思ヘバ左様テナシ論ガ違フト右之通リヤル杯モ云タリ







島村壽之助、同六衛、原保馬、免綱、吉道、官元、田次、多司馬、塚之進、本恒、石太、助太郎、真吉

道理ナシ東ノ者ト西ノ者到<sup>致カ</sup>候<sup>ハ</sup>イカ、思フジト云  
コ私愚昧ナレド右等ノ<sup>知</sup>居テカクシ候ヒレツナ心更ニナシ其節モ自  
分ニ疑ガハレル而已ナラズ第一右等ノ<sup>知</sup>テハ御國威ニ係リ恐レ入  
候<sup>ハ</sup>故大目付へ愚存申出タ<sup>リ</sup>アリ其趣ハカ、ル大事ヲナシ候者ナレハ  
一ト通リノ捕手ニテハ不參ニ付屹度人物ヲ御撰ニテ御差立ノ<sup>申</sup>出タ  
リ私事誠ニ懦弱ナレド平日忠臣義士ノマ子致シ度常ニ骨ニキザミ居候  
<sup>ハ</sup>故上へ向テ虚言ハ不申其節吉村扁太郎ナド云者ハ他國境ノ者ニテ度  
々長州邊へモ參リ候由又ハ東邊ヨリモ修行等ニ出シ者モアリ依テハ他  
國ニテモシヤ云合セテ歸リシ<sup>モ</sup>候哉是レホンノ推察ニテ候

ト其方共連判の同志ハ誰々ゾト云  
コ島壽の二人楠六小保三兔上官田駒上楠阿多堀賢川茂岡恒大弥森助繪眞  
ナドアラ<sup>ハ</sup>云  
ト盟ノ<sup>ハ</sup>私黨ノ御見ニテ申分アルマイト云古ヨリ忠臣ニ左様ノ<sup>ハ</sup>ナシト  
<sup>付脱カ</sup>

云

コ是亦先達申候通り互ニ善ヲ責メ合一點ノ私ヲ持ヌ證據ニ致シ候<sup>ハ</sup>故私  
黨ニテナシト云

此ノ事甚八ケ間敷互ニ争ヒテソチコチ暫クノ間云タリ終ニ五良云其方  
ノ心得違ニテ私黨ト云者ナリ私黨テナシト云ソチコチ云上ヨリハ私黨  
ノ御見付ケト云君へ忠ヲ盡スハ誰モ當然ノ<sup>ハ</sup>ニテ盟ヲセズトモヨキ<sup>ハ</sup>  
之ナド、甚シク苦カ<sup>ハ</sup>敷云タリ

終承知セズ  
ト事ヲカヘテ大阪ノ<sup>ハ</sup>頻ニ問フ不知ト答ヘタリ然レトモ以藏カ云其方ノ  
指揮ト明白ニ云ト云

以藏ハ不義第一ノ大虚言ノ者ニ付左様ノ<sup>ハ</sup>申出タカ不知候ヘトモ不知  
ト答

ト老公へ盟書入御覽候節モ脱走ノ論アリシ由イカ、ト云

大坂ノ事、井  
上佐一、暗殺  
一件、岡田以  
藏



ヨ是ハ以下ノ者ノ赤心ヲ御覽ニ入レタリ左様ノナシ  
ト其節脱シテ水戸へ頼ニ參候由ニテ明白ニ分リテ居ルナリ  
コ其時分間崎鐵馬ハ水戸人へ引合脱スル合ノヨシ御召捕ニナリシ時ニ知  
レタリ其外左様ノナシト云

老公、容堂

ト老公様へ京師ニテ斬奸ハ御國ノ者致シ候由申上候トイカ、ト云

コ左様ナリ以藏本精ヲ切リシコアリ

トソレモ其方ノ差圖ノ旨以藏申出テ居ルナリ其餘斬奸ノ事モ有ルヘシ

田所辰次後ニ  
大和殉難者

コ左様ノコナシ先日モ申上ル通リ以藏ノコハ田新ヨリ聞タリ其餘ハ不知  
以藏ト云ヤツハ先年江戸ニテ池庫太ト同意ニテ脱走シテ水戸人ナド、  
安藤様ヲ討ノコアリ脇ヨリ聞テ屹度イケン致シタリ左様ノコ私へ相談

セス

云何事モ知ヌト云ヘト是程明白ナコヲカクスハ其方ト不思ナト、或  
ハヲドシ或ハスカシ或ハナダメ種々様々甚シ不言トモ御所置被仰付尙

藤印、藤本駿  
馬印、藤本駿  
兒兩人、岡田  
以藏、岡本次  
郎

トクト熟慮可致ト云テ歸右糺問ノ勢中ノ甚シク何分藤印兒兩人様々  
虚言云テ居ルナリ且又其外ニモ申出居ル者モ有ルト云是ハ眞偽不分  
右ハホンノ大略ニテ筆紙ニ難盡依テ是ヨリハ直ニ拷問トナルカ又ハ同志  
ノ名サシ致候者被召捕皆々ヲ糺問スルカ又ハ是ナリテ連判私黨ノ名ヲ以  
首ヲ切ルカ差當リ三ッ合ナリ多合巨魁ノ見付ケ故明日直ニ落シ拷トナル  
候ト覺へ候可歎ト然ニ吟味場へ出ルト少シハ氣分ハリ申候

赤穂藩ノ家老  
森主税用人村  
上某ヲ斬リタ  
ル西川升吉西  
川邦治等ナ平  
井等住吉ノ土  
佐陣管ニ潛服  
フシメシナ云  
△ハ吉田元田  
暗殺一件

云小畑孫三平井收二ナド赤穂人ヲ忠臣ト唱へ御國へカクマイ夫ニテ御國  
ノ議論ヲカタメル積リナド、云且又△ノコ行フ時夫ヨリ前ニ同志ノ者京  
師初長州邊へ割符ヲ以遣ワシ兼テ引合ヲキ御國ノ役人跡へハ誰ト出ル  
ナド云テ兼テ京師へモ聞へ居候由ナド、云タリ今夜ハ役所ノ引ケモラッ  
ク見付ケニ丁チンヲツケ居候由一寸相考候ハ、先刻ノ名ザシノ人々御預  
ケ等ニ相成候事カトモ相考申候嗚呼ホドナク穢ノ手ニ掛ルニ至リ是ノミ  
ナサケナク候

丁チン、提燈



九月十一日ノ夜

依 太 郎

諸 賢 兄

尙以槍真ノ一盟ハセテト同志故ニ云タリ急ニ同志間ヘ夫々御通シ是ヨ  
リ拷問ニナリ誰ガ云タナド、云テ誠ラシク詰問アリシトテ毎日々々セメ  
ラレタ迎心ヲ動カシ申間敷一統其御心得被下度申迄もナキコニ御座候  
一極真ノ一ハ云アヤマリ此後出候ハ云ナラシ可申候元カラノ同志故ニ  
不思言申候極真ヘヨロシク

平收云々ハ井  
上ノ事ハ平井殺害  
二ノ事ハ指揮ニ  
テ決行セシト  
岡田以蔵等カ  
陳述シタル旨  
ノ獄吏ノ口上  
暗殺一件一耶

○元治元年九月十二日頃カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)  
今日之貴書慥ニ拜受仕候寒相成候處被成御揃御勇健奉賀候私事快相成一  
昨日ハ政府ヘ快氣之届候處よふく今日被呼出別紙之通ヨテ御座候初一  
一△ノ事私ノ名ハ不言ト云平收ガ申來リ右之通り云しとは誠と相考へ

六人ハ岡田以  
藏、村田忠三  
久松喜代馬、  
森内衛吉、  
三郎、森田金  
衛吉、大内  
吉、大内  
石川ハ小目附  
石川石之助  
△ノ事、吉田  
元吉暗殺一件

申候其内六人口を揃て申出タと云事がてんゆかず相成森印と弟とはまだ  
左様にも至り申間敷と相考へ申候應接中佐川邊の事ちと相分り候哉と問  
候處△云ニ段々かんさつ致しよる然ニアナタカ云人はみあく脱走して  
おらぬと云私驚て左様ニ候哉然も此頃ニ至りちと尻こそほふなりて出タ  
者欲實ニ何事も其機を失てゐいかんとも不相成扱家中の僕にてまじり有  
と吉虎ニ聞し事ありいかと問△云それは誰ゾと云答て禎吉と云もの  
なりと云ておきたり石川と云奴愚人ゆへこち々色々サグリ見れと△ノ事  
ハ是と云手掛リナシ大ニ窮し居る様ニ見ゆお扱村馬太の云タト云事實  
ニ不安事ヨテ御坐候依て此狀の届キ次第急々村馬之方へ行屹度相尋何と  
ぞ致しおた度小事の様なれと實ニ大事ヨテかのに穴ハ堤のクヅレル事ゆ  
へ片時も早ク手ヲ廻サテハナラズ村馬の云しと云ハ虚言の問い落しヨテ  
ハなし彌ノ事ニ

傳、曾和傳左  
衛門、小孫二、  
孫二耶、小畑

一傳の策行ハル、一ハ存シ掛ケも無キ事小孫二一昨日欲此南より衛吉と



徒目、徒目付

川清、徒目付

川崎省三郎

同宿相成下の宰の咄承り則別紙脱カ之通り徒目杯の行りぬ日となきと申事  
て候川清と云奴實ニ奸物絶言語申候

一今日も喜忠八三人ハ出候處見受ケ申候勿論至テ静ナリ何ヲ云シカ不知

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月十二日頃カ (瑞山ヨリ獄外同志)

△ハ石 ○ハ自分 △卯月 △大坂

今日ハ石川一人ナリ頗ル愚人可笑口上多シ

壽之、島村壽  
之助、平井收  
平收、平井收  
二郎  
斬奸ハ吉田元  
吉暗殺一件  
御作法云々ハ  
拷問ノ事ヲ云  
フ

一△云元誠忠ヨリ起リ四五人同盟シ夫ヨリ追々壽之ノ手ヨリモ弘マリ又  
平收ヨリモ弘マリ其余手ヨリ、弘マリ種々偽朋出来候故一様ニハ申サ  
レサルコナレトイヅレ惣分ヨリアナタヲ頭ト見込居ルコニ候處斬奸ノ筋  
一ツモ不知ト云ハレテハイッ迄モ御不審不晴晴子ハ御作法之通りイヤト  
モセ子バナラズ然ニ天下ノ人ノ知ルアナタノコニテ左様ノコニ至リテハ

△ハ井上佐一  
暗殺一件  
喜、岡田以藏  
喜、久松喜代  
馬、岡本次郎  
八、岡本忠三  
忠、村田忠三  
金、森田金三  
郎、森田金三  
惠、田内衛吉  
ホチカム、頼  
冠、大石彌  
太郎、大石彌  
代、久松喜  
馬、久松喜  
△ハ吉田元吉  
暗殺一件

誠ニ不安實ニカク相成事モ自然ノ勢ナリ第一不審ノ筋ハ△ノコニ是ハ以喜  
八忠金惠右六人口ヲ揃へ申出タ皆、平收ノ差圖ヲ受ケテヤツタト云出  
テアナタノ名ハ不言候ヘドモ多クアナタノ弟子ナリ其余數人ホヲカムリ  
シテ立廻リ居シ由ナリ是程ノコニ不知ノ利決シテナシ且又先達テ大弥ヲ初  
メ久喜ナド上書ヲシタリ其趣ハ尊攘之コト此度ノ入獄人ノ事ニ及ブ入獄  
ハ被對京師云々ト被仰付候處聞ケハ△ヲ糺明ノ由御爲ニ不成トナリ右之  
御爲ニナラスト云譯ヲ相尋候ハ、下ヘ信ヲ失ト云ナリ甚尤ノコニ其内ニ  
云入獄ノ者△ノ事決シテ致ス者ニテナシト云イ出テタリ然ニ右ノ通り云  
出シ久松ガ△ヲヤリテ居ルナリ依テ大ニ疑念ヲ生ズルナリ  
○答都テ御不審ノ廉一ツモガテン不參決シテ不知ト夫レ、事ヲ分  
ケテ答

夫ヨリ、様、應接ス終ニ是ト云屹度セシ證ナシ故ニツマズ

△云△ノコハ四月初ニ伏水ニテ承知セシ人アリ是ハ或人江戸へ參リガケ

△同上吉田元  
吉暗殺一件



伏水ニ泊リ居ル時ニ亡命ノ郷士來リテ江戸へ御出ナレバ間者門爲へ傳言  
 頼ミタシ御國ノコモ追々ハコビ近日△ヲヤリ跡へハ誰〜出ルコニ決シ  
 タト御傳へ被下度ト云或人答テ云夫ハ實ニ大事ナリ云コハ安ケレド違イ  
 テハ不成ニ付一寸書狀認ムベシ慥ニ届ケ可申ト云テ直ニ書ヲ認メサセ江  
 戸へ持參セシナリ右故ニ老公ニモ疾ク御存知ナリシ然ニ右ノ者追〜御  
 國へ歸リ居ルナリ依テ呼出テ右ノコヲ誰ヨリ聞キシゾト尋候處右ノ者ノ  
 答ニ大團ヨリ聞キタリ園新下總殿へ度々行キ△ノ不正ノ筋ヲ云候處下總  
 殿モ備州ナドへ相談ニテ終ニキズヲ付ケタレバ跡ハイカ様トモ云コヲ園  
 新承知シテ歸リ夫ヨリ依太ヲ呼ビ云〜ノ事ヲ云イ依太ヨリ大團承知ト  
 云シナリ此ノ時大團ガヤルトハ不申候處私亡命シテ追々歸リテ見タレバ  
 大團ガヤツテ居リマシタト委細ニ申出テアル右ノ者ハ則村田馬太郎ナリ  
 今日コ、エ呼ビテモ右之事ハ明ナリト云  
 ○答存掛ナシ今村馬ト對決セシトテ中ニ一人ノキエテ居ルコ故ニ無益ナ

大團、大石團  
 園新、園村  
 藏新、園殿  
 備州、山下、老殿、老柴  
 依太、瑞山

問者、問崎哲  
 馬

リ又園ハサシテ心ヤスキ人ニアラズ又村馬モ元トヨリ知ル人ニテナシ江  
 ノ口へ出テ居リ問者へ度〜行ク由ニテ折〜尋子參リシコアリ種々辯  
 解シ終ニ證ナクシテ不分ス

△又云徳増屋弁七ト云者へ何ゾ云テヤリシコ有ルコト云

○答夫ハ何タルコゾガテンユカス

△云右弁七ノ悴御トガメヲ受ケ野市へ參リ居タリ壹人右ノ者ノ方へ參リ  
 扱貴様不慮ニ御トガメヲ受ケ甚以氣毒ナリ然ニ此ノ様ナ惡政ニテハ不安  
 ニ付近日△ヲヤルベシ左様相成レハ政府モ反覆スルナリ天下ノ勢ハカク

〜ナリ依テ人タル者ハ志ヲ起ス時ナリ貴様モ志ヲ起シ共カ力ヲ盡サン  
 カ政府引キクリ返シタレハ又イカ様トモ貴様モヨキコニナル云々ト云シ  
 ヨシ右ノ徳増屋存外同意セス其時内々或ル御役人へ届ケテアル徳増屋へ  
 參リシ者モ亦村馬ナリ依テ先日呼立右之筋相尋候處村馬ノ答ニ弥其通り  
 ナリ實ハ依太ノツカヒニ參リタリ依太云ニ是ハ眞ノコニテナケレド右之

△ハ吉田元吉

村馬、村田馬  
 太郎



私ハ村田  
野市ハ香美郡  
ノ地名

通り云テ憤ラセ同盟ニ入レ度シ信ニスルデハナイゾト云ハレタリ依テ  
行キタリ右徳増屋ハ元ト依太へ入門ヲ云テキテ依太斷リシヨシ其時ハ私  
馬ニ乘リテ來リヲリ直ニ馬ニテ野市へ參リタリト明白ニ云イ出テアル右  
之筋イカナルヲ歎真ニスルヲニテハナシト云ヘト見前其後△ノヲアリシ  
ナリ此ノヲハ今皆々存生ニテ今對決シテ相分カルニト云

安方ハ阿呆

○答是亦案外ノ事之夫レハ何ソノ間違ニテハナキヤ右徳増屋ト云者都テ  
不知者之成程入門ヲ云テキテ斷リシヲアリ大町人ト聞キシ故ニ斷リタリ  
私ノイカニ安方トテ不知ル人ニ卒爾ニ左様ノヲ云フ出來候哉大様御考  
ニテモ分ルヘシ然ニ村馬ハ體ニ右之通り云テ居ルヲナレハ對決仕ルヘシ  
實ニ存シカケナキヲ云

△云アナタガ左様云テ見ルト又村馬ヲ御召捕ニ成ラテハナラズ右之事ハ  
決シテ間違ハナシ左様ノ間違ノ有道理ナシ夫ハ色々辨解スレド終ニ此事  
ハトケス何レ近日對決トナルヘシ其内日暮ニナリ又次ニト云テ歸ル

(上田開馬藏文書)

村田馬太郎  
園村新作

○元治元年九月十二日頃カ 前略ノ附記カ (瑞山ヨリ獄外同志へ)

△云村馬ハ園新ニ逢候由自分ニ云ウタリ何分園ハカテンユカズ是非ノガ  
レヌ男ナリ何ソノ聞テハ居ヌカト云○答何モ不聞園ハ兼テモ申通り時勢  
論ナト出來ル人トハ不思只神ノ告ケ或ハ神ノ知ラセナト云様ナ人ニテ何  
ニヲ聞コヲモ懇意ニセズ出會タリモメツタニナシ○問被對京師云々ト被  
仰付此ノ儀ハイカナルヲニ候哉承リ度△答其儀ハ追々御尋被仰付然ニ是  
ハアナタガ二度位イ是へ出タレハ分カルヲナルヘシ六ツケ敷ヲハ無キ様  
ニ聞ユ

大坂ノ事、井  
上佐一郎統殺  
一件  
喜久松喜代  
馬、岡本次郎

○又問大坂の事實ニガテン不參喜も論の出來る人よてなし彼レハ須崎へ  
參リ居候故私江戸カカヘリてハ不參太守様之御供被仰付て須崎<sup>後脱カ</sup>歸リし  
と存ス又内ニ居て日々參リ候として時勢論ナドハ不出來男ナリ又八ハ兼て



村忠、村田忠、森金、森田金、三郎、田内衛吉

見知リシ男ニ候處イカナルカ太守様御上京之前フト稽古ニ折々來リタ  
レト素リ時勢論等セズ大坂にても一度來リし事アリ夫ヨリ御上京の後度  
々參リ時論等もセシナリ村忠森金皆實ナル人ト見ユル且又弟など更ニガ  
テ不參素リ何邊思慮ノナキ草卒ものニ候へとも左程の事ヲスレハ私へ  
も相談もせる譯ナリ一体弟モ村忠も誰カ聞テイカナルカニテ致シタト云  
テ居候哉

△答一休屹度論ノ詰ニテセシコニテハナキ由ニ平収方申シ來リ夫ヨリモ  
ヨリ〱エ言イ次キ致セシ由ニ何分誰カツレ出シ酒ヲ吞セ歸リニヤリ候  
由ニクハ敷咄セハ中々長シト成程衛吉ハアナタト違イ只剛氣ナ男ニテ所  
謂猪武者ナリナド云シナリ

石好ハ愚人ニテコチカラ色々問イ落シ見レド△ノハ屹度確證ナシ只窮  
シ居ル模様ナリ然ニ村馬ノ虚言徳増屋ノ件甚以不安ト云  
右徳増屋云々ノ村馬來リ何故咄シノツマキヨリ徳増屋ヲツノルト云

ハ儘ニ覺テ居ルナリ於此事ニハ何トモ不安事無此ノ上六〇九ノ「右ニ申候云々」ヘツマカカ  
（上田開馬藏文書）

○元治元年九月十三日（大石彌太郎ヨリ瑞山ヘ大石等村田馬太郎訪問ノ聞取書）

○方、村田馬、大郎、藩政府、呼立、格吾、石川、石川、島村、島村、森助、森助、山本、山本、曾和、曾和、大石、大石、村田、村田、野本、野本、渡邊、渡邊、門田、門田、石彌、石彌、大

昨十三日晚景歸着即ち○方を窺ふ處何も呼立杯の様子あし是より新宮に  
會し又山北に會し議論を決し今朝格吾○へ行過る八月五日及び同月下旬  
被呼出石川へ應接の次第を問ふ極めて平和の体にて問しあり其答に先達  
て島村にて申せし通り且吾輩共にも語りし如しと夫より森山本大石谷村  
角追々に行四方山の談しよりして初めは緩和に伏水にて野本某に逢し事  
あり其節渡邊間崎門田大石杯へ言傳し來りし事覺て居候哉と云○答其通  
りなり問其時如何成言傳せしぞ○曰夫れは京師にて大動搖のあらむと云  
事なり問其野本は何と云ふ人ぞ○曰平吉と申て櫻馬場小高坂カの人なり問徳増屋  
弁七へ行し事あるべし○曰其通りなり又問其時何を談したり哉○曰苛政  
を歎し汝輩も遂に飛禍を受しなと云しと云ふ於此今日罷越候は足下の



此書瑞山前掲ノ書取カ

身に於て尤大切一大事を聞たるより昨日以來寢食を忘れ憂苦を極む則ち此書を見玉へとて寫書を示す○顔色變せず流るゝ如く一讀して此レハ如何にも不安次第なり併し眞偽は彼面々と對決すれば分明あるべし外に道なく一も存懸ケあき事と云問野本平吉を尋ねしは何ッ頃かりし哉○答體には覺へぬとも去暮か當春カ脱カと思ふ又問ふ其時何を語りたぞ○平吉より毎度立寄吳候様申來し行たる所先達を伏見にて御國の事抔知て居た様之如何して聞て居たぞと云ふにより問哲より聞て居しと云し問其聞きたるは何ぞ○曰御國も平井先生抔か役に出たれば行き宜るべし抔と申せし問平井先生が出たればと云へは其本が有る筈之誠に突出ある事あり夫の時先生方が出役の勢存懸けあき時之然レハ△の事を語り續いて先生抔の事に至りしなるべし○答決して左様にてなし只夫の先生達か出たれば直るべしとのみ云ふたり口決問△の事大團より云々とあり此時には足下には出府を同志中より留めてありし故其節は大團より告しと思ふ山喜カ問

問哲、問崎哲馬、平井先生、平井善之丞、△ハ吉田元吉暗殺ノコト

口決、斷乎トシテ言ヒ切ル大團、大石圓藏

否物ハイナモ方言變ナ物若クハ疑フベキコトノ意

之○曰團へ行し事もありしか決して△の事には及はず又團より聞し事もあしと種々辯解す問徳増屋入門の取次せしと有り其時馬にて往來して居る之如此蟻歩を照す如に石川か云しは否物からすや○曰馬にて往來せし事の有は醫にて有故也入門取次抔の事決る不存尤先年瑞山にて彼が入門を乞しと云事は聞て居し人其入門介に馬上往來せし事決してあし徳増屋へ行しは他日歩にてありしと云

村田角吾ト馬太郎ハ叔姪ノ關係アリシカ

對決、瑞山ト

此度の義は叔姪の間あり朋友と申ても近族同様の交誼なれば失禮ある事申も足下に耻受けしめまじと思ふ赤心より出る事なり露も包み玉ふまじ只今言語に行違ひ出来る事少しも苦しからず此上對決は近日の事其節に至り操節立すては上は公子大夫よりして一國の大破敗に至り足下の身も戮を免れず祖宗以來の靈を辱しめ朋友以て爲す所を知らず已に舍弟は足下に優り剛腹なる人と思ヒ他に向ふても一廉の丈夫ぞあど、吾輩伐りし

舍弟ハ馬太郎ノ舍弟ニテ村田忠三耶



口を聞く自白  
ノ意

武市瑞山關係文書第一

六百三十四

事ありしが先過日の次第に至り吾と約せしに豈計んや口を聞きたり此し  
も他に關せぬ様云とは聞ゆれども吾輩に於ては切齒して居るゝ又候足下  
の身に於て不信の事なれば吾に於て何とするぞと種々言を盡す

(田岡正枝文書)

○元治元年九月中旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

雪彌、村田馬  
太郎、大石彌  
太郎

雪彌一件實ニ大事無此上片時も早く元敬などの始末之處承り度只〳〵失  
策之あき様ひたすら祈居申候

又明後日頃私出候は、必雪彌之事ニ及可申其時ハ私ハ對決之事申出候合  
ニ御座候此段元敬邊へ御掛合をき被遣度奉願候

○元治元年九月中旬カ (小畑孫二郎島村衛吉ヨリ瑞山へ)

六三八頁ニ所謂別紙カ

井手、田内衛  
吉

夫々拜見中ニも井手君之御書拜見實ニ落涙仕候乍憚御胸中奉察候

古川ハ香美郡  
古川村田馬  
太郎ノ住スル  
地名早ク終リ  
地付ケンニハ  
馬太郎ヲ意カ  
セテハノ意カ  
召捕ヨリ馬太  
郎ヲ召捕ルベ  
シトカ  
山本喜三之進  
等ガ馬太郎ニ  
瑞山ト監察吏  
トシテ答書ヲ  
示シテ云フ  
村田馬太郎  
門爲之助

古川一條暗中カ之事發言之上は早く終りを付不申候亦ハ大事中之大事と  
奉存候頃日は廻し者亦も夥度可有之候ハ、數輩集リ候事抔聞へ候得ハ召  
捕之事も不計一刻も延されざる事と奉存候勿論諸先生之會議ナレハ過チ  
ハ有間敷候得共明白寫書を示し候事ニハ驚申候<sup>一字不明傳脱カ</sup>喜抔も實にひとき男ニ  
御座候

村馬か伏水カ頼候書狀ハ門爲を尋候迎知リ可申哉夫ハ何れ後手へ出し候  
事に可有之是ニハアザムカレ候事間違なしと奉存候可歎

先生

南カ

(上田開馬藏文書)

武市瑞山關係文書第一

六百三十五



○元治元年九月中旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

雪彌一件實に難澀至極策なし何レも政府の疑を生ずべし

馬太郎一件 天祥丸、毒藥

一得心之上天祥丸より外有間敷

一割腹ハ二あるべし

忠、村田忠三  
反、反リ忠即  
ナ自白ノ意

一逆も不行策ナレ共忠か出るを伺ヒ途中ニテ切殺シ割腹シテ忠カ反ヲ心

外ニ思ウテノトスレバ嫌疑有間敷歟被行レハ一ヲ以二害ヲ除クニテ上

馬太郎ヲ脱走  
リサスヲハトナ

ノ上策歟 一脱ハ大禁物逆もトケルヲ難カルベシ

(田岡正枝文書)

○元治元年九月十八日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

此間の御紙面夫々相達拜見仕候先以御揃御勇健奉賀候

古川兒、村田  
馬太郎、大石彌  
元敬、太郎

圓太郎、重松  
墨龍、瑞山ノ  
綿名、久坂玄  
瑞

トチマ、方言  
ノ、稱  
葬穴ヲ掘ルモ

武政佐喜馬

入道、島村壽  
之助

古川兒之一件元敬ナド別希心配之旨右ニ付ルハ傳參ル筈ニ相成候由い  
、相成候や承り度奉存候扱此間二度横來り色々監察候へとも少も畏る、  
ニ不足新町之ホリ順と云て名高キ奴ニて候△ノ探索ニ京師迄參り候由自  
分ニ咄致候此横の云よと圓太郎へ久坂ヲ頼之狀之事ヲ專申候墨龍ト云ハ  
號り名乗りり扱ト云全く不知由答候處外ニ久坂と心易クセシ人有之候哉  
ナト、云へ又私ノ號ト名トハ何ント云ント問號ハ茗礪名ハ小楯ト答へ申  
候種、色、の事問候へとも是ハ無益よて御座候色、政府向サグリ  
見候處屹度確證ハ無之色、様、と穴を尋子居申候此横ハアマリ掘ル  
所ニトヲマト云ゲナ可笑、此頃ハ近所のトクイモ無イト申事實ニ可憎  
奴之

佐喜馬ノフサシテ氣遣ナフハ有之間敷御考之通り佐喜馬へ心得サシテヲ  
キタレハ子細ハ有之間敷候私此後詰ノ時此の事ニ及候ハ、私事ハもし前  
後トリ間違テ居る事も可有ニ付尙入道を御尋子有之候ハ、彌私ノ名ヲタ



バカリ候事ハ明白ニ相分リ可申相答ヘ可申候  
一私事又一昨日ハ風邪ニテ少し熱御座候間引籠居申候  
一昨日も今日も横疾を問ニ參リ申候政府ニ私ノ出ルヲ待チ居る様ニ御座  
候昨日今日下々誰も不出申先右迄早々頓首

十八日夜

依 太 郎

入 道 様

古川ノ事甚以大事ト相考申候ワルクシタレハ躍リガコワレ申候大事ノ

(柴田家門藏)

雪彌、村田馬  
太郎、小如孫  
南、島村衛  
二、馬太郎  
吉、馬太郎  
親、馬太郎  
忠、馬太郎  
植、馬太郎  
造、馬太郎  
叔、馬太郎  
父、馬太郎  
ハ、馬太郎

○元治元年九月十九日カ (瑞山ヨリ島村壽之助ヘ)  
雪彌一件東人イカ計リ心痛ト相察申候是ハ實ニ大事之人ノ反覆ニ至リテ  
ハ何ントモ致シ方無之御座候南獄ノ考別紙ノ通ニ御座候トクト相考候處  
何分親ト叔父トヲ歸服致サセ候<sup>肝脱カ</sup>ト相考申候此ノ親モ叔父モ實ニ眞實

村田角吾カ  
親ト叔父トナ  
論シテ馬太郎  
ニ毒藥ヲ吞マ  
シムヘシトノ  
意ハ脱走  
馬太郎ハ脱走  
セシムヘシト  
ホケノ火氣ホ  
ホケノ火氣ホ  
息ノカ、リシ  
時ノカ、リシ

ノ人故公子ヨリ大夫及數十人ニ至リ終<sup>ニ脱カ</sup>國亂ト相成ル處ノ大義ヲヨク  
トキ聞セ候時ハ随分カテン致シ可申其ノ上ニテ天祥丸ヲ用ユレハ上策ナ  
リ又自分ニヨクノ得心ノ上脱走シテモヨシ尤脱ハ其機會ノ有ルコニテ  
此ノ後御呼ヒ立ニナルカ又ハ類族御預ケニナルカイヅレ上ヨリホケノ掛  
リシ時ニスグニ脱シタレハ其上召捕ラレサヘセ子ハ子細無之然ニ是ハ甚  
アブナキト相考申候

元敬、大石彌  
太郎、辨七ノ  
徳増、見ヘ  
コト前二見ヘ  
石好ハ小目付  
石好ハ小目付  
依太、瑞山  
徳印、徳増屋  
園新、園村新  
作

只今もし御呼立ニ相成候此ノ儀ノ定ラヌ中<sup>ハ脱カ</sup>ニ病氣ニテ引籠タシイツレ  
此度ノ儀ハ東人ヘ託クサテハ不相成高智カイクハ不宜目ヲ付ケラレ可申  
一此間元敬ノ雪彌ヲ詰問書ニ有之馬ニテ徳増ノ入門ヲ取リ次ニ往來云々  
是ハ間違ニテ候石好云ニ雪彌カ云既ニ其日ハ馬ニテキテヨリ依太ノ使ニ  
直ニ馬ニテ徳増ヘイタト迄明白ニ云テアル元徳印ハ依太ヘ入門セシナレ  
ト依太斷リシヨシ依太ノ咄ヲ聞タト雪彌云シヨシ  
又石好云ニ雪彌ハ園新ニも逢テアル私ハ一度園ヘ參リシコト有之ト自分ニ  
云イヨツタト云シナリ



是モ云タフハ誠ノ様ニ御座候然ニ何ソノ爲ニイタト云フハイハズ

○横ト應接大事ノ事承知仕候

○大監小監窮シ横ナドヘ任セ云々の事左様マてハ無之様ニ御坐候既ニ此

間内も私病氣ニ候へども何邊呼ニくるやら知レ不申候

衛吉萬壽かと都て不出何分巨魁ヲ糺明スルノ積リト見ヘ申候

嶋河衛吉、河野萬壽彌

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月十九日 (瑞山ヨリ妻富子ニ)

先々みあ々々々御機々んよくそなふじ宛て度存候爰元先々々かく  
たんの事もなくさして大いたみよもならびぐま々々々々候ま々氣遣有間  
敷候それゆへま々々出で候扱々ふも又森田金三出つよき拷問マてたへ  
るね候我等も少シマても心よく相成候ハ々出るつもりマて候こんと出た  
れハもふそれにて下へ落され拷問マなるり又むりにころはか又々々々々

田内衛吉

丑五郎、瑞山ノ僕村田丑五郎

りなよとぞなるろふと思候衛吉なども下へ落されるりとおもへとま々々ニ  
落されもせげ候扱ほどなく入牢のむりマり來り去年の此頃の事なと色  
々々々々おもひ出しまんなみ々々々々申候いづれ今月中の事とおもひお  
り候扱來吉なとが歌誠ニ々々々々ま々々々このふ丑五郎も誠マかんまん不相更  
色々々世話いたし候よし々々々々々々々々々々候姉上さぬへ文さし上不申よ  
ろしんちと々々此間を御風のよしもふ御心よき事とそんし候扱どふもこ  
の頃上のもよふもとふゆう事やらまか々々々々々々々々いづれ今月中にま  
ふがなる事と存候先ハら々々々々々

九月十九日

より太

おと乙との

(武市家文書)

別紙今見ルチ  
得ス  
吉田元吉暗殺  
一件破綻ヲ生  
ゼシカ

○元治元年九月廿日 (瑞山ヨリ島村壽之助等ニ)  
然ハ別紙の通の事に至り最早如何とも不相成事ニ至申候只今一統首の除

武市瑞山關係文書第一

六百四十一



民公子、山内  
大老公、藩主  
ノ實父豊資

くを待計に至り兼て、覺悟とは乍申穢多の手に掛る事いかにも歎敷事に御座候最早行ふ事は出来不申とは存候へとも誠に公子様大臣之身に係り就ては屹度役に立もの數十人死す事實に今日の形勢残念千萬御坐候此上は外に致し方無之民<sup>部脱カ</sup>公子様へ歎願して大老公様へ願ひ大臣初數百人の一命を助け置候事民公子様の御身にかけて御願被遊候て實は大老公様の御内命と相成死罪等不致格別寛大に致し候様大老公様の御意外に治る道無之是は大臣が數十人之事故に終に國の御安危に係り候程之事に候へは民公子よく、御合点被遊大老公様へ歎願之事出来申間敷哉實に我々とてもにて相濟事なれば子細なく候へとも右之通りに付不安事に御坐候諸君は覺悟被成度奉存候民公子様にも憂國の思召被爲在候ハ、是位の事は出来そふな物と相考候に付一應申述候小生も何分しか、不仕候ニ付二三日は得出不申候に付尙一應御熟考承り度右迄早々頓首

九月廿日夜認

依 太 郎

諸賢兄坐下

急々御決議最一應承り置度奉存候

(上田開馬藏文書)

別紙今見ルヲ  
得ス、岡本大  
岡七兒、岡山  
以藏次郎カ吉  
田暗殺一件ヲ  
自白スルナ云

○元治元年九月廿日カ (瑞山ヨリ獄外ノ同志へ)  
別紙の通りに至り申候實に岡兒の不義七兒に倍り申候依右色々の事申出候と見へて今日も種々いはれ申候公子様方太夫等之事あれば防ぎ様無之歎實に國家の大事に至り候故最一應申述候事に御坐候最早一統自訴して銘々の身の事計り云て決して公子様方の御存じなき事と云出るか何とぞ致さずては獄組計節を守りても公子大夫等の事は役に立ぬ勢にて御坐候當日考慮の上二三日の内御決議爲御聞奉願候 (上田開馬藏文書)

○元治元年九月廿一日カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)  
此間の◎ノ私をせんきも長州邊と組して幕府を打の隠謀と云の疑の様に



聞へ申候おのしや〜

○非黨之一件盟之古例くゞしく御せんきの上急々御申越し奉願候

先神世にては

大國主神

此ノ御神御二人

少彦名神

義兄弟御始抑初之様に御座候是を義をむすぶ事追々有之

又平田先生之云ニ我門人らみな〜互に盟ヲ立テヲケ朋友ハ互ニ盟ヲ

神ニ立をく事本意なりと云ており申候

○盟ノ事ハ誰にても此後せんきの時に問はれたれば明白に對へて夫を京

師にて

依太、瑞山

依太が老公へ御覽に入御意にて焼き夫をして銘々盟ヲ立ぬむかしに相成  
り居ると御對へあり度候

扱今夜も大ニふけ右御報迄早々如此御坐候頓首

廿一日

入道様

より太

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月廿二日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間とふ〜敷先〜みな〜さぬ御きらんよくめて度そんしり〜

私事さしたる事もなく候へともまふニ去る〜不仕夫ゆへ其後と出もせ

〜くぼ〜いたし居申候少も御氣遣被遣ましく存り〜東の衛吉もちと

〜くせ〜見る候へともこれもさしたる事なし夫ゆへこれも出ほき

のふひひびき出申候扱御國のもよふも次第〜にへごになりなんとも申

様もなき事にて御坐候西の衛吉も東の衛吉もそや下へ落されるいきお

ひニ相成申候どうそ〜みな〜穢多の手ニかゝりて死なぬよふいた

し度事にて候毎日〜番人どもに御國のへこあ事を聞ぶうるさく一日も

そやく死にたくおもひ候私事もそや下へ落されるろふとおもひ候誠に

東ノ衛吉、島  
村衛吉重險

へご、方言ツ  
マラナク、意マ  
ズイナド、田  
西ノ衛吉、内  
衛吉



申までおなく候へともいつなるとき死に候ともくれくもみれんな事の  
なによふに願上り生たものにとふしても死ぬる事よて又士を尙更死  
ぬるをきらんでおとふもならぬ扱ほとなく又藤並様の御神事になり花臺  
もゑらひそつみと申事誠に御治世よて御めて度事狂言も諸く方くニ  
御座候よし他國は脱カや軍いさになりておるけなが御國の誠よめて度事なんとも  
申様もなき事よて御坐候

下番佐藏

扱此間佐藏がくそりをもつて内へいたがつかの牢番なとり内へといよいた  
れゆくそりを持てきたと誠を言てよし又さゆくくるろふなど云たれ  
の一度もこんと御云被成度存りこゝを牢あら一度も人のきた事とな  
しと御言被成度候扱又く島村の出候節可申上らるめて度し

九月廿二日夜

より太

姉 上さぬ

おと乙との

るすへ

より太

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月下旬 (瑞山ヨリ島村壽太郎へ)

昨夜之貴書夫々慥に拜受先以御勇健奉賀候扱○之事未まかく不相分趣

其内 牛邸公御詩涙出申候

一御叔父様へ申上候別紙シムを參り申候此事ハ甚不都合私之申ソコナ  
イよて候然にいつれシムハ此の事不審に相成候ト存候別紙シムへ遣  
し候間御覽之上急々御届奉願候

より太

(上田開馬藏文書)

太郎様

○元治元年九月廿一日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

武市瑞山關係文書第一

六百四十七

○目付

牛邸、山内豊

馨、山本喜  
三之進



入道、島村壽  
之助、美稻二  
郎、小畑孫次  
小五郎未考  
浪穂、島村衛  
吉

十九日入道君迄美稻二郎奉願候一書儘御受取小五郎ノ仰付候ハ、浪穂君御序御座候節爲御聞被仰付度御面倒之儀ニ候得共奉願候百拜  
廿一日夜

○元治元年九月下旬カ (山内豐譽ヨリ獄中ナル瑞山へ寄セシ詩)  
奸徒跋扈事皆空、讜議忠言百里聳、天下總無知己在、獨傾太白待英雄。

牛邸、民部豐  
譽、家老柴  
田備後、山内  
下總  
天祥丸ハ、毒  
藥ノコト  
略、獄ノ字ノ

○元治元年九月下旬カ (瑞山ヨリ山本喜三之進へ)  
一牛邸ノ歎願並大夫三四參リ候様周旋ヲ押立居ル之不行欲否不知候へと  
も先ツ盡ス様之備總えハ屹度手モ付此臣家大ニ主家の安危ニ懸ル故必  
死周旋之詰メ息々々々  
一天祥丸之御注文不其意得是ハオニ居ル人ノ一之足下隨分見事ニ御出足  
ノ出來ル御身之矢張村正ニ可然々々併シ早マルベカラスソヨ

良、下横目吉  
永、小川保馬  
保、來ラズハ  
未、來ラズハ  
獄ニ來ラズハ

一良保ニハ未タ不來タトへ來テモ屹度ヨシ能兩人ノ居リアリ  
(上田開馬藏文書)

岡本次郎正明  
久松喜代馬重  
和、村田忠三郎克  
昌、西ノ衛吉、瑞  
山ノ實弟田内  
衛吉茂、島  
東ノ衛吉、島  
村衛吉重險  
岡田以藏  
田内衛吉

○元治元年九月下旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)  
扱大分こゝろよく相成候ニ付明後日ハ出るつもりよて候もふ其上わ下へ  
落されごふもんになるり又これなり殺まり二ツ一ツとおもひおり候と  
んと今之もよふほどなるやらえれ不申しづれ近々ノ事と存候扱岡本  
わ以藏ももおとり誠に甚しき人よてあきれ候夫よ付て久松も村田も岡本  
にだまされ以藏と同じ事なりもふころされるをありよて候又西の衛吉  
も東の衛吉ももそや下へ落され可申其内田の衛吉ハこんど出たれハ直ニ  
落され拷問ニなるハ間ちのハなく候なんとも云よふもなき事ニなりたり  
森田金三は大丈夫にて候岡本と久松村田ト以藏の四人ハ近々ノ内ニ切  
らるゝろふとおもひ候衛吉も拷問ニなりても森田のよふニ一こともいじ



匠玄めころされるよふにたいくいのりおり候この上を拷問よて玄めこ  
ろされる人が一番大丈夫にて候以藏の組へ入りともなく候それとも拷  
問になり一ト口もいひでも無り殺せりも玄れ候へともいひなれむ  
りよむころをまひとおもひ候それゆへ玄めころされるつもりにて候へ  
玄めころを物にておなく候ゆへ其内にも又くなよとそなり候とおもひ  
候  
(武市家文書)

○元治元年九月廿四日 (瑞山ヨリ島村壽之助同壽太郎へ)

被成御揃御勇健奉賀候然も昨今之勢先以格別儀無御座候清治又々出別紙  
之通ニ御坐候今日も私をうあらしニ参り申候政府よ私之出るを相待居  
申候扱惣分同志事いゝ御坐候哉明後廿六日之晩迄ニ一應承り度くれ  
奉存候廿七日を役所も有之模様ニ御坐候間六日之晩迄ニ是非一應諸君  
之御考へ爲御聞奉願候

繪垣清治  
別紙缺ク

衛吉、島村衛  
内外、島村外  
内衛吉ノ兄

○衛吉へ内外方御越し之薬之用ひ様一ト包ヲ一時ニ用ト云人も有り又三  
ケ一用と云も有り又半分位用と云人もあり尙以當惑ニ御坐候間急々用ヒ  
様屹差御詮儀之上ニ明後廿六日之夜迄に是亦爲御聞被遣度奉歎願候先  
右迄早々如此坐候頓首百拜

九月廿四日之夜

よ  
り  
太

入  
道  
様

太  
郎  
様

愚弟、田内衛  
吉、毒薬天祥  
丸

尙以昨日御頼申候愚弟へ之状且又薬とも何卒御届奉願候弟之事只々心懸  
ニ御坐候只今之處ハ随分勢よき様ニ御坐候へとも拷問も一時之事ニ候  
へいゝある事よても堪へ可申候へとも幾日も々々様々と色々やぶせて  
お實ニ口よても廣言ヲハキ候へとも一ト通之人よてもおほつりなく相考  
申候大概先キヲ計リ此上穢多之手よとかいふぬ工夫第一ト存居申候最早  
得御意候も是限りゝと存候て心外残念血涙々々々 (上田開馬藏文書)

穢多ノ手、斬  
罪ノコト



○元治元年九月廿五日カ (瑞山ヨリ島村壽太郎へ)  
 只今番之小供咄ニ承リ候ハ、持居口之方へ亡命人有リ召捕ニ行明日頃ハ  
 捕てくると申事誰り脱走人御坐候哉承り度候  
 今日モ休日よて静ニ御坐候然ニ拷ハ倍盛ニなるものと見へ今日ハ吟味場  
 之造作よてつり上ケる車など丈夫ニ出来居申候  
 只々氣ニ掛リ候事ハ弟之事よて御坐候弟ハ格引強クやゞせる譯ニ付もし  
 や三兒組ニ入ハセぬりと氣遣申候下獄之吟味口又ちと相分候哉爲御聞奉  
 願候  
 弟、田内衛吉  
 三兒、岡田以藏、岡本太郎、久松喜代馬

廿五日認

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月廿五日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)  
 此間之尊書儘ニ拜見仕候先以被成御前御勇健可被成御渡奉賀候御病氣い  
 るゞ御座候哉承り度奉存候次第々々御快方ト奉存候隨私事先々同様ニ

静坊、醫萩原  
 醒庵、醫楠瀬  
 春洞、醫楠瀬  
 ◎目付

醫入交道頭

み只々當惑至極ニ御座候昨日も静坊來り自護甚敷<sup>慢カ</sup>寂少々通し有之候ハト  
 宜ト申事ニ候夫カ又春洞◎カ之差圖ニみ見て云根元疝より起りし事ナレ  
 ド自然長々之事ニみ衰弱疲勞之事故下シハ不宜先今之處ハ服<sup>マ</sup>力を補ヒ側  
<sup>カ</sup>々疑ヲ解キ候ハ、自然ジユンカンして通じもよく相成云々急速ニハ治ス  
 ル譯ニ參らむと申事ニみ何分静トハ考へ之違候事故ニ直ニ又替候欲ト存  
 候處今日ハ折柄休日ニ付明日と兼み被仰聞候入交へ替候ト存居申候自分  
 ニ相考候處最早不治欲存申候飯も食ルニ一日、瘦せ足ナト自分ニ見テサ  
 ヘビツクリスル位ニテ春中ナドへ骨出ナンノ<sup>下脱カ</sup>モナク老症<sup>病カ</sup>之様ニ御座候  
 又昨夜ヨリ今朝ヘカケ三度下リ今日一度<sup>下脱カ</sup>リ又大ヨハリニテ御座候右ニ付  
 此間中ヨリ色々考へ居申候身前ノ處モ最早拷ノ期ニ相成居候處此ノ病不  
 治ト見シ時ハ寧今此身ノ動ク中ニモウ痛フガトヲシヨフガ無理ニ押テ出  
 テ拷ニカ、リ死ス方カヨカ<sup>カ</sup>ヲカト様、憂苦仕候兼テ身前ノ處モ大概  
 見居ノ付キシ事故斷然天祥ト存シ候處又々考ノ處ヲ承リ候テハ天祥ハ卑

天祥、天祥丸  
 ニテ毒死ノ隠







此間内此囚誰モ不出申

おしゆんの事も誠ニ皎然タルナレハ一モ二モナキナレド曖昧タル

ト見ヘ申候

(上田開馬藏文書)

○元治元年九月廿七日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

今日差廻候尊書儘ニ拜受仕候不相更御勇健之旨奉賀候扱名義等之儀巨細御考慮之筋被仰聞難有奉存候然ニ拷ニ死す事ハ口ヨク唱ヘやすく候得とも一時ニ殺せば子細はなく候へとも拷ニて殺す事ハせぬものよて只手ヲ折り足ヲ折り死なん位ニ致し候苦シマシテ言ハスル譯ニ付是ハ兎角ニ眞ノ豪傑ニアラステハ堪候事ハ六ツケ敷我自分之心力を願計リテハ中々四五度位ハ随分堪候欲ナレト日々久々種々ニ及候ておもふ舌でもくぬ切と云事ニ相成候哉ト相考申候然レトモ乍不及拷ヲ受候心得ニテ明日の出テ無理無タイに云ヤブリテ知ラヌト申心得<sup>ト脱ケ</sup>よて御座候

死なんハ死ナ  
ヌノ意

ハカリ、秤

然ニ又トクト相考見候へハもふ私ナトハサシテ糺明ヲトグ口ハ不開トモ夫レナリニ首ヲ切ラル、事欲トモ相考候此間中政府應接之内其様な口氣モ御坐候只今の自然に任右之通云イヤブリ拷ヲ受ケルノ居リ候間左様思召可被遣候然ニ又小量ニテ良藥御座候由是ハ何分ニモ手ニ入置キ度候間御世話偏ニ奉頼候香の無キ藥ナレハ誠ニ宜ク著物之間へ入レテ居テモヨク又用ユル分量等ハ紙へ包直ニ用ヒテ宜キ様ニシテ御越被遣度何々何分用ユト云シトテおありハ無ク候ニ付分量之目方等ハ掛ケ分テ御越し被遣度奉願候明日出明日直ニ落サル、事モ知レズ左様相成候ハ、何卒手傳ヲ以御越し被遣度奉頼候早々頓首

九月廿七日

よ り 太

入 道 様

小南小野之論分リ次第爲御聞奉願候

(田岡正枝藏)

小南五郎右衛門  
小野平井善之丞



○元治元年九月下旬 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

私事も未快氣不仕候故得出不申空敷暮居申候實はオシテ出候は今日頃  
随分相調候へども拷之事發言せられし時又病氣と申るは千萬心地あ  
しく候故先は全快之上にて出たしたれば死ぬる迄引籠らざる心得に御座  
候  
(田岡正枝文書)

○元治元年九月廿七日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

この間を御とふ敷日候處みあさる御き々んよく  
免て度そんし私事もなふひひもとまり大分こころよく候ま少  
も御氣遣被遣ましくそんし扱此間内を此の處よりのたれも出  
不申下るらひきのふもなふも森田榎垣など出申候何もかくだんの事もな  
くえつりな事にて候扱 太守様の御立も又ぬひ候よしどふゆふ世の  
中やら不相分扱又この宰の番人のおる處ヲひろげると申事にて明日より

森田金三郎名  
ハ維種  
榎垣直枝通稱  
清治名ハ正路  
後直枝ト改ム  
山内豊範十月  
七日發途上坂

▲目附

佐藏、雄平、中  
兵衛皆獄下  
番

大工がくると申事にて候又やあましき事ト存候番などござい言  
出てよふなをる筈ニ相成申候扱この間を急御さるがむりむぐ  
たぬあるろふとおもひ候處又むりよもなきよふニ御坐候私事ハこ  
の間の御見付なれり打首り切腹り又りるうて永宰りとそんし候たとへ身  
りこみぢニなりても御見付とむりニ云たれり御受ハせん事なれともしや  
今の世の中の事ゆへ御受のせまともむりむぐたぬ殺せやらえれ不申し  
あなれそれほとこの事のあるまゝと存候へとも今の世の中先そふお  
もふておらねならぬとそんし候とんとどふまゝの處をありよふ  
出来不申候扱佐藏雄平半兵衛の誠まゝえんせつニしてきのふも雄平の  
見舞ニきてくを佐藏もこの間をさ出てきてくを申候又  
あんなりへてなんぞ御やり被遣度この三人のかくべつにて候扱田内小笠原  
初どこよもみあ小供もき々んよきよし安心仕候先のかくだんの事も  
なくあら申上めて度



廿七日夜

よ  
り  
太

姉上さぬ

おと乙との

(武市家文書)

別封缺ク

江ノ口、獄卒  
江ノ口村出身  
貞吾、壽之助  
貴家、壽之助  
井手、田内  
衛吉ノ宅

○元治元年九月廿八日 (小畑孫三郎ヨリ島村壽之助外一人)

別封御答書早速差出候積に否相認候得共江ノ口はどふも些疎暴に氣遣敷其上右仲ケ間並居合候も不憚公然と貴家へ參タノ或は井手へ行タノ杯申甚心配仕候勿論態と他へ洩シ候様之義ハ万々無之候得共何分疎暴故之事と奉存候依る大切之事ハ向後彼へハ用捨可仕其代リニ左ノ仁甚實義ナル人故相頼申候此人根元ハ安喜之産之百性ニ有之昨、年欲養子ニ參リ候趣素より昨今之事故何分士氣之去ヌ處も有之挨拶等は調兼候得共性質スナヲニ有大分時勢にも心を用稍慷慨之氣有之小子等之禁獄ヲモ大ニ患ヒ氣ノ毒ガリ居申候殊ニ今二月頃方參リ久敷相馴染時勢ノ杯ヨリ申

井手、田内衛  
吉

海部、檜垣清  
治直枝

聞此頃ハ餘程能相成申候井手へハ折々遣シ申候依る向向ハ此人ヲ以往復可仕候間左様御含ミ被遣度奉存候井手橋口海部ノ組モ此頃勢ヒ甚惡敷候趣力  
赴何分是も奸物有之蔭より無實ノコト申出ル者有之様子ト右組方承リ申候今ノ勢ニ有ハ是モ兎角本獄ニモ至リ可申歟と實ニ歎息ニ不堪候右計餘追々ト申留候頓首

九月廿八日

正  
道

入  
道  
様

剛  
入  
様

潮江塩屋崎札場ノ際住居 實馬口印杯ハ知ル人ノ由唯次郎隣家

ノ由

(田内正枝文書)

唯次郎、森脇  
唯次郎惟一

斜目、横目  
吉、真印、吉永良

○元治元年九月三十日 (瑞山ヨリ島村壽太郎へ)

被成御揃御勇健奉賀候然モ昨朝斜目相頼候書面御覽被遣候哉良印甚氣遣

武市瑞山關係文書第一

六百六十一



七兒、岡田以藏、未御機嫌、未ダ毒死セザルヲ云フ  
儀平、以藏ノ父、吉、自白ノ意、三人組岡田以藏、岡本次郎、久松喜代馬

儀且又七兒も未御機嫌ニ御座候哉儀平之上書もいゝよて御座候哉セメテ七兒ニても早く御免て度相成候ハ、大ニ都合よろしく且又虚言の三人組へ何トゾ手ハ付キ不申候哉小野之論も未不相分候哉彼是爲御聞奉願候扱今日も出ル筈よて御座候處外ニ御用御座候哉今日ハ呼ニ不參して出て不申候明日役所有レハ必呼ニ參リ可申存居申候先右迄早々頓首

九月三十日夜

より 太

入道様

清治へ詰問別紙之通

(上田開馬藏文書)

清治、槍垣清別紙缺ク

○元治元年九月頃カ(瑞山ヨリ妻富子へ)

小笠原の姉さま、美多子、瑞山ノ姉、琴子、瑞山ノ妹、内村氏ニ嫁ス

授  
小笠原の姉さぬおことなとの折くきまはり誠におことなどりむぶうてたまりませんよもふく世の中のおりし事を聞もるし聞んもるし

誠は世の中は義理ほどつゝ物ハなはと申がいはも其通りよて此よふよとづあしめをうけていきてをるきハなはもふく此世抜一日でもそやくのあれたはとおもへと水戸の岡崎と云人の歌のとふりよて  
みしそちをすゝんまてとちりよりも  
おしあぬ身汝なるるる暇

私ともこのとふりよて水戸の天津と云人とのとふり飯をくむとともふ死んだれハなんほりよるふとあんへんもくおもへとそふして今死ぬると見るハ事をしておつたきよ死んだと云れ候ゆへ誠はちりよりもおしあぬ身をたへしのび心汝さだめ居申候もふく世の中の事の思うまはとなんへんもくおもへとこのよふなくハ處よをるあかり毎日おもふてどふもならん是ハ眞の大丈夫という物でハなハ大丈夫ハ平生の心持ておるものなれハ誠は自分の身のどんな事とおもへと又水戸の人の歌など見て見ると皆く同し事よて候世の中のなからしき事ハ死なねを

きに、方言ニヨツテノ意



知義、檜垣直  
枝

なをり不申候もふこの様なはなしハやめてきのふり知義の妻が知義ノ歌  
をおこした

○原書以下斷缺カ

○小笠原でせむをしてもふをた消しやうどく丸又世話をして御越しおりノ腹  
のむるハ時よのむとめつそふゑノ

○下番をやる時よこの薬紙をもたせてやるきにまん金丹でもしやうどく  
丸ても入て御越し

これハ下番ニよりどんなやつハ薬紙をもつていたをハ万一ハ横目ガと  
ふた時ニ薬を取ニいたと云う時ニゑノ

上岡良民

上岡の丸薬ハあまりゑノともおもそをんきに先やめておゑノ

○保元平治物語を前てりつて五卷をあづ御越し檜垣が見たいというき  
に明日辨當の時よてもよし

一田村屋のやんのふこれきりであつゝろふり鳥渡外ニ見へんガ又たノ  
ねハ云て御越し

一本ゆひ御越し

一この百人しゆ壽太郎へ御とけ

一この下番ハ内村へさいノいくげあまふん酒ハまきちやそふなのま  
してやふんせ

一多をかくりめんどいけんと夜るともりハておいて御越し (武市家文書)

○元治元年九月末日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

此間廿五日の御文おちへの文とも慥ニ相とゞき拜しりノ先ノ次第ニ寒  
く相成候へともみあノさな御き々んとくめて度存りノ次ニ私事無事ニ  
居候まノ少もノ御氣遣被遣ましん存りノ扱衛吉も次第にこノろよく  
相成候よし先ノ安心仕候扱ノ御國も次第ノ地ノ落御いんきよ様へ  
梅を市かつら市なとそや二度出候よし又友次卯七郎など云もの出るとり  
云事又此間を御つり有之候よし御婦人がみあノ赤のころふくのおびを

島村衛吉病氣  
ノ事ハ九月二  
十二日ノ書翰  
ニ見エタリ



御いんき様  
容堂

揃へていたげな御いんき様ハあとあら御馬て御出てあつたげなこれハ  
見た人のそなしよて候又五日よと御いんき様の御屋敷の前へどひよふ  
をつきすもがあるげな木戸とも打げな扱又玄を下の町人願ておるげ  
なこれもあきそふなと云事誠よくすもハまぶるふんゑゞ玄よふる  
りハ御法度それを御上よ遊してゑもふく世の末ニなりました

(武市家文書)

○元治元年十月二日カ (瑞山ヨリ島村壽之助同壽太郎へ)

佐尾、佐井寅  
次郎

今日ノ對決口佐尾カ御聞キ取爲御聞奉願候

雄印、雄平

一明朝ハ雄印出勤ニ付夜分一寸遣シ申候間彼是爲御聞御返事奉願上候

随分々々御いとひくれく奉存候早々百拜

二日之夜

依 太 郎

入 道 様

太 郎 様

(上田開馬藏文書)

○元治元年十月二日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

麻楠、麻田楠  
馬五郎、後藤良  
輔後伯爵象二  
郎シマツ、野中  
太内

初今日ノ大略今日ハ兼テ麻楠出會ノ筈ノ處今朝日ヨリ病氣ノ由ニテ五郎  
來ルシマツト兩人ナリハ五郎口ハシマツハ自分

君上、山内豊  
範

○太守様御供相蒙リ白札郷士ノ小頭被命御先へ發足中國筋ニテ大石彌太  
郎京師ノ歸リ掛ケ姫路ニテ逢京師勢ヲ聞サシテ替リシ咄ナシ夫ヨリ大坂  
着太守様御病氣御滞在其内備前之留守居ヲ尋子又長州之留守居ヲ尋子天  
下ノ勢ヲ聞又谷守部京師ヨリ來リ京師ノ勢ヲ聞候處君上ノ御上洛大ニ御  
待被爲遊候由然處君上之御病氣御全快ノ下説ノミナラス御醫者カ拜承ス  
ルニ御月髮御湯等モ被遊候由然に御上京の御沙汰ナシ依テ惣分以下ノ  
ノ者疑惑私儀以テ同様ニテ御目附御奉行へ伺出候處未シカく不遊ト云  
フ右ニ付數人稻荷へ會し一統伺ヒ出ルト云フニ付一統出ルハ不宜ニ付私



相止メ一人御屋敷へ行徒目ニ逢候處彌御全快ニ付一兩日ノ内被仰出ト  
 申事ニ亦安心仕リ間モナク大坂御發駕京師ニ著私儀ハ折柄病氣ニ亦川原  
 町ニ留ル追々應接方被仰付諸藩へ應接且宮様初公卿方へ謁シタリ夫々諸  
 藩ノ議論ヲ初應接ノ事委敷述ヘタリ夫々江戸行の始末長州之模様暴發ノ  
 事ニ付小田原迄行キ候ト是ハ御國ノ人廣瀬健太ナド長州人へ同意ト申事  
 ニ付差止候様御直ニ被仰付參リ候處弟ナドノ一件之場合ニ亦一寸弟へ逢  
 度候處其宿ニハ小原田脱カ番手有之其六ヶ敷夫々急々歸リシ次第等逐一ニ述  
 ヘタリ是ニテ先ツ相濟

夫ヨリ大坂本間石部等ノ不審ニ及フ此答大坂ハ不知更ニガテン不行本精  
 ハ此間ノ通り石部ノ事ハカノ同心トカノ奸ハ兼テ高名ニテ諸藩愛國之人  
 ハ孰モ彼レハ不除テハ不宜ト孰モ申居候事ナリ其後承リ候ハ石部ニテ  
 云々々上へ首ヲ掛ケ候由之此ノ下手人ニハ薩長肥久留米等ノ由之御國方  
 ハ平井收ニ參リ候由聞シテアリシマツ云夫ハ御國方モ數人イテヲル夫

大坂、井上、佐  
 一、間、暗、殺、一、件  
 一本、暗、殺、一、件  
 一、部、暗、殺、一、件  
 石、部、暗、殺、一、件  
 邊、部、暗、殺、一、件  
 殺、一、件  
 殺、一、件

松村善平、安  
 藝郡方下役  
 中利、破、九、月、廿  
 二、日、發、狂、自、殺

分カツテ居ル事アナタノ知ラザリシトハナシト云テ笑ウ口合松村  
 善平ニ似ル可笑可笑ハ奸色顯ル、ナリ  
 □云アナタ隠シタレハ人ノ爲ニナルト思ウロヲ又云テ御上ノ御爲ニモナ  
 ラズ其考一應尤ナレド今日ニ至リテハ是ハカク是ハカクト云ハル、ガ御  
 爲ナド云内ノ又云根元アナタ正忠ヨリ起リシトニテ君上ヲ押シ立三藩ト  
 迄天下ニ唱ヘラレ恐多クモ叡慮ヲモ安奉ルノ事ニ至リ其ノ道筋ニテ其邪  
 マヲスル者五人十人切スツルハ實ニ小事ニテ此邪マスル者ハ不除シテ  
 ハ志ノ延ヒル事ナシ數人先生ト云テアアナタノ下ニシタカイ居候  
 事ニテ其下ノ者ノスルヲ知ラスト云道理ナシナド、云種々辯ヲフルイ  
 云ナリ○云素リ爲國家志ハアレド力微ニシ不能又私ノ手下ト云ヘト全ク  
 私ノ支配ニテモナシ同志ト云ヘト初ハ正論ノ人モ追々種々ノ論アリ決シ  
 テ一樣ニ不參平生私ノ事御存シモナキ事ナレド生得人ヲ殺シ生キ居ル  
 不出來惣テ長州ハ云々藩ハ云々ト云ヘド長ニモ薩ニモ公平論モアリ暴論



モアリ實ニ種々ナリ夫ヲ一樣ニ御見付ケニテハ不相成御國迎モ同シトニ  
 テ私ナトモ惣分一樣ニ御覽アレド中ニハ種々アルナリ暴論モノハ公平ノ  
 人エハ竊ニカクシテ激ナルヲラスル私ナト惣分ノ人ヨリ大ノ因循者ト云  
 モアリ激ト云モアリカゲニテ誹ルモアリテ暴人ノスルコトハ私ナトヘカク  
 シテスルナリ是等ハヨク御監察アリタシ  
 又云根元アナタハ耻ツカシキコト決シテナシ對京師其儘ニ擱レザルト  
 被仰付シ事ニテ佐市郎石部等ノコトハ小事ナリ小事ナレドカク行キ當リシ  
 故ニヨクワケ相分リ不申テハナラズ只今アナタガ此ノ事ノ詮議セ  
 シ所ニテ四人ノ物ハ半平太モ承知ト云ニアナタ一人不知ト云テ疑ハズ濟  
 ムカト云○云甚尤ナリ可疑ワケナリ然レトモ久喜ナドノ事更ニカテンノ  
 參ラヌコト何卒右之者ニ逢テ其子細ヲ相尋弁論致シタシ相分ルヘシ口云對  
 決ト云コトモアレド兩人先ツ出デシ所ニテ一人ハカク一人ハカクト云シト  
 テ水カケ論ニナリ終ニ不分久喜ナドモ一ト先申出テ居ル事故ニ間違ハナ

久喜、久松喜  
代馬

キ譯ナリ是ヨリ法ノ通り相成對決ナド、云コトニナリテハ不相成コトナド、  
 云イツ迄モカテン不行云テ終ル云今日ハ服臟ナシノコトニテ素リ表立シ  
 コトナシ是ヨリシラベ致シテ又此ノ通りシテ御尋テ可申其内段々大立  
 チシコ可有ニ付追々御不審可申爲國家輕重彼是ノ處ヨク思慮云々  
 政府ノ詮議振リ先ノ頃トハ勢替リシハ間違ナシ何分京師ノ事ヲ何歟引出  
 シ罪ニ付ケル者ト見ヘル更ニカテンユカズ大坂ノ事ハ六ツケ敷石部ノ事  
 ムク不知ト云テハヨカラズ右之通り答ヘシナリ平收方外ニイタ者ヲ問ウ  
 不知ト答ヘタリ

(上田開馬藏文書)

平收、平井收  
二郎

○元治元年十月上旬 (瑞山ヨリ島村壽太郎へ)  
 一 江戸方小田原へ御出之事始末いゝと云  
 一 〇長州之暴發へ御國人同意ト云コトニ付直々御前へ被召出御意ヲ奉シ且  
 又人數等然るべきもの誰よても召連是非共留候様被仰付參リふり終ニ



健太、弘瀬健  
弟、田内衛吉

坂本瀬平ヲ無  
宿者トシテ小  
田原藩ニ届出  
テタルヲ云フ

小田原迄參リ健太ナドへ逢ヒ止メ安心致シムリ折柄弟ナド一件之場合  
ニ付弟へも一寸逢度候へとも小田原役人六ヶ敷故ニ不逢  
一御陸目へ御引合ノ有ルヘシト云

○他邦ノフ故不首尾ノフハナキヤト存シ尋子タリ格別不首尾之モナ  
キヨシニ付 相蒙リ候御用筋覆命急キ候ニ付直様江戸へ歸リタリ  
無宿者之届ニ不相成て一統陸目へ迫リ候勢ニ付陸目も其取リアツ  
カヒ致シタト云左様之事有之候哉ト云

○左様之事不知と答ヘタリ  
右之外少々咄も御坐候へとも一濟御咄申様之事なし  
御目付被申付たとして横之間合セナリ  
(上田開馬藏文書)

○元治元年十月二日 (河野萬壽彌ヨリ島村壽之助同壽太郎へ)  
益御安泰ニ御座可被成奉欣喜實ニ毎度御懇情被仰付御禮の申様も無御坐

出府獄庭ニ出  
ヅルコト

難有奉存候毎度之儀恐入候得共海邊と一封石川竹之助印ハ愚弟武之助へ  
御渡被仰付度伏願上候近日出府仕候心得ニ御坐候間返さくも宜く奉願  
上候  
右計得貴意度早々如斯ニ御坐候誠恐惶頓首

十月二日

小介

入道様  
太郎様

(上田開馬藏文書)

コノ文別ニ本  
書アリシナル  
ベシ今コレヲ  
缺ク

五良、後藤良  
助、後伯壽象  
二郎

○元治元年十月三日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)  
書キ加へ申候今日ハ近頃珍敷事ニテ吟味人一人モ無ク又役所モ七ツ前ニ  
引ケ申候  
近頃ハ日暮頃ニ毎日引ケ候處右之通更ニガテン不參扱昨日五良ノ云シ被  
對京師云々ノ一更ニガテン不參昨日此ノ一ヲ問ヲト存シ居候内外之事ニ



佐賀老、小南  
五郎右衛門  
衛吉、島村衛  
萬壽彌、河野  
七兒、岡田以  
藏三兒、久松喜  
代馬、村田忠  
三郎、岡本次  
大坂ノ事、井  
上佐一郎、暗  
一件、井上佐一  
郎

大坂、井上佐  
一郎、暗殺一件  
石部、藤更、暗  
殺一件、吉田元  
吉、暗殺一件

ウツリ不問シテ歸リ申候今度又出候ハ、對京師其儘ニ聞レザルト被仰付候事イカナル子細ニ候哉ト問ウ積リニテ御座候  
佐賀老人初惣分御預ケ上リ屋等ニ相成候人々をイカ、被仰付居候哉承リ度衛吉万壽彌ナドハ只御詮議掛リヲ以揚リ屋入ト被仰居由ニ被對京師云々ト蒙リ居候ハ私一人ニ候哉佐賀老人之所御聞合被遣度奉頼候七兒ハ親ノ書出候ハ、夫ニテ宜ク只憂ハ三兒ニテ候可成ハ大坂ノ一ハ四人ツレニテ吞ニ行キ候處件ガキテヲ共、吞其歸ニ兼テ奸物ト聞居候ニ付四人申合テ云々ト云出テ置キテ用ヒ候ハ、此上モナキ一之三兒承知ノ上ニテノ一ナレハ如何様トモ參リ可申尙御考合奉願候  
十月三日ノ夜  
依 太 郎

入 道 様

ガテンノユカス一ハ五良ノ云シ被對京師云々ト被仰付恥カシキ一ナシ大坂石部ナドハホンノ小事ト云一カテンユカス然レハ△ノ一ヲヲモトスル

口ハ勤王家ニ  
聲ノ通セル  
獄ノ目ノ字  
長作ノ田ノ  
田ノ符號ナリ  
意ヲ以テ内  
シメヨトノ  
意ナリ

岡本次郎  
村田忠三郎  
岡田以藏  
小笠原美多子

一歎又△ノ一ハ不言シテ京師へ對シナド、云テ嚴罰ニスル一ハイヅレ私一ハ巨魁ノ見付ニ付ノガレザル勢ニ見へ申候  
□ノ處ヨク、御聞キ被遣度奉願候  
(上田開馬藏文書)

○元治元年十月三日 (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子へ)

此間ハ御とふ、一敷一兩日もちとぬくさ廻り參り暮しよく候處先、みか、さぬ御きたんよく免て度そんし、私事先、替る事も御座なく不相更本など見くらし居申候少も、御氣遣被遣まし、存まるふを候此間内ハ役所もまづりよて毎日、七ツ頃よ、引ケ申候下、ハハきのふも岡本村田以藏など出申候へども近頃ハ靜なる事よて御座候衛吉ハいつこふ出不申い、いと氣遣申候病氣を次第ニよき事と存候扱近頃小笠原御姉上さぬの御目わい、いと候哉、色々氣遣申候おこやおみちなとみな、きかんよき事とそんし、扱今、心も又ふけ候ま、又、



次ニ申上<sup>り</sup>めて度りしく

三日

より太

姉上さぬ

おと乙との

上包  
るすへ

より太

(武市家文書)

○元治元年十月三日 (小畑孫三郎ヨリ島村壽之助へ)

去廿九日昨日兩通共儘に拜誦陪<sup>倍カ</sup>御壯猛ノ御旨奉賀候政府日増ニ切迫<sup>之カ</sup>し

御旨血涙而已廿九日ノ分此間中ハ妙ニ便リ惡敷殊ニ一昨日昨日ト兩日ハ

鬼ハ賊吏

三木ノ居候牢ノ前ノ番所へ赤ヤラ青ヤラノ鬼カ來テ無間斷定詰ニテ夫故

無據不任心漸今朝届ケ申候尤昨日ノ分今朝同斷ニテ御座候今日ハ甚都

合能一度モ鬼不來候鬼ニハ善惡有之惡鬼ノ番ノ日ハ詰切リニテ込<sup>マ</sup>入申

三木、森田金  
三郎、徒目付

候今日三木ヨリ別封被相頼候間御届ケ申候○昨日ハ八ッ前ヨリ陸カ來リ

七兒、岡田以  
藏、徒目付、川崎  
三、岸本圓太  
阿部川、島本  
善次郎

本獄組段々詰有之暮合ニ歸リ申候其中七兒計相分リ余人ハ不知今日ハ省

三岸圓トカ九ッ前ヨリ來リ本組段々詰アリ三木モ出阿部川も出申候今日

ハ類ニラダヤカニ諭シタリナメシタリ致候由然レモ素々聊モ不屈候處後

ニ大ニオコリ明日ハ會所へ召出シ本ニスル杯申候由可惡々々嗚呼可歎乎

哉

十月三日

正道

道、入 様 玉机下

三木モ益盛ニテ丈夫ノ丈夫タル處乍其筈感ニ不堪候 (岡田正枝文書)

○元治元年十月三日 (森田金三郎ヨリ島村壽之助外一人へ)

廿九日二日之御尊墨難有拜見委細承知仕候勿論彼品差懸リ入用と申譯ニ

ろモ決る無御坐候間御尋御調置なくとも先よろしく御坐候間左様御思召

可被仰付候扱七兒カ俊<sup>マ</sup>小田之事故ニ委細知る由可歎之甚敷事ニ御坐候

彼品、天祥  
丸ノコト  
七兒、岡田  
以藏、政府



○福ノ説有如何易事無之御坐候哉後便も御坐候得て爲御聞奉希候いつ迄も初念動事無御坐候間御一同様御安心々々返々も奉希候恐惶謹言

十月三日

松多

入道君  
小六兄

貴下

(上田開馬藏文書)

○元治元年十月四日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

々ふハ又あぢな天氣よて候先くみなさる御き々んよくめて度そんし候  
爰元なよも先くかくたんの事なく候ま少もく氣遣はるましくくれ  
く存候扱々ふハ喜代馬が出ており候外ニたきも出候去づりな事よて候  
一太平記ハ川野が見たいと云事よてとりよせ候  
一前の保元平治物語りどふぞ又りりて御越し明日でも又明後日でも其次

久松喜代馬  
河野萬壽彌

下番佐藏

の日でもよし

先くかくだんの事なく又くあさつて頃ハ佐藏をやり可申候はら  
くめて度く

四日

より太

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年十月八日 (田内衛吉ヨリ剛八へ)

益御勇猛奉賀候扱別封大急ヤ何卒々々御届被遣間敷哉奉伏願候  
扱此間毎度御細書夫々拜受仕候病氣まりくせは早速御返事不仕失禮恐  
入奉希候此頃大方快方ニ相成申候  
右御禮迄早々如此御坐候百拜

十月八日

ヒゲ倉



剛八様

貴下

(上田開馬藏文書)

○元治元年十月十日カ (瑞山ヨリ姉奈美子へ)

きのふも御文被遣ありのふくそんしり先くみなくさな御きりん  
よくめて度そんしり私事もちとこころよく相成候ま少も  
御氣遣つる見されましく存り私をむるき事ハまこしもかくし不  
申候まどふそ御氣遣ハ御無用とくれ存り竹馬など毎日  
辨當を持て参り誠にたまるまいとそんしり仲吉もよふ手習もし  
書物もよみまげな誠まうをし存候とふぞよき人まならねそな  
らぬ事マて候扱私の病氣勝賀瀬兄さんなとめつそふ氣遣候よしとふそ  
氣遣ぬよふにとそんしり先かくだんの事も御座なくあらしく申  
上りめて度し

竹馬、山時  
三ノ幼名  
仲吉、山時  
藏ノ弟

十日

姉上さぬえ

依太

(武市家文書)

○元治元年十月十八日 (小畑孫二郎島村衛吉ヨリ島村壽之助同壽太郎へ)

日増ニ寒氣加り候處先以益御堅勝可被成御坐奉恐賀候隨私共不相替罷  
在候間御安心奉願候然と一兩日先格段之事無御座候大建氏モ快相成候處  
一昨日頃々又風邪ニテ平臥之趣ニ御座候尤さしたる事無御座候間御氣遣  
御無用ニ奉存候田惠森金モ其後ハ出不申四兒ハ出其内過日と七兒頗長談  
岡次村忠モ随分長シ何ヲ云ヤラ心元無ク存候今日ハ七ツ時頃御入御座候  
テ日入前頃々海部出ル則別紙ノ通ニ御座候今日ハ至テ靜成事ニテ外ニ御  
詮儀者出居不申候處夕方俄ニ右之通りニ御座候明日ハ又々キビシク相  
成可申候と奉存候扱村馬ノ虚言驚入申候然ニ大弥杯引受候由ニテ過日大  
弥等應接書拜見仕ニ奴ガ辨スル處合點不參其上秘書ヲ彼ニ見セ候上ハ弥

田惠、田内  
吉  
森金、森田  
金三郎  
村馬、村田  
大郎

大彌、大石  
彌太郎



油斷不相成急々所置不仕テハ此上如何様ノ大變ニ至リ候事難計奉存候御  
愚ハ有間敷奉存候得共猶御考慮奉願候先々右計如此御坐候

十月十八日之夜

美 稻  
浪 穂

入 道 様  
太 郎 様

棒ハ村田馬太  
郎ヲ棒ニテ打  
ツノ意カ

尙以詰問之節奸吏頗ル悪口スル由實ニ不堪事ニ御座候△棒デモ用テモ  
ヨカリソフニ存シマスケレト人ガ有マイ可歎々々  
乍御面倒別書宜奉願候

(上田開馬藏文書)

○元治元年十月十八日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

この間ハくゞしき御文ありぬゑく存<sup>二</sup>り<sup>一</sup>次第<sup>ニ</sup>寒<sup>ニ</sup>む<sup>ハ</sup>ひ候へともみお  
くゞさる御き々んよくめて度ぞんし<sup>二</sup>り<sup>一</sup>私事一兩日ちと又風を引候へ

衛吉、田内衛  
吉

ともさしたる事無御座候まゝ少もく御氣遣被道ましぬ扱衛吉も先く  
大丈夫と申事よて安心いぬし候此間内出るゑくとおもひ候へともいつ  
こふ出後一兩日と下あらたれもいで後私事も病氣ゆへなをり次第出る筈  
よて御坐候こんど出て見たれハもふたぬては落はり落さんり相分り候と  
存居候

いぬし、方言  
返ス

○きものハ去年着ておつたひとへものハあるりとおひみなくいなし  
てなぬ此間もてきた紋付の羽織と紙もめんのがと二枚よて候こちニある  
ハつむぎのゞ入とひとへものとは去年あらある此間もてきたあゞせ  
二ツもだぎ二ツたひ二ツこれきりよて候夫ニもおひ二ツ外ニ壹枚もなし  
一ふるきひとへもの  
一ゞ入りとおひ

又々御越し先らくゞ格別の事無御座候りしく

十月十八日夜



るすへ

無事

依太郎

(武市家文書)

三木、森田金三郎

○元治元年十月十九日 (小畑孫三郎ヨリ南六)

愈御壯健可被成御渡奉賀候僕無恙罷在候間御放念可被下候扱天下國家共正邪顛倒勢ヒ日々迫切之由血涙歎息之至ニ御座候先達ホハ三木君も無實之浮言ノ御禁獄追々御赤誠之處不貫通本獄ニ迄被下種々之拷問數度有之趣何とも申様無之御氣の毒至極血涙淋漓僕幼少之砌ト同社之好有之別ホ痛哭ニ不堪候然れども元來身ニ御覺之ナキ事故ト角ニハ御赤心相貫き可申と奉存候扱過日左の一條君迄相通辞吳候様被相頼候處折節此間中ハ儘成便リ無之夫故無據些延引ニ及申候

一兼ホ御心易き獄卒ヨリ過日彼頃之日記ハ無之哉と被相尋候由ニホ無之旨被相答候由然處御留守之皮文庫之内ニチズ表紙之本有之右之分甚氣掛リニ付急々君御立越之上火中ニ御投し被下度尤右文庫之鍵ハ皮之巾着ニ入有之候由若火中都合惡敷候ハ、彼項計ナリ共破リ捨被下度將又右取扱方之義ハ君御壹人御立越之上密々君計之御取扱に被成下候様彼是君迄御通辞申吳候様被相頼候間此段及御掛合候尙急々彼是宜敷御取計之程奉願候已上

十月十九日

正路拜

南六様 机下

(田圃正枝文書)

三木、森田金三郎

○元治元年十月十九日 (小畑孫三郎ヨリ島村壽之助)

今九日之尊翰拜閱仕候倍御壯猛之御旨奉賀候御托之品儘ニ三木氏へ相届申候間、御安意可被遣候此御返答早速可仕之處折節過日已來件之人古郷へ

武市瑞山關係文書第一

六百八十五







玉机下

安部川方海部行之分御序之節宜奉願候  
一 模様ニ寄明晩再可差出候間御隙御坐候得ハ御報被遣度奉願候

(上田開馬藏文書)

雪彌、村田馬太郎

三木、森田金三郎、田内衛吉、岡本次郎、喜、久松喜代馬、岡田以藏

○元治元年十月十九日カ (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

昨晚之尊書儘ニ相達難有奉存候不相更御勇健之旨奉賀候私事今日ハ大分快方相成安心仕候此模様ニ御座候ハ、明後日頃ハアテラへ出ル様ニ相成可申存居候雪彌一件實ニ大事無此上片時も早く元敬などの始末之處承り度只々失策之あき様ひたすら祈居申候扱此間内二三日ハ三兒組出不申又三木も弟も出不申弟はちと病氣之由  
八喜忠兒此四人と最早口あひ候哉承り度口之處御聞合御申越奉願候平収之差圖と皆々言出候哉名ハ弥言とんと言事誠よて御座候哉急々承り度候

みて、方言無クナルノ意

又明後日頃私出候ハ、必雪彌之事ニ及可申其時ハ私方對決之事申出候合ニ御座候此段元敬邊へ御掛合をき被遣度奉願候  
一 先達亦貳朱三ツ御越し被遣候處囚中よて散材仕りはやみて申候何卒急々貳朱二ツ計御越し被遣度くれ〜奉願候  
右御報迄早々如此御座候頓首百拜

十九日の夜

入道様

より太郎 (上田開馬藏文書)

雪彌、村田馬太郎

○元治元年十月廿一日 (瑞山ヨリ島村壽太郎へ)  
貴墨儘ニ拜見仕候御揃御勇健奉賀候扱雪彌之一件いなる事決大ニ可怪事ニ御坐候へとも先々右之通ニ候得と別ニ致し方も無御座此の上も私出候節深ク此の事被糺候時ハ對決ヲ願方外無之候私も次第ニ快方ニ相成候ニ付明日頃被呼立候時ハ出ル心得ニ御坐候

武市瑞山關係文書第一



七兒、岡田以藏

武市瑞山關係文書第一

六百九十

扱今日も又七兒出居申候其共壹人も出及至て静なる事ニ希七ツ前ニ役所も引ケ申候明日も又御寄合ニ付必盛ナル事ト存居申候扱七兒初虚言組の言出御聞合之上爲御聞奉願候扱七兒之親之上書ハいゝ相成候哉承り度先々別ニ御咄申事も無御座右御報迄早々頓首御越之書狀夫々儘ニ相届候間左様御承知可被仰付候百拜

十月廿一日之夜

入道様

よ り 太

(上田開馬藏文書)

美稻、三木即森田金三郎  
井手、田内衛  
吉、濱田良作

○元治元年十月二十二日 (河野萬壽彌ヨリ島村壽之助)  
廿一日之尊翰兩通儘ニ相達拜閱仕候倍御壯猛之御旨奉賀候御托之美樹兄井手氏へ之分兩通共夫々早速儘ニ相届ケ候間御安慮可被仰付候口も嫌疑甚しき中よも今以忍希出居候御旨如何計欲苦心可致と心事推察仕候將又美樹兄より御頼之一條南六兄早速御始末被成下候ニ付右之段三樹兄へ相

傳、曾和傳左衛門

通辞候様御託シ之義是亦直様相通候間御安意可被遣候○弟卒ノ内ニ壹人心ある者あり其者過シ夜酔テ來テ美樹兄へ密ニ左ノ通り談シ候由右ハ傳アタリニ託シ候事欲又ハ卒ノ考欲不審シ顯然哥杯も一二度位之吟聲ヲ聞迎可知筈なし誰ゾより教シナルベシ尙御詮議可被仰付候尤右卒ノ事ハ兼希御存ト奉存候間名ハ恐レアレバ略シ申候御存なくも傳印へ御尋アレバ相分リ申候

一卒來テ密ニ美樹ニ云云々ノ哥二首ハ御自分ノ詠ナラント云ヒ出シ候テ夫ヨリ外輪ノ説ヲ承ハ此度ノコハ假令死ル云ヌガ宜イト云人アリ御自分ハ即チ其御積リテアロウ乍然夫ハ御心ノ内ニアルコト然ル万一如何共不成シテ口ヲ開ク様ノコナレバ尙外輪ノ模様モ御聞被成御間柄ヘモ御相談被成候方可然其節ハ私へ被仰聞ヨ如何様共御通シ可申ケ様ニ申ト問落ス欲杯ト御疑念モ可有之候得共決テ左様ニテハナシ少シ心アル者ニテ何コモ存知テ居ルト云 美樹云右ノ哥ハ誰ニ聞シヤ 卒云右ノ

武市瑞山關係文書第一

六百九十一



御嘶シ仕ニ突然ト申シ出シ様ナシ如何セント云シカバ或人云夫ハ右ノ  
 哥ヲ以テ云ヒ出スヘシ是則美樹ノ詠ナリト教ヘ吳シ者アリ依テ知レリ  
 又云三兒等今日コラヘタリヤヨカツタニ甚殘念之私ハ役ハ役デ勤  
 メ志ハ又志シ聊疑ヒ玉フナ 又云ケ様ニ申モ御自分ノ御心ヲ承リ候故  
 申ス脇ヘハ決テ御他言御無用之何卒私ノ心中御察シ被遣度實ニ不安候  
 段々ケ様ニナルト最早自分ノ身ノ上ヘ來ハセヌカト思フ杯ト種々ノ密  
 話イタシ候由然ニ右ノ哥ハ二首共高ラカニ吟シ候<sub>ヲ</sub>有之故其節若ヤ聞  
 コスリハセヌカト思ヒ若クハ又傳ヨリ教ヘ候<sub>カ</sub>欲ト半信半僞故美樹兄ヨ  
 リハ何事モ格別不申ニ唯御心中察入候御志ノ程感心イタシ候<sub>カ</sub>嚙色々御  
 心配ニテ可有之尤此方ノ處ハ決テ御氣遣被下間敷位ノ處答候由  
 右ハ問落ヒテハ有之間敷ト奉存候眞實ナレバ感心仕候乍然平常ノ爲人  
 宜キ者ニテハ無之候故油斷ハ不相成候此ノ一段ハ祕中ノ祕故申迄ハ無  
 之候得共先御所計御承知被遣度將又傳杯ヘ御詮議被成候テモ白地ニ

ハ御噂被遣間敷聊存寄ル筋モ御坐候

貴報旁右計草々頓首

十月二十二日

道入先生

玉机下

安部川、島本  
審次郎

尙以安部川氏々も過日之御禮宜申上吳候様被相頼候

一御噂之如ク屢之往復ハ甚不宜候得共不得止事有之無據度を重子申候此  
 度之義ハ何卒儘ニ相達候ハ、御序ニ尊報奉祈候再拜

海部、檜垣清  
治

一昨夜吉吾海ノ留守ヘ行候處夜前山田カラ狀カ來テ居タガ急ニト云<sub>フ</sub>故  
 今橋ノ弟ガ草戊ヘ届テ遣<sub>ロ</sub>ウツト云<sub>フ</sub>故頼<sub>ン</sub>ダカ最早届イタカシランテ  
 ト云<sub>フ</sub>ニテ有シ由之頓首 <sub>ま、</sub>拜 (上田開馬藏文書)

○元治元年十月下旬カ (瑞山ヨリ島村壽之助ヲ經テ島村衛吉ヘ贈リシ書翰)



シマツ、野中  
大内カ

眞榮、眞邊榮  
三郎

△ハ吉田元吉  
暗殺事件

一ツラノ思フニ先達中野生ノ詰ト同ジコニテ候初ニハシマツが只色々  
形容ノ處ヲ以頻に責問三四度ニ及候處一ツも確證ナキ故ニ詰メ上グル  
一不能シテ終ニ聞キ取ツタト云テ歸リタリ其後出シ處眞榮初惣出ニテ  
眞榮一人先ヅ口ヲ開キ初テ最初江戸ヨリ歸リシノ初長州人ト約束ノ  
疑ヒヨリ今日兄ヲ詰シタ通リ同様ノ詰デアリシナリ其ノ次ニ出シ處最  
初ノ一ハサツバリ不云又形容ヲ以シマツガ嘸々タルコニテアリシナリ  
一シマツハ△ノ一ハ一ツモ口ヲ開カヌ也是迄一度モ不言(尤屏風ガコイノ時  
ニ色々尋夫レヤヤ

答タ

土居、陸目付  
土居彌之助

右ヲ以テ推察スルト何分シマツト眞榮ト實ハ腹ガ合ヌ也カク揚リ屋入  
トシタ上ハ何卒名ガ付テハ御威光不立故ニ色々罪ヲ尋テ只形容ナト以  
種々辨マ震ヘド證ナキ故ニ治リ付カズトシマツハ云テ居ルロヲ左右ス  
ルト眞榮ガ元トケ様ニシタコ故ニ治リガ付ヌト云テハ眞榮ガ立ヌ也依  
テヲラガ治リヲ付ケルト云テ出テ來ルニ違ヒナシ故ニ土居ナド初ノ組

多ハ獄ノ略

◎、目付  
藤本駿馬  
ヤマルロヲ止  
まるであらう  
ノ意

村馬、村田馬  
太郎兄ノ忠三  
郎

元敬、大石彌  
太郎  
石奸、陸目付  
石川石之助

ヲ引キ出シテ共ニ仕上ケヲスル積リデアロヲ實ニ御互組ノオハ最初頗  
ル◎の粗暴ナリ只形ヲ以見通シヲ付ケタ計リニテ一ツモ確證ヲニキラ  
ス依テ又次ニハ駿云々ノ一ハヤマルロヲ證ナケレバドウシテモ詰ハセ  
ン  
右確證ノ無キト云確證ヲ取タリ夫ハ以前屏風ガコイノ平詰ノ節石奸か  
云ニ△ノ一ヲアナタカ知ラヌコハナイ譬へ自分ハ手ハ下サンナレド是  
非知ツテ居ルロヲナド巧言令色ニテ色々尋テ其ノ上ニテ云ニトント  
アナタノ名ノ出ル所ガ一ツ有ル村馬ガ云々ト云フコトヲ眞面目ニテイカ  
ニモ誠ラシク云タリ依テ是コソ誠ト思ヒ直ニ下モへ掛ケ合テ傳ナト立  
越元敬ナド、責問シタコアリ然處其後都テ此ノ事ヲ不云今此ノ一ヲ考  
フレハ是モホンノ風説位ノコニテ慥ナコデモナキヲ石奸ガ吾レヲ問ヒ  
落サン爲メノ僞言デアリシト思フ僞言ヲ信シテ村馬ヲウ  
ラミシコト獨リ耻縮ス右之通リアナタ  
ノ名カ茲ニ一ツ出ルト云タコサへ虚言故ニ弥確證ノナキト云フ確證ハ



茲ニテ取リシナリ

右の愚慮御考いかゞ北へも御廻し被下度候

治 徳

北、北獄ニテ  
河野萬高彌小  
畑孫三郎ヲ指  
ス

浪穂大人

テツシリ、シ  
ツカリ又ハダ  
シカニノ意

誠ニ申迄ハナケレトテツシリ胸ニ當ルヲ云ハレテモ弥落チ付キ色ヲ變  
セズ靜ニ御答◎ガ聲ヲ張リ上クレハ吾ハ尙聲ヲ靜ニシテ斷然ト御答敵ノ  
色ニ付カヌヲ要ニ申陳多罪々々

野生ハ石奸ノ愚人ニサヘウツブケラレタ心外々々

前書ツラゞ思ニ先達中云々ノ附箋

新大、山本喜  
三之進

實ニ感服仕候御同意ナリ村馬ノ一件實ニ虚言ト奉存候其節僕等モ晝夜ヲ  
不辨責問候處如何ニモ馬ハ知ラヌト見請タリ

新 太

同 右

乍其筈大ニ御明説大ニ奉感服候何分吟味口ガ去年先最初ニ出候時分ノ處

眞足、河野萬  
喜彌

ト符合ニテ御座候吳々モ御活眼ニ信服仕候  
過刻ノ御手便ノ御返事鳥渡被御開奉願候

眞 足 拜

(上田開馬藏文書)

○元治元年十月廿三日カ (瑞山ヨリ姉奈美子及妻富子)

みなゞさな御きたんよくめて度存まゐらせ候私事も今日大分こゝろ  
よく相成申候ほんの少しせんじやこしけの下りよて外ニかくだんのこと  
もなく候まゝ少もゞ御氣遣被遣ましくそんしゞそれゆへまゞよ出  
不申毎日ゞといふ参り候へともゑゝ出不申このもよふなれも明日明後  
日お出るつもりよて罷在ゞゞきのふハ以藏と今橋と出申候又以藏がな  
より云うたろふとそんしゞゞゞふハ檜垣と今橋と出又拷問よて誠ま  
ゞ又さらばたをそゑな候私事もとふなるやら去せ不申下へ落された  
れハもふゞそれぎりよて候されともよふいよ下へお落しおまゐれと  
そんしゞゞ又ゞ二三日の中下番やりまゐらせ候あらゞゞ

以藏、岡田以  
藏、今橋權  
助、今橋權  
治、檜垣清



廿三日之夜

よ り 太

姉上 さぬ

おと乙との

前、島村家

一この本前へたしりに御とつけ

(武市家文書)

○元治元年十月末日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

扱夜がなあく相成候ゆへ又くねられまねられんと色く御國の事やら又我身の事やら又内の事やら色くおもひくて尙絲られまこまり入申候此間も雨がふりねられまよふく又書物をあけよみてそれからね申候

(武市家文書)

○元治元年十一月朔日 (小畑孫二郎ヨリ島村壽之助へ)

寒氣相募候得共愈御壯健と奉大賀候然ハ別紙之通過日カ相認有之處又々

美樹、森田金三郎

塩東行故延引仕候今日之尊翰儘ニ相達拜見形勢委細被仰聞難有奉存候美樹兄へも儘に相届候間御安意可被仰付候余ニ得御意度筋御坐候得共今日俄之事故明後日塩之便と殘し申候愚弟カ御面倒奉願大ニ御世話被仰付難有奉存候先カ右計略答なぶ如此御坐候已上

十一月朔日

正路

道入様

別封南六兄へ迄送り呉候様被相頼候間宜奉願候 (上田開馬藏文書)

○元治元年十一月三日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

忠、村田忠三、岡本次郎、岡田以藏

此間と御遠敷奉存候先以兩三日と暖和ニ御坐候處被成御揃御勇健御持疾次第ニ御快御事ト奉存候扱其以來先々替り候事無御座下カハ毎日々々誰レのれ出申候へとも至て靜なる事よて都て拷も無御座役所も七ツ前後ニ引ケ申候尤今日ハ下カ壹人も出不申昨日も忠八七兒三人出居申候此邊

武市瑞山關係文書第一

六百九十九



◎、目付

てんぼふ、方  
言アテズツホ  
オト云フニ同  
シ  
依太郎、瑞山

ハ誰も一向呼出され不申何分りてんのゆゑぬ事よて御坐候◎之模様ちと  
何欵相分り候哉承り度候且又亡命人捕之事ハ爰ニ居ると言事儘ニ相分候  
上よて参り候哉又てんぼふいきニ参り候物ニ候哉承り度候且又昨日勘助  
ニ一寸承り候ハ、亡命人方使参り候よし京師之勢且又長州邊之勢いゝ、  
御坐候哉承り度奉存候◎ハ何分脱人取り歸る迄先見合候事決いづれ依太  
郎ナド之事糺明シカケ候へとも屹度確證ナキ故脱人とりニ参り候事決ト  
相考へ申候只々恐るゝ事ハ何欵七兒組ハ虚言ヲ吐ねハト是のミ之事ニ御  
坐候七兒組之勢もちと相分り候哉承り度奉存候先々格別之儀も無御座候  
右迄早々頓首百拜

十一月三日夜

入道様

よ り 太

(上田開馬藏文書)

○元治元年十一月三日 (森田金三郎ヨリ瑞山)

肥公、  
正候共ニ未考

美樹、三木即  
チ森田

伊知、武市カ

去廿六日之貴札忝拜見いゝし御揃愈御安健之由珍重之至ニ御坐候扱先日  
御通達申候義御不審御尤ニ御坐候否詮議致申候處便リ都合悪候る漸朔日  
ニ差立候趣ニ付、定る御受取被下候事と奉存候追々御左右承り度存候留守  
之模様毎々爲御聞被下又愚母詠哥杯承り實ニ安心大慶之至ニ御坐候扱時  
勢ハ益窮迫之模様肥公之事をも入道様ハ正候之御紙面致拜見承知いゝし  
申候惣分之模様猶又追々爲御聞可被下候先右計取急如此御坐候

十一月三日

伊知老兄

尙々入道様迄愚

を

以下断缺

(上田開馬藏文書)

美 樹

○元治元年十一月四日 (田内衛吉ヨリ島村壽之助)

益御勇健奉賀候扱昨夜愚兄ハ之愚簡御差越被遣儘ニ拜受仕候御序之節別  
封御届奉伏願候右取急ギ乱筆御返事御頼計早々如此御坐候百拜

武市瑞山關係文書第一

七百一



十一月四日早朝

入道老

ヒゲ倉

朱雲龍

(上田開馬藏文書)

老公ハ容堂ノ  
コト御入ハ會  
所入ナリハ田  
井手トハ内  
衛吉ノ家井出  
瀨吉ト云フ所ニ  
ツテ田内ノモ  
ト云々セリハ  
衛吉ト云ハ  
トテ今橋權  
助互ナリ  
ト云々氣絶ノ

○元治元年十一月九日カ (繪垣直枝ヨリ山田町獄組ニ)  
一昨七日引おろされ昨日甚敷拷に遭ふたり老公御入故にか殊に甚敷詰の  
主とする所は井手を以て云々せり僕答に井手は左様の言掛を仕者にあら  
ず又三人追掛行事なれば遙々不行共朝は夜深く立夕は夜に入宿付事故前  
弘く如何様共相成譯也井手明白に申出居るにお上を疑ひ申不屈者メ殺せ  
と申て責る也互も追々白狀に可及左すれば其方一人也言譯有まいに先  
太様如此甚敷に相到る追々思慮して申出よ千變萬化に言出る餘り甚敷に  
付面目なくもふさぎ申候疝氣差込夢中の如くに相成る面目次第も無御座  
候終に青駄とか言物に乗り歸り申候詰の數々して千變萬化豫め難盡僕が

古兒ハ村田忠  
三郎其故郷ノ  
香美郡古川村  
ナリニヨリ之  
ナイルハ岡本  
二郎カハ松喜  
久馬ハ久松喜  
小田原一件ハ  
坂本瀨平殺害  
ノコトハ井上佐  
一郎殺害ノコ

偽言を吐た杯と可言決る疑ひ玉ふなよあの位の事氣をとちては實に心外  
大体昨日の更音聲も相<sup>脱アルカ</sup>へ可申御察奉願候新牢へ落され候得は物事不任心  
あら〜申上候君決る莫疑々々々御疑御同獄様へよろしく  
(田岡正枝文書)

○元治元年十一月上旬カ (田内衛吉ヨリ森田金三郎へカ)

過日以來毎々貴簡忝此方ヨリハ失敬而已御察可被下候茶炭ナト大ニ御世  
話々々々千萬忝奉存候扱古兒ガ事御キカセアノ趣ナレハ又少々ムゴキ所  
モ有之一入ビク兒憎ムベキ事我一心ノ事ナレ共ビク兒ナケレバ久兒古兒  
ハ確乎タルベキヲザンチン々々々

○君ト共ニ此間詰ニ出夕時ハ粗アチラデ申タ通り小田原一件ハ一言も詰  
無之浪花是計也

詰ノ大略○ハ奸吏△ハ僕



ガリハリ、我  
意ハシ、汝ト  
云フコト以  
七兒ハ岡田  
藏、其家七軒  
町ニアリシ  
以テナリ  
久松、村田、  
岡田ナリ  
村田忠三郎

○此間以來トクト思慮シタカ△此間拷問ノ節何モ申上候通思慮スルハ  
御座ナク候へ共若哉ト存シ病苦ノ間シカト相考へ候へ共於私ハイヨ  
御尋ノ事存シ不申候ニ付此段申上ル○只存ジント云フテマダカクス  
カ此間ヨリヒドイ拷問被仰付ガ明白ニ申セドウナリヤ△全クカクス  
ウハ夢ニモ御座ナク候如斯ニシラシラズト直言ヲ申出テタルニ  
ソレヲカクスト御疑アリテ拷問被仰付ル、ハモウ仕方ナシ如何様共被仰  
付ヨ○夫ハガリハリト云フ者ヂヤウンシガ云フ通りナレバ上ヨリカク拷  
問ハ被仰付レンケレ共七兒初メ四人ガ口ヲ揃ヘテシカト明白ニ申出テ  
ルコレ誠ナリウンシガ云フテアルハ偽リヂヤ依テガリハリ也ドウゾ△  
夫ハ彼ノ四人ガウンノ云イ掛ケ也於私ハ存シマセン○明白ニ申出テタル  
忠三郎ヲ此處へ召出シ對決ヲ被仰付タレバドウナリヤ△サア召出サレマ  
セ對決ヲシマシヨウ彼ノ者ハ今迄申出テタル通り申シマスロウ何万言申  
シタトテ皆偽ナリ私ハ今申ス通り也○ソレハシヤントガリハリ也△何モ

シヤントハ方  
言端の意

左一、井上佐  
六人、田内衛  
吉、村田忠三  
郎、岡本次郎、  
久松喜代馬、  
松山深藏、岡  
田以藏、岡  
大興ハ料理店  
ノ名

ガリハリデハ御座ナク候○衛吉ヨクウケタマハレ七兒ガ申出テタルニハ  
子ヤ彼ノ左一ハ奸物故生ケテヲイテハイカント云フテ六人ノ者へ平井收  
二郎ガ下知ヲシテ六人トモニ大興ニ行キ其處へ左一ヲツレダシ來リ酒ヲ  
呑ミヨハセ又其處ヲ出テ茶屋へユキ又其處テ酒ヲ呑ミ大醉ニイタシ歸リ  
ノ節六人シテシメ殺シ忠三ガ短刀ニテ刺ス其節其方ガボクリデ七兒ガ手  
ヲフンダゲナ又歸リノ節忠三郎ト同道シテ松山深藏ニ道ヲ問ヒカヘリシ  
趣又喜代ガ申出ルニハ今迄私ガ口ガアハヌハ衛吉ノイタヲカクシテヲ  
リマシタ夫デ口ガアハン依テハ申出ル如右明白ニ申出テアルゾヨモヲカ  
クサズ申セ△左様ノハ夢ニモヲボヘザル事也ミナ云イ掛デゴザイ舛又  
平井收二郎ニ大坂デ遭フタナシ○大聲ニテ只ガリハリヲ云フ後刻ヨビ  
出サレテアラキ拷問ヲ被仰付ル尙思慮セヨツレタセト云フ思慮スルハ  
ゴザイマセント云フウチ獄卒ニダキ上ラレ門ノ外ニ出ル (岡岡正枝文書)



○元治元年十一月上旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

榎垣清治直枝

うける、方言  
懸ケノ意  
岡田以藏

七日の多たしるにうけ取候先く寒つよく候へともみあく御き々んそ  
あふしめて度存候爰元此間内少々せんしやのきみよてあしいたみもみ  
ニでももましたれいなをるぐふの事あれと先くねんのためいしやニ  
かより々ふのそりどもしてもふぬちとよく相成候ほんのまこしのことニ  
付氣遣無用ニ候扱この間内の下あらもだれも出候々ふひひるきり出た々  
んど拷問もなく誠ニまづりな事よて候おとついのこの北へ入ておる婦人  
ガ下へ落され拷問よてよほどつよき事よてたよくやかうげた々んどぶつ  
そりともいせん誠ニ男まさりよてめづ敷婦人よて候夫よ付てを以  
藏の事をおもひ出し誠ニ婦人よても聲を出さんことおもへ以藏ガよふ  
なもの誠ニ日本一のなきみそとおもひ候扱雄之丞の事色く御申越あ  
れの誠ニさむしき男よてよほどがまんよふなものよて候へともどふ  
ゆうものぞふしぎニまんせつニしてくは候外の人へのそれほどよむせは

みて、方言無  
クナルノ意  
衛吉、田内衛  
吉  
がい、方言酷  
クノ意

よふでもまぐいゝのほくせゆる男よて候夫ゆへ外の人を雄之丞をむる  
う言候されとも我等へのふしぎにまんせつニしてくれる此間たもこも二  
度とりニやり候のちニいく時ニもそやみてましたりと云候とふゆうもの  
そ此間内のたをよけのミみてたと云事なり又衛吉ガ拷問ニあう時  
ニふたんの言ガあふぬきに役人ともが尙がいニまるるふト言てそかし  
事もある内へいて雄丞<sup>之脱カ</sup>言た事ニもうそのなぬ又たトべく言て  
ついでしよふ言よふな物ていなぬぞんが心いよきものよて候されども。缺

○元治元年十一月上旬 (瑞山ヨリ姉奈美子へ)

日くれニ雁を聞て

冬れ日の空もまぐる夕暮り

あはれをはそふりの一聲

風ふき寒々れの



空さへて木ぶらし寒しゆし引の

山のあなよ雪やふるらし

己の身をおもひて

み山木のまづるし谷のあつ氷

とくることなき身ぞあはれなる

例のやしきた御目こりけ申候

姉上さぬ

よ  
り  
太

寒あつく御いとひ被遊度くれくそんしり私事すこしも御氣遣被遣  
まじく候

○元治元年十一月上旬カ（今橋權助ヨリ瑞山へ）

小田原一條届書の通りを以一順申出事濟で後

瀬平、足輕坂  
本瀬平  
三人、田内衛  
吉、増垣清治  
今橋權助

詰是迄度々御詮議被仰付候得共悉く偽を被申出瀬平を殺し候義は狼藉に  
あらず三人追掛暗殺したで可有之答存掛も無御座候左様之義は決る無御

中川様、中川  
修理大夫久昭

田所崎太郎、  
後壯輔  
四月一條、吉  
田元吉暗殺一  
件

座候私共三人参り候儀は先達以来申上候通り中川様一件御朝替議脱カりに相  
成其筋を爲御達三人罷下り申詰夫は何ぼ偽ても御上えは明白に相分て  
居るに依て明白に白狀可致答白狀は是迄申上る通他事無御座候詰曰京都  
において瀬平が公文藤三を頼み同行致し吳度頼上候得共一同承知不致藤  
三が斷候處瀬平以の外怒り此上は公文え屹度御禮可申藤藏か血を見ねば  
承知不出來と怒り居候事を田所島太郎聞付て夫は其儘難閣と申論に相成  
候る三人追掛て殺たる事明白に相分り居候也瀬平をきらひし儀は四月一  
條の時に彼者御撰を以て諸國詮議に参り居るに依て一同承服不致趣也是  
程委細に相分り居る事かれは偽事なかれ答夫は存掛も無御座候事を承り  
驚入申候存掛もかき事に御座候私儀も藤藏とは魂意之事殊に其の節相宿  
も仕居申候得共左様之事は少しも不承瀬平同行を致し吳度頼來候得共一  
同不承知と申事に程能く斷候様子計藤藏か承候計に瀬平が左様の申  
分致した事杯は少しも不承詰曰夫は何ぼう偽ても御上の御疑は不晴小田



清治、楡垣  
亘、今橋

原に無宿者に致し候儀も其儘小田原に引受事済たなれば御上へは何の沙汰もなく隠す心得なるべし答全左様の所存に無御座候小田原へ届置直様江戸表えも斯之次第に立到て滞留仕と申事通達仕申候詰曰夫は小田原に事穩便に不濟故不得止届出たあるべし又清治さへ疵を受ねは亘は行過て知ぬと言て事を濟する心得なるべし答左様に無御座候清治がきず淺き事ゆへ二宿三宿過る事は相調事なれ共どふも同藩者を狼藉とはいへ共殺し候ては去に不忍故に斷然御届仕事に御座候詰無宿者に取扱之儀は實に容易千萬なる致方也相應格式も被仰付候者を殺して無宿者に取扱實に人非人の仕方也答無宿者に取扱候儀は他國にて同藩之者が狼藉におよひ不得止切捨てた脱カ申ては御國辱にも相成可申事と相心得て無宿者に届方仕詰何の同藩の者々狼藉に及び不得止殺したとて何の御國辱に相成可申譯二字不明ちし口口迄同藩之者と口論等にて切殺し有之儘を以其處の領主へ届方に及事多し其儀は無宿者と届出て小田原にて内々事済たれば其儘事

死牛ニ芥

三人、田内衛  
吉楡垣 清治今  
橋權助

をしらぬ體に濟す心得なるべし利カとふも清治が疵を受候故養生中は去事不出來死うしにあくたの譬へにて瀬平がなき故に言たひ様に言也何ほふ隠しても委細御上へ相分り居る事なれば無是非直様に可申出此處千變萬化之詰あり然共不辯者愚物之事故論破抔仕事相調不申然共只今京都において瀬平に對面しかく不仕委細話も不仕行達て目禮した計の事故何も不承瀬平脱カを程能斷り候と言事を藤三承計也無宿之儀は御國辱と相心得て無宿者に取扱届方仕候瀬平を跡々追掛る様とは存も寄らず三人は御朝議替りを御達の爲に參る也小田原に而清治疵は聊也二宿三宿行兼る事はなけれ共去二字不明斷然と御届仕一切届書之通に御坐候と言切候得共詰追々嚴しく御吟味可被仰候見苦敷御吟味も可被仰事思慮して追々眞直に白狀可致答思慮は無御座候只今申上る通御座候未言葉の切れゆカ中ゆカに立れませと言事長き故略し申上取急御推讓可仰候



○元治元年十一月十一日 (森田金三郎ヨリ伊知郎へ)  
 夜前ハ能キ御都合ニ奉當六日之御貴札被投忝仕合ニ奉存候先以 殿方様  
 ニも御機嫌之由奉欣喜候然も過日之品々夫々御受取被下候忝致安心申候  
 彼の集爪ニ奉相記候り趣意と申譯ニ奉ハ無御坐候へとも當方ニ奉集置候  
 ニ墨ニ奉も且被見候事をそれ申候つめよてもことこのまきあとおよむおそ  
 れてふき申事ニ御坐候何卒乍慮外御加筆奉願候然もあより笑止と見へ  
 候口ハ御もふき被下度候初ニ御坐候うきあ浪のあゝる事とハと有をう  
 候不明の御もふき被下度候初ニ御坐候うきあ浪のあゝる事とハと有をう  
 きあ浪の立む物とハと御直し置可被下候扱野多もハタハ参り候趣於小  
 子ノタハ今之役者ゝと存居申候合点参り不申候扱其後七日り出いし申  
 候前同様参りもかし昨ハ井手比丘出致申候定る對向あふんと存申候處  
 對ニ奉も参りもなく前同様にて操返し卷あへし致候よし扱先日ねまみ  
 追申候當方之猫も近日歸り申候とふり松山邊ハ今日あふり押出し長ハ参  
 り申候様ノ嘶ならく相聞へ申候御耳ニも入候へハ委く爲御聞可被下候

野多、野崎、カ野、中、太内、カ

未改、幡多、郡、井手、内、衛、吉、比、丘、岡、本、次、郎

先取急右計如此ニ御坐候

十一月十一日

伊知郎様

松太百拜

(上田開馬藏文書)

○小川安馬、後、平川光伸、吉、日、記、元治二年十一月、山崎徳砲會此、日討長ノ決議、及田壯ノ原義、説ヲ聞桑ノ届、出ル脱走ハ今、九日ナリ同行、保馬清雪ト見、エタリ、岡田、七兒組、森田、三木組、田内衛、三郎、愚弟、吉

○元治元年十一月中旬 (瑞山ヨリ獄外同志者へ)  
 昨日之尊書夫々儘ニ拜受仕候先以御揃御勇健奉賀候扱○之勢彼是御申聞  
 難有奉存候私儀も其後ハ都て沙汰無御座候安馬之事誠に々々残念ニ奉存  
 候然ニ只今も脱人取りも参り居候場合ニ付るも甚氣遣敷事ニ御坐候脱之  
 字ハ當時取り禁物之所致し方もなき事よて御坐候今朝欲御飛脚も著候よ  
 し長征伐等いゝ御坐候哉又 京師雲上等も先替ル事も無御座候哉承リ  
 度奉存候  
 扱口ノ云七兒組ハ今ても所置まれば出來ると云てこれハみなく詮儀詰  
 之ニ相成候哉承り度三木又愚弟なとも知ふぬと云事知ふぬニ立ぬけ候哉

武市瑞山關係文書第一

七百十三



平收、平井收  
二郎、濱田其作

都てがてん參り不申候且又指揮した人々平收がしたと皆々申出居候由なれハ指揮したももの兒組申出て居る譯に候も後や口ノ云◎ノ論ニ今所置をまれハ罪の輕重ニよりてそくに出來ると云事更ニかてん不參七兒組ハみなノ口詰ニ相成候ハ其趣爲御聞奉願上候又私など色々せんぎ有しとて一も證據なし何を以せんぎをさるぞ◎ハ余程コマツテ居るるふと相考申候私一人之處又巨魁の見付にて何とり無理ニ罪をこしらへ候りなれと其外万壽彌小孫などみかノおちさん方之處ニ至りなんとさるぞ

萬壽彌、河野  
小孫、小畑孫  
三郎

(上田開馬藏文書)

六九〇頁ニ入  
ルベキ分誤入

愚兄、小畑孫  
二郎、海部、楡垣清  
治

○元治元年十月二十一日 (小畑孫三郎ヨリ島村壽之助へ)  
益御健勝可被成御坐奉恐賀候隨ち私儀不相更罷在候間乍憚御安心奉願候然と過日以來毎々愚兄へ之書御願申上時々御面倒相掛何共恐入難有奉存候扱十八日之夜相認候書差上候節海部ノ詰書封込置候處御受取被遣候哉

依太、瑞山

七兒、岡田以  
藏、雪彌、村田馬  
太郎

兄カノ書ニ十八日之書達候趣ニ付御落手被遣且又慥成便リ故間違ハ有間敷候へとも尙依太先生への御書の端へデモ御受取之様子御書加被遣候ハ猶安心仕候間宜奉願候○扱昨日も今日も會所引ケ至テ早ク七ツ頃方チヤント仕廻イ申候昨今共七兒出候趣至テ靜ナリ合点不行候○雪彌一件モ何共不安心之事ニ御坐候此節諸事素人組ニハ弥合点不參候先右計

十月廿一日之夜認

三郎二郎

道入様  
尊下

(上田開馬藏文書)

○元治元年十一月廿四日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

寒氣強相成候處被成御揃御勇健可被成御渡奉賀候御持疾如何ニ御坐候哉疾ク御全快と奉存候  
一良印御預ニ相成候様昨日下地あふ出る上番ニ承り候いゝニ御坐候哉

武市瑞山關係文書第一

七百十五



へ、横目  
口印、濱田良  
作

横、横目即チ  
監察吏  
小田原一件、  
坂本瀬平殺害  
一件

◎、目付  
久喜、久松喜  
代馬、村田忠  
三郎  
安、小川安馬  
十一月(元治  
元年)九日脱  
走

一新町邊之先キ達を引候<sup>目カ</sup>みなく役り付居候處見付方支ハリ皆々御免  
ニ相成候よし就るに口印等いゝ御坐候哉萬一御免ニともハ不相成哉  
ト大ニ氣遣申候

一扱今日横之間合御坐候則別<sup>紙脱カ</sup>之通外之事ハ何も不問小田原一件計よて御  
坐候御咄し申様之事も無御坐候

一今日と又松山之御使者参り候よしいゝ候哉

此間著之御飛脚之上國之勢且又長征等之事何欲ちと相分り候哉

一◎之勢いゝ御坐候哉

一今日ハ久しぶりニ久喜ト村忠ト兩人出居申候吟味よと出ざつた様ニ被  
思申候

一氣掛之事ハ良印いゝ、ニ御坐候哉是ハ安馬之脱ニ付急ニ御預ニ相成候  
哉又御預ケ等之合よて安ヲ御呼ヒ返ニ相成候哉是等之事◎之勢彼是承  
り度くれく奉存候

老公様、容堂

一今日と 老公様七ツ頃方御入り被遊日暮頃御歸座被遊候

先右彼是御尋申度如此御坐候頓首

廿四日之夜

入道様

より太

斜目、即チ横

今夜と斜目出候ニ付何角承り候と實ハ内々存居候處本も参らば殘念ニ  
奉存候乍面倒爲御聞奉願候 (上田開馬藏文書)

○元治元年十一月廿八日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

今日之貴墨髓ニ拜讀仕候寒強候處被御揃御勇健愛度奉存候隨ち私無事消  
光乍憚御安神可被仰付候扱<sup>御病カ</sup>氣次第ニ御快氣之旨嘸々御安心と奉存候  
日々いゝと御氣遣仕候處安心仕候扱昨日之<sup>カ</sup>之咄も疾御承知之旨實ニ  
御噂之通是迄なき事ニ三木ハふさき候様ニおもはれ申候近々勵敷事<sup>カ</sup>  
至り可申只々斷腸之至ニ御坐候門爲役付之由是も至極よき事ニ御座候尤

武市瑞山關係文書第一

七百十七

三木、森田金  
三郎、門田爲  
之助



西之口未考

今橋權助、檢  
垣清治  
乾、大目付乾  
退助カ

口、濱田真作  
天祥丸ハ毒藥  
ノ醫語文天祥  
ノ故事ヨリ命  
名シタルモノ  
ニシテ同志中  
モシテ問ニ堪  
ヘザルモノア  
ル時ハ之ヲ服  
リシムル約アリ  
シナリ

監察場之預らざる譯候へハあてこむ不相成候へとも盟之事を以對せる事  
なれハ一統之事誠ニ門爲なとも誰り見ても頭立候ものゆへ先々よき事ニ  
御座候扱西之口之狂暴以外之次第素り右等事有之候ハ、我輩同志之見  
付致し可申嗚呼大口<sup>息カ</sup>之至ニ御座候

今日今橋と清治出則別紙の通り愚弟の白狀云々甚以氣遣度彌白狀仕候哉  
之處尙口之邊御聞合被遣度候尤先日私出候時も乾か愚弟の白狀云々と申  
候に付萬一問落しかと存候何分口之處御聞合の上急々御申越被遣度候も  
しも左様の虚言申候時は天祥丸を急々さし遣可申候實に、難忍事に御  
座候扱又長征援兵義旗之旨御噂之通失策之事實ニ氣遣千万ニ御座候扱又  
下へ獄が新ニ出來居候由近々盛なる事ニ相成可申◎之勢先格別もなきよ  
し聊にても替り候事御坐候ハ爲御聞奉願候右御報迄早々頓首百拜

廿八日之夜詔

よ り 太

入道様

◎以下ハ島村  
高之助ノ附書  
カ、目付  
ハ、横目

かん懸、關村  
新作

夜更甚早筆御推讀

◎ノ模様承リ合セ候處頓と賢弟之事など不相分先格別之事なしと云新獄  
此比成就ニ相成申候又誰そ入ハたまハ欲ト歎息之至に奉存候ハカ須崎へ  
參り森四郎ハ何角尋合候由反覆甚しき男なれハ如何様之虚言も難計終ニ  
ハかん懸ニ風當可申哉ト相察申候

(上田開馬藏文書)

○元治元年十二月一日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

今日御認の尊書且別紙夫々慥ニ拜受仕候先以被成御揃御勇健可被成御渡  
奉賀候隨私不相更無事御安心可被仰付候扱ハ舍弟之儀巨細被仰聞難有奉  
存候いる様萬端彼是御心添被遣候事千萬難有奉存候彼は無別儀相終候旨  
大よ、安心仕候然ニ聊虚言等云々ノ次第實以てけしからぬ事今更何と  
申ても致し方無之實ニ諸君へ對し面ほく次第も無御坐私之心中御察可被  
仰付候然ニ右の通速ニ決死致し候に付るも稍臆を治メ候然ニ虚言の次第

舍弟、田内衛  
吉茂、松  
衛吉元治元年  
十一月二十八  
日獄中ニテ仰  
毒自殺ハ自白ノ  
意虚言ハ自白ノ



等尙委敷御探り之上承り置申度候間追々爲御聞奉願候誠ニ死を兼ての覺悟只々義之一字而已候處虚言して不義に陥りて死候事骨肉の情心外難堪候勿論死候上ハ死ハおそれさりしニ相違なく左候へと只々恐痴か之事と察候るを返るふびんと存申候

阿部川、今橋  
權助

清治も今以万壽弥ト同居よて窄番も不參是迄之通りニ御座候故阿部川

清、楡垣清治  
直枝

之書も直ニ相達申候又清か返し參り候間慥成便りニ御届奉願候  
拷の略圖清かさし越候に付懸御目申候實に憤憂多へるぬき次第ニ  
先別段申上候儀も無御座候右御報迄早々頓首

極月一日夜

よ  
り  
太

入道様

(上田開馬藏文書)

○元治元年十二月四日 (瑞山ヨリ妻富子)  
夕への多たしりにとゞき候々ふもうとゞ敷候へともみかゞ御き々ん

醫師、楠瀬春  
洞

しん次、島本  
審次郎

そあふふじめて度そんし候爰元先くかくたんの事もなく扱今日ハ楠瀬を願候處御聞届ニ相成春同參り見てもふハ申候夫る又楠瀬の薬をもらう事も願候處御聞届ニ相成申候今晚ハ半兵衛を楠瀬へやり申候春同るすなれハ明朝早々よても楠瀬へ薬をとりに御やりよて辨當の時御こし楠瀬へりよる事御聞とゞけニなつたと春同へいせんと薬をくれんやふえれ不申候又病氣のところハ春同ニ御聞キあるべく候少もく氣遣無用ニ候  
一々ふの御いんさま様の事様御入り之をばよて候處御延引ニ相成申候  
一下るふえん次壹人出居申候  
外ニたれも出不申えつりな事よて候先ハとりいそきあふく申りしめて度りし

四日

よ  
り  
太

おと乙との

姉上さぬへよろしく



○元治元年十二月五日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

けさの夕たしかにとゞき候先くみなくさる御きらんそあふふじめて  
度そんし候爰元先くかくだんの事なく候まゝ少も氣遣あるましぬくれ  
く存り候扱今日そ様御入よて候その時二度出河野も出下ら小畑  
之弟も出居申候々ふは色くと氣遣おり候處先くかくだんの事もなく  
役所も引け申候何分どふも無理むたぬ御さそゐのありそふなよふまよ  
て候先く何も外にかくだんの事なく候らく

五日

おと乙との

よりた  
(武市家文書)

○元治元年十二月六日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

斜目、ニ同  
シ即チ横目

其印、永吉其  
吉、濱田其作

◎、目付  
横目  
三木四、森四  
郎、神ガ、リ、園  
村新作、嫌疑  
風アテ、コト  
虚言、自白  
邪、センシヤ、痴

一昨日斜目へ御託シノ尊書夫々拜受仕候先以寒強候處被成御揃御勇健可  
被成御渡奉賀候扱御噂之通り斜目ヲ取ラレタニハ力落申候然ニ下番ノ内  
佐藏雄平彌吾平ナト云者ハ決シテ氣遣無御座其外之者モ大概ハ氣遣ナク  
候間左様御承知可被仰付候扱此間良印詮儀ニ出申候亦今日モ出居申候イ  
カ、御坐候哉應接口相分リ候哉急々承リ度候口ハ病氣ニテ引居候哉此頃  
ハ出候哉◎ノ論何欲チト相分リ候哉承リ度候扱カサキ三木四へ參リ  
候由三木四ノ云口何欲相分リ不申候哉右ニ付テハ神ガ、リへ風アテ候由  
◎ハ兼テ頗ル神ガ、リヲ疑ヒ居申候三木四ノ虚言ヨリ神ガ、リへ風ノ當  
ル申事ニナリテハ實ニ大變ニテ御坐候三木四虚言シタレハ自分モ入牢ニ  
相成譯ナレド只々自分ノヨキ様ニ云ツロラ相考申候右等ノ事故カ私トモ  
二三日前呼出サレ候然ニ些例ノセンシヤ且又ノボセ等ニテ今ニ出申  
出候へハ大概相分リ候ト存シ居申候◎ノ勢等チト相分リ候ハハ爲御開奉  
願候扱新獄へ佐川人ヲ入候由只今佐川ニテ囚トナリテ居ルハ誰レ々々ニ



海部、檜垣清

テ御坐候哉承リ度候扱此間中ハ下カラモ誰モ出不申海部モ其後一度出テ  
拷モナク歸リ申候一兩日ハ至テ靜ナルヲニテ御坐候明日ハ御寄合ニ付又  
々盛ナルト存居申候私トモ心地次第ニテ出ル含ニテ御座候  
扱此間金子四ツ御越シ被遣候旨貴書ニ有之候處色々表紙之内相尋候處都  
テ見ヘズモシヤ御取り落シテハ無御座候哉御尋申候

鏡川、小笠原  
保馬

扱急ナル用事等アリテ晝ヤル時ハ鏡川ノ方へ迄ヤリ可申夜分ハ留守ヘヤ  
リ申候間鏡川へモ御申置被遣度候  
右御報迄彼是爲御聞奉願候早々頓首百拜

極月六日ノ夜認

依 太 郎

太郎、島村善

入 道 様  
太郎君初御惣分へ宜御頼申候

(上田開馬藏文書)

○元治元年十二月六日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

だんせつ、家  
名断絶  
檜垣清治

二三日前の多たしりこと、き候先、寒つよく候へともみあ、さな御  
きたんよとそなふじめて度そんし候爰元此間内ちとのほせやらせんじ  
やけて候へともなんよもかくたんの事なく候ま、少も、氣遣有ま  
しく存候ほんのまこしの事なれど先、福しろふており候此間よび出さ  
れた々んど出不申先、よく、なをりて出るつもりて候扱田内おそ  
な初みあ、さしてめりこみもせ色、せいぬし候よし先、安心  
あし候まごたんせつともなんともならざるよしなるほど檜垣などの  
御はそのがなれハとふもなるま、おもひ候扱此間内ハ下あらもだれ  
も出候えづりな事て候檜垣も其のち出た々んど拷問もなくりへり候扱  
又下へ新ニ牢も出来よるけなたをり入るぞ誠、恐れ入た事て候扱  
武藤もまご御はそぬもなくこまり入候島村金ガ番がやまつたよ誠、  
ちあらがおちたこれあら佐藏雄平彌五平雄丞之内を夜分ニやり申  
候これなれハまご、氣遣ハなく候扱又此間あら潮江の半之丞と云も

武藤、小藤太  
番、獄番



ざこは、難喉  
揚地名

ひじま、比島  
地名  
いにしだにハ  
歸途ノ意

みて、無クナ  
ル  
前、島村家

壽太、島村壽  
太郎

小畑、小畑美  
稻

の下番ニなり参り候これハ誠よよきもの、よふニ見うけ候ぢきにざこはの渡しのむこふぢやげな小笠原どもにちひよつと知ておるまはらとおもひ候又近頃ひじまも年のいたものが出よるこれも誠よよきもの、て候ためしニこんど出たをいふしだふ内へ本をありもたせてやり候まよくゝるむりて酒ども御のませ有へ候

○扱内の事をいろ／＼氣遣候もふ金ども内よのふなつろふのふなんとおもふてもいたしるゝのなき事ゆへ遣錢どもみてたをハ前へそふだんををるより外ニまみちもなく候まゝ壽太へそふだんしてせををして御もらひ有へ候

○扱不相更本を見又此間より歌をそじめ小畑などになをしてもらをたり色／＼のだれを出してみあ／＼ヤジキダツよみたのしみおり候先／＼かくだんのともなくあら／＼し

極月六日の夜

よりた

おと乙との

御姉上さへ別ニ多さし上不申よろしぬ

一この本前へ御とつけ

一佐藏ハ誠よまんせつニしてくを候ニ付なんぞりんりへて御やりよ

(武市家文書)

○元治元年十二月上旬 (吉永良吉ヨリ島村壽之助へ)

良

入道君、島村  
壽之助

◎、目付  
猫ノ、井上  
佐一耶

保、小川保馬

○印ハ入道君ヨリ東ニアタリ候者ノ名印トス此以來名ノ頭字ヲ書ス  
ト無用ナリ

○印ハヨリ問ニ猫ノ、八月二日カト問フ答ニ日ヲ追テ外ナリヨリ二日トキク◎ヨリ左様ナレハ必申合セ仕筋ナラント詰ム○答ニ拙者ト外ニ一人ナリト同行ノ砌猫ヨリ途中ニを誘引ニ預リ其意ニ應シ猫カ趣ク所へ隨

武市瑞山關係文書第一

七百二十七



國民、未致

瑞水先、瑞山先生ノ兄、小正路ノ兄、細孫三郎ノ兄、孫二郎

三、村田忠三、徒ハ兄ニ同シ岡田以藏等

行ス刻限ハ申ノ刻ニテモ候哉ト疑ル答ル夫々○ヨリ猫ニ別レ口如何ト問フ○答ニ酒ヲハリテ坐上ニ居テ暇乞ヲツケ拙者并保等ト兩人カヘルト答フ○其砌御國他人近邊ニ一席ヲ設ケ居ハセザルヤト問○答ニ他人多ク居レトモ國民ナルヲ不見ト答フ此セリ合長シ御推察々々

○ハ問イ多ケレドモ僕答ハ言葉スクナフシテ不入トハ不言是ヲ肝要トス且又○印答ノ中ニ瑞水先ヲ初正路君ノ兄又下ニ居ル久喜并八島弟等ハ爾來ハ不知人ニ候處戌年御供以來一通ノ知人ニテ默禮イタス位ノ人ナリ其他ハ都而不知ト答有之各様深ク御心得置是祈

○ノ人々ハ三ヲ初徒等モ問落サントスル口上多シ可恐々々正路君へ申入レル下坂且同宿人又坂出足トモ少シモイツハルベカラズ御存知之通○改ヲよき居申候且又民字ハ夫々申合相濟屹度心得居ルニ付少シモ御氣遣被成間敷同人ハ其砌病氣平臥ノ時ニ付左様答ルツモリナリ

○印答ル處ハ兄等初他ノ人ヲカタトラス只獨立ノ答ナリユヘンハ其時以

△、井上佐一、暗殺一件

來官ニアル故ナリ

○印△ハ二日ノ夜ト追キクト答アル御考計々々

一盟約ノ一ハ孰カ不知ト云フツモリナリ是ハ外同志モ兼而申合セ有之御

一統御心得置是祈

一○印ハ始終獨立ノ答ニ酒<sup>樓カ</sup>妻ノ一モ不知誰一人トシテ見カケスト答有

之ニ付左様御心得是祈尤下ノ人々可恐々々實ハ是等<sup>フカ</sup>ノヤソレト

ナリタゾヨ

以 上

御清書之上御廻し是祈

○ 〆

入道大君

右之通書付差越し候間其儘差出申候尙御熟覽之上齟齬致候處御坐候ハ

御申越可被下候

(上田開馬藏文書)

右之通以下ハ島村壽之助ノ附書



○元治元年十二月上旬カ (瑞山ノ詠草)

八日の朝雪ふり々れり

野も山もえらぬ身なれり今えむし

えむてふらあんまとのえらゆき

夜月さし入々れり

夜を寒み空さへ見ゆる月影の

物おもふ見お袖見氷れる

朝梅の花よく咲々れり

物おもふ見をとえりてや梅の花

いろりもあつと今朝ハ咲々り

のこりなく咲り又なるなるもうし

心しなゝん花あめの梅

初雪

朝まどきおたつゝ見れりちりあへぬ

庭のこの葉よかゝるえらゆき

山家雪

まれよとふ人もありしにこの頃の

ふりつむ雪よ道やたへらん

都べの人よ見せこや見あさとの

木ごとの花のゆきのなしきを

又やじきだ御なくさみニ御らんニ入るり

(武市家文書)

○元治元年十二月十二日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

七日ノ貴書隨ニ拜受仕候先以寒氣弥強候處被成御揃御勇健可被成御渡奉  
賀候隨私無異儀候間乍憚御安慮被仰付度奉存候扱金貳朱四ツ御越被遣



セシ、痲  
ハ、横目

海部、檜垣清

阿部川、島本  
警次郎

スサキ、地名  
須崎、森四  
三木四、森四  
耶

難有拜受仕候此頃惣分如何ニ御坐候哉日夜憂慮仕事ニ御坐候私事も先日  
カセシ之氣味ニ引籠居申候實ハホンノ少々ノ事ニ候ヘトモ腰痛足ノ筋  
ナト引候故今日ハ藤崎ニハリナト致シモライ申候今日ハイカナルヲ歎  
カ二度ウナガシテ参リ申候取リツクロイ出ルヲハ出来ンカト申テ参リ候  
ヘトモ右ノ病氣ユヘ斷リ申候ト角全快ノ上ニテ出ル心得ニテ御坐候海部  
此間出又今日モ出申候今日ハ頗ル甘言ニテ大ナメシニナメシ候由可恐々  
々其余此間内下方誰モ出不申尤阿部川ハ此間出テ一度拷ニ掛リ申候此ノ  
人ナドノ一モ今日海部ノ應接ヲ承ルニ是ト云證據都テナシ實ニ何ノ確證  
モナキニ只ノ疑等ニテ拷ニ掛ケルヲハ實ニ暴政以外ノ事ニテ御座候余何  
モ御咄シ申事無御座候  
一此間御尋申候スサキ三木四ノ虚言等ノ一相分リ候哉  
一〇之論ヲト相分リ候哉  
一上國ノ勢カノ築葉ノ勢等イカ、御坐候哉

市八、市原八  
耶右衛門

佐、下番佐藏

一市八又御用役ニナリ候様承ル實ニテ候哉  
右之外ナト替リ候事御坐候ハ、爲御開奉願候  
又十六日ノ夜佐出候ニ付何歎御尋可申上先右御尋御報迄頓首百拜  
極月十二日ノ夜認ム  
別紙達スルノ道御坐候ハ、よろしく御頼申候

鳥山入道様

坐 下

建 依 太

(上田開馬藏文書)

十一月廿八日  
(元治元年)田  
内衛吉仰奉自  
殺

〇元治元年十二月十二日 (瑞山ヨリ姉奈美子へ)  
此間ハ佐藏をさし出しくじしき御文被遣ありあゝくさるし、先々次  
第ニ寒つよく候へともみあ、さぬ御きらんよく又田内もおとさぬ初  
みあ、とづらひもせせ候よし誠よく、先て度ぞんし、御前さぬも  
田内へつめて御世話被遊候よしよてのこるところなくあれこれさ、あり



徳永達助  
せんじや、  
痴邪

もなく初七日の法事まつりもさみ候よし誠よく安心いさしり其内  
田内おとさぬの哥いゝにも涙ニむせび申候徳永もあの哥を見てお世の中  
を誠よか少いておるよふにぞんしり授私事も此間内ちとせんじ  
やのきみにてこしいたみ今日も藤崎ニそりをしてもらひ申候外ニ見るき  
所おこしも御座なくほんの少しの事ゆへ少も御氣遣つるにされまし  
くくれ存りいしやにかゝるほどの事もなく候へともた用  
心のためいしやにかゝり居申候間返すも御氣遣つるにされまし  
存り授今年もほどおくをわけ誠よくこのよふにしておると長  
りそふおもなれとみぞるぞほんの一年の間ゆめのよふにおもひま  
に扱又十六日ニ申上りらりし

十二日の夜

姉上さぬへ

よりた

(武市家文書)

セン、痴

横目即チ  
監察吏  
目付

七兒、岡田以  
藏、久松喜代  
馬、阿本次郎  
八、村田忠三  
郎、楢垣清  
治海部、楢垣清

○元治元年十二月十五日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

十二日御認ノ尊書儘ニ拜受仕候先御揃御勇健之旨奉賀候隨私セン未同  
様ニ御座候へとも聊之事ニ付万々御懸被遣間敷奉存候實ニ少々之事ニ候  
へとも快氣ト申候へハ詰問ニ出ル譯出ルトウスベリノ上へ居ハラサレ長  
談ニ相成候事故必ツヨク引起シ候ニ付シカト全快スル迄ハ出ヌ積リニテ  
御坐候然ルニ此間内毎日々々ガ参リイカバト促シ参リ申候◎大ニ  
急キ居候様ニ相見へ申候ツラ相考候處何分巨魁ニ付先ツ々々巨魁ヲ  
正シ上ケルノ詮儀カト相考申候サスレハ無理ニ下へ落シ拷ニ致シ可申歟  
ト存シ居申候

一昨日ハ七兒出申候今日ハ喜八忠出居申候頗ルミゾク相見へ申候◎最早  
窮シトヲデモ早ク所置スル積リト思ハレ申候右四人ハ取早口詰ニ相成  
候哉ト存候

一海部此間出候處格別ノナシ只無宿者ニシタト届ノ違ト此ノ二ツヲ以



詰メ候ヨシ反覆辨解致シ候由之◎云其<sup>方脱カ</sup>ニ限リ一ツモ恐レ入ランガ重キ人命ヲタチ候<sup>一</sup>又無宿者ニシタ<sup>一</sup>此二ヶ條ハ恐レ入テ居ルカ尙トク思慮致セト云候ヨシ又云天定テ人ニ勝ニテ今則天定タ時ナリ其方共ハ人多キ時ニ乗シ長州人ナド、種々ノ<sup>一</sup>致シ人ヲ殺ス<sup>一</sup>アクタノ如クシテ居ル<sup>篤カ</sup>疾ト思慮致セト云候實ニ何トモ大息之至リ之右海部ノ答ヘノよし相談ニアツカリ左之通申ヤリ候右仕業事跡ニヲイテハ士道ニヲイテ不得止<sup>一</sup>之然ニ彼ノ者ノ仕業ハ可憎ノ極リ之ト彼ノ者モ御上ノ臣下ニ付テハ對御上シテ恐レ入テ居ル譯ト相考申候

彼者、坂本瀨平

口、濱田良作

南邸、山内兵之助豊積

一右二ヶ條ヲ恐レ入ラシテ夫ニテ所置スル積リト相見ヘ申候  
 一口未歸リ不申候哉只々◎之勢少々タリトモ聞タキ<sup>一</sup>ニ御坐候  
 一ツクハ山至テ盛ニ相成候よし實ニ愉快極申候何卒都合ヨク相祈申候明後日ハ 南邸御發駕之由チト同志之内御供御坐候哉  
 先右御報迄何角承<sup>一</sup>御坐候頓首百拜

極月十五日之夜認カ太

入道様

三木四、森四郎

才、獄ノ略

◎毎日々々促シテ不參日ハナシ色々考見候處都カテン不參三木四ノ虚言ノ<sup>一</sup>ナレハ此間内不出<sup>一</sup>故カ窄ノ口ヘ問合ニクルヲト存シ候處都不參依テ又考見レハ何モ證ナキニ付盟ノ<sup>一</sup>ヲ以恐レ入ラシ夫ニテ所置スル積リカイツレ急ニ所置スル事欲トモ思候ヘトモ又下ノ新<sup>一</sup>ヲ思ヒ見ルト又ガテン不參  
 ◎ノ<sup>一</sup>チト分リ候ハ、爲御聞奉願候  
 別封久<sup>一</sup>下ノ書御頼申候  
 一下番往來ニハ小<sup>ホソ</sup>キ本ガヨク候小キ本ナレハフツクロヘ入レルニ都合ヨク候何分表紙ノ裏ヘヤレタ本ハワルク相考申候表紙ノ厚キカタキ本カヨク候



太郎様、島村  
壽太郎、吉永良  
吉印

太郎様初惣分へよろしく御頼申候

○良印ノ應接口ハ不相分候哉格別虚言等ノ氣遣無御座候哉

(上田開馬藏文書)

○元治元年十二月十五日カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

八日の夕又十二日の夕たしりにとゞき候先〱寒つよく候へともみか〱  
 さな御ぎ々んよくそあふしのよしめて度そんし候爰元ふじ少も〱氣  
 遣有間敷候せんしやもほんまこしの事候まゝ返ス〱も氣遣無用候せん  
 りにしたりといふとぎんみニ出ねハなら返出るとうすべりの上へなぶくい  
 ざらねハなら返そふまると又〱ゑらうなるきにそれゆへふだんのとふ  
 り玄やんなをるまで出ぬつもりにて候扱きのふハ以藏が出又々ふハ久  
 松と村田と岡本とが出申候もはやせんぎつみ候りとおもひ候どふりなる  
 ことぞ扱以藏くりら見まゐなどくれ又又啓吉見まゐニもまゐり候よし誠  
 邪せんしや、痴

以藏、岡田以  
藏宜振  
久松喜代馬重  
和村田忠三郎克  
昌木次郎正明

柳櫻は下チト  
モ付カマ義  
丑五郎、瑞山  
ノ僕

よむしんな事にて候以藏の事もくゞしくゑるまゐくれハ不相更柳さんら  
 でおるおよく候扱又田内よもみか〱き々んよきよし安心にて候扱又丑  
 五郎もなよりよふせむるよしうましく候下番も中番もみか〱丑をほ  
 めるぞ〱辨當をほふぶふら持てくるゝ外の家來ハまど用事がある  
 いううちニこやい候へとも丑ハもふ用事ハなゐらというてなゐと云ま  
 でまちよるげか外の人とちぶふておるといふてほめうましく候丑ニ御  
 そなし扱内もまどゐもみてゝままひもせぬよし先〱安心いゑし候毎  
 日〱番人のこかしニ米ガなんぼまるといふガなんぼまるとしてしよ品のた  
 めき事を聞て聞たひことにあきれ申候川野小畑檜垣などハ内ガなんとも  
 ならんげか其筈の事とおもひ候扱武藤おぎのまゝ御さるもなくこまり  
 入り候武藤ハ誠よびんぼまて其上まゝ母にて氣のどくにおもひ候辨當の  
 めしがそくなく朝めしのなきときガさ〱〱あるそれゆへ爰元のめしを  
 さ〱〱くゞし候めしのさ〱もうるめみそこのもの位にて誠よ〱〱きの

川野、河野萬  
壽綱、三郎  
小畑、清治  
檜垣、小藤太  
武藤、小藤太

みて、無クナ



どくよて候扱ふとんきものなどの事御申越しきものもふとんもえうぶん  
ニ付なんよもいらん又めしのさゆも時くせをしておこそにハおよど  
んそよ扱又四五日の内下番又くやり申候もそや今年も十五日ニなつた  
のふし

十五日夜

おと乙との

よりた

(武市家文書)

○元治元年十二月廿日 (瑞山ヨリ妻富子へ)

うけ、有卦  
岡本次郎忠保  
村田忠三郎克  
昌

此間の文たしりにとよき候先く寒つよく候へともみあくさる御き々  
んよくそあたふじのよしめて度そんし候爰元次第ニよく候ま少もく  
氣遣有ましく候扱今年もそや七八日ニなり年のあけるをたのしみ候なさ  
けなき世の中よて候扱此間うけのよろこひ前よりもらい候よしふじの歌  
おもしろく候丑もりんしんく扱きのふも々ふも岡本村田など出ておる

安喜、安藝郡

がどふしたもののぞまふニせんきのつまぬこととおもひ候近頃ハ拷問も  
なくえづりな事よて候扱この人ハ安喜の人よて中番よて候喜太次と云て  
實馬のともだちよて誠まぶつて此の上もなき人よてえんせつニしてく  
れ申候まこしもきづりぬなく候まやり申候江ノ口へ出てきており候よ  
しどふそ酒などのませねんころニまゐるがよく候  
一この本前へたしりに御とくけ

神代系圖

折本

ちまちのぬきほ

此間云てやつた本

右え本こふて御越し

其外歌をよむニよき本があれハ御こし

扱ふの字の歌をおもへともとふもいりんよ

春風のふけハいつしり冬ふあみ

ふりつむふしのふとさへきゆ



おもしろや〜

長州がこのころおとろへて水戸のつくむ山ぐみゐるそげしきと聞て

冬ざれのよやひし萩もあれそて

つくその山の風そさやけき

うき雲をふきそらなんわしのすむ

あそれつくその山おろしの風

扱又近〜の内佐藏出候ハ、ヤリ申候又この喜太次ニもたのみやり可申

候先〜りしく

わるき事ハすこしも〜氣遣あるましくくれ〜そんし候

廿日の夜

より太

おと乙との

(武市家文書)

○元治元年十二月廿日

(瑞山ヨリ島村壽之助へ)

三木四、森四  
郎  
兒組、岡田以  
藏等  
◎、目付  
□、濱田良作

此間ノ貴書體ニ拜受仕候先以御揃御勇健可被成御渡奉賀候隨ち私儀無異  
御安神可被仰付候然ニ未全快不仕候へトモサシタルノ無御座候間決て御  
懸慮被遣間敷奉存候扱日々促シ參リ差掛テ御不審之筋有之ニ付取リツク  
ロイ出候様申來リ候へとも右病氣ニ付出張不仕罷在居申候毎日々々促ニ  
コヌ日ハ無御坐其内今日ハ參リ不申候色々考へ候處一向カテシ不參三木  
四ノ虚言カ又ハ兒組ノ虚言カ又ハ盟等ノノヲ恐レ入ラシ夫ニテ所置スル  
カ何トモ解セ不申◎之模様□カチト相分り候哉承り度奉存候  
兒組昨日モ出又今日モ八忠兩人出居申候是等モイカ、ト存シ申候私ナド  
惣テ罪ヲ明ニスルノハ出来申間敷只袋打ニ永宰位ニスルカ又ハ三木四兒  
組等虚言有之候ハ、夫ヲ以拷デモスルカト色々考へ居申候◎之模様相分  
候ハ、爲御聞奉願候兼承申候通モシ永ニナリ候時ハ生キテ居候間左様御  
聞置被遣度候

○扱此ノ人ハ安喜ノ人ニテ仲番ニテ御坐候頗ル實直ノ人ニテ實馬ノ朋友



江ノ口、下番  
貞吾

ニテ御座候殊ノ外懇情ニ致シテ決シテ氣遣ハ無御坐候尙太郎殿御ア  
イ被下内々ノ筋御頼ミヲキ被遣度江ノ口ハ居候ニ付差掛ル御坐候ハ  
御頼被遣候ハ、直ニ達シクレ申候且又勘助モ御筒方へ出居候ニ付差  
掛ルハ是ニ頼ミテモ子細無御座候此ノ安喜人ハ喜太次ト申テ此ノ春  
ノ頃モ出又其後モ出居申候

ツクハ、筑波

扱其後ハ御飛脚も著不申候哉只々ツクハハ之勢ヲイノリ申候  
うき雲を吹拂なんわしのすむあそれつくもの山おろしのお勢  
先右迄申上候頓首百拜極月廿日之夜認

入道様

方太

心地次第よて一兩日之内ニ出る積リニ御坐候左候ハ、直ニ袋打ニヤラ  
ル、欲も知れを以下断缺

(上田開馬藏文書)

○元治元年十二月下旬 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

小孫兄弟、小  
孫三郎、同  
濱田良作

當夜貴墨儘ニ拜受仕候御揃御勇健奉賀候私事追々快方ニ御坐候間乍憚御  
安慮可被遣候扱小孫兄弟ナド早く御作配之説且又◎も人氣之落合さる  
ちとく、さとり候よし無此上御國之大幸ニ御坐候口も又出郷之由私事も  
もふ春の事ト御噂之通心得居申候其内ニ又チト◎之勢も相分候哉ト相  
考申候扱築葉勢間度毎々只々飛立様ニ存候實ニ其筈之トと相考申候大坂  
邊之義舉一日も急キ申候實ニ只今之機ヲ失タレハ如何とも相成不申候扱  
又廿六日ニ可申上一寸御報迄申上候頓首

依太郎

(上田開馬藏文書)

入道様

○元治元年十二月廿三日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)  
一筆啓上仕候嚴寒節ニ御座候處先以被爲成御揃益御堅勝可被爲成御座珍  
重之御儀奉恐賀候隨私儀無異儀罷在候間御休意被仰付度奉存候然と天

武市瑞山關係文書第一

七百四十五



河益、河野萬壽彌致鎌

下之形勢大分愉快模様之由奉大慶候將又私共當年中ニ御差別御座候哉  
と相樂居申候處最早月迫ニ相成日數も僅ニ相成候ニ付孰春ニ相成可申と  
奉存候扱又河益々無據儀被相頼申上も如何敷奉存候得共不得止御相談申  
上候實ハ右人爾來困窮ニ家内一同貸<sup>貸カ</sup>仕事抔仕居申候處先達<sup>以</sup>來祖父  
病氣ニ坐敷<sup>歩</sup>歩行も出來不申高が八十余ニ相成故余程ヤケモ出候ニ  
付家内之手仕事も止リ其上諸品高直日々米之足し等ニも必死ト差泥候譯  
ニ付色々世話方仕候得共難調由ニ付甚心痛仕候誠ニ一昨年來余計之御出  
金被成候事ニ付何共申兼候得共何卒拾金程御相談申上吳候様申來候間其  
儘申上候宜御聞取被仰付度奉願候有無之御返事早キ便ニ御申越被遣度奉  
存候誠ニ右等之事申上兼候得共中途ニ断申譯ニも參リ不申候間不惡御  
聞込被遣度奉存候先右計如此御座候恐惶謹言

十二月廿三日朝

浪穂

入道様

尊下

二白月迫ニ相成御世話敷御事と奉察候隨分寒氣御厭之上御世話被爲成  
度祈候  
(上田開馬藏文書)

○元治元年十二月廿八日 (瑞山ヨリ島村壽之助へ)

小畑孫三郎

老公、山内容堂

被成御揃御勇健奉賀候扱昨日は尊書儘に拜受仕候取早何と申ても御家用  
御繁昌と奉存候扱孫三之此間の應接書キハ又次ニ可差出申候且又孫三々  
承り候處先日内私事ヲ頻リニうなかし候事何やら不相分候へども老  
公之御入之筈之由私出候へハ老公御入有之筈にて夫ゆへ私の出ル<sup>ル</sup>出  
來るか出來ぬか之所問に參リ候由に御座候何とも恐入次第歎息難堪候ト  
角來陽御咄可承隨分よき御年被成度奉存候右迄草々頓首百拜

二十八日

作<sup>シ</sup>ン、園村新

別紙シムへ御届被遣度候

一昨日晩方鎗をもたせ早追つき候よしちと上國の動相成候哉相分らば爲



御聞

入道様

依太郎

(上田開馬藏文書)

元治元年十月廿四日武田正生等八百餘人奔率キテ西ニ日下野ニ入ル

○元治元年十二月頃カ (瑞山ヨリ曾和傳左衛門へ)  
扱大坂之一舉もいかゞ哉只々一日も早くあれかしといのる事に御座候日  
夜氣に掛るは筑波之義徒に御座候

前ノ叔父サン島村壽之助壽太郎島村按此書前後斷

○元治元年十二月頃カ (瑞山ヨリ妻富子へ)  
申スマデモナク候へドモ女ノ道ヲ守リヤサシク何事モ前ノ叔父サン壽太郎ナトへ御相ダン可被成候今更外ニ云事モナシソナタノ身ノ上ノ事思イ廻セハイカニモ不便トモ何トモ申様モナク候へトモ今更到シ方有之間敷此上 天地ノ御見放モナク神ノ御惠モ有レハ又逢事モ可有之神ヲイノル

ヨリ外ノ事ナシ

(武市家文書)

○元治元年十二月頃カ (瑞山ノ詠草妻富子へ)

濱への雪

彌次喜太御一笑く

もし得やく々むりと見しを須磨浦  
並木もむりまふをるし雪  
明石ガ雪の夕暮あがむれば  
波の底より歸るつり舟

湖カ 潮 雪

近江ノ海雪の夕暮見渡をば  
浪やあゆふんか崎のまじ

驛路雪

武市瑞山關係文書第一



ふりつもる雪よ鈴鹿の杯も絶わかよ  
關の志あふ宿のかたよし

川邊雪

思ひやれふまほもさゆる雪の夜よ  
綱手もおもき淀の曳舟

社雪

八幡あるもりの梢よかゝる雪  
神の名よおふ旗と見ゆらん

故郷雪

草も木も枯てし雪降里の  
消るばかりよ物や思さん

山家雪雪脱カ

音信も絶てふりよし山里も

今朝の初雪人よ見をむや

初雪

有明の月や照せと打見れを  
落葉り上よふれる白雪

浦邊の雪

明石あふ降くる雪よかきくらし  
遠くなりゆく淡路し山

題脱カ

さ夜中にまと吹風の身にまみて  
寒けき床に匂ふ梅り香  
冬は日はいくあもあふし咲あふ  
驚さをえまへかとの梅り香

初雪



わり宿の木々の紅葉をちりもて、  
寒けさまさるけさの初雪

山家雪

ぬる雪ふ谷の水さえ音たゑて  
さひしきまさる山すみの氷を

故郷の雪

いつしゝも野べの草木の冬ゐれて  
むろしをしのふ故郷の雪

(武市家文書)

○元治元年十二月下旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

天満宮御祭りの日御やしろの梅の花をもらひけをり

真心を神やまららんかしこくも

々ふみやしろの梅の初花

惠まれし梅の色香よたぐゑつゝ

君のあゝろをとにもめてなん

ふちむらまといふを折句よよめる

ふる雪のちりくるさまを花と見て

香さへやありとまどひたるゐ恥

ふることをなほおもひて春の日も

ゐなしありたる松風の音

ふゆの梅

吹風よゆ先打さ先てのそみ見れり

うゐへる月そめつへありなれ

ふるさとのゆ先の夜あゝのこりたり

うらゐ恥しくもめぐる月日り



折句といふの五もし七もし七もし七の頭の頭へふゆの梅な  
れハふの字を入二のくへゆの字を入三のくへの字を入四のくへの  
字を入五のくへの字を入れるものでござりまはと

ふゆのうめ  
ふるさとのゆめの夜なくのこりたり。

うらか恥しくもめくる月日

御わらぬぐさ御目ニりけり

用事

一半紙少々

一り紙少々

一細キ玄んりきの筆

一細キ小刀

とち紙よて細キ本ニ  
とちて御越し

壹本  
本ノ間へてし入て御越し

うに、油紙



この様なさやの有る小刀をよくといで御越し  
本の間へ入て御越し

一國々の人の名前をかき付て有る本

これにつくへの引出り又こりりニ入れてある

竹葉紙よて青きひよふしの横張ナリ

一日本外史ノ川越本

これハ又保馬へても頼どこぞニあれハかつてもよし又な々れハ書林て  
買ふてもよし

三步二朱カ壹兩位スルデアロ

小笠原保馬正  
實瑞山ノ義勇



一此間ちうもんをした書物箱の火入れを入れてあんりニしたり又ひぢまけニしたり又々ん臺たいよしたりするきニ随分丈夫ニ御ちうもん右之外史ヲ入れて御越し又内ニある書物箱も御越し可被下候

一玄よふるり本三冊返す所のこしをく

一玄ゆうんりのしよふるり本其外なんでも御越可被下候

一たそこ 御越し

一扱あつかさんく下番をやりたいぐんとあまり度々やるもよあらは候へとももそや役所もなくなり候まゝ毎日やつてもかまひ不申候

一保馬も俄ニこん禮をしたけな焚て度く

一めしのさんなどニ玄んををするるふが玄んををするにの及んぞよ

一青き物を見た事もなした、聞事さありがたのしみよて候まゝ脱アルカ細くりき付て置おて下番をやつた時ニ御越し雪りふつても雨りふつても見る事ハてき不申只く聞りたのしみなれともな事も聞へは候夜るは御城のあゝと犬の聲朝ぶさのふりとの聲どありよて候どふぞ雁かりり鶴りもそやうぐいさなども鳴ろふ々れともまてどもく聞へは候

繪垣清治

一竹のつゝをこしらへて梅の花をいけて御越し被下度々ふちひびきノ下番り紅梅を持てきて誠よくく目りさ焚久しふりよて少々そらの心地をかをし候又あまらあさつてハ下番をやり申候 (武市家文書)



○元治元年十二月下旬カ (瑞山ヨリ妻富子へ)

つどひしてかたりあひなん二年の

つもるうきをむむるしむぞして

つどひしてト云ハアツマリテト云フかさりあひなんト云ハタガイニハ

ナシヲシタイト云フ

姉上さへ別ニ文さし上不申よろしく

一この本前へたしりよとト云

年の暮

あそれてふことの葉をのまくりあへし

いとよなみよ暮るとしる暇

うきことゆくれゆく年またぐ忍やりて

むいのおもひのさるをむるへん

○元治元年十二月下旬カ (瑞山ヨリ姉美多子及妻富子へ)

昨夜も御細々の御文くり返々今朝まで拜し<sup>存脱カ</sup>皆様御きたん愛度

皆様も大丈夫の御心を承り大安<sup>心脱カ</sup>うをしく存<sup>存脱カ</sup>

逢事のならぬ此身となりぬれと

こゝろの逢そうをしありたる

扱色々ちうもん物御越しおのしき本など御世話難有存<sup>存脱カ</sup>皆様の御

歌誠よ<sup>存脱カ</sup>あんしん<sup>存脱カ</sup>取<sup>存脱カ</sup>け前の御祖母さの句よわいあよも<sup>存脱カ</sup>

あんし<sup>存脱カ</sup>私事<sup>存脱カ</sup>あんの東水<sup>存脱カ</sup>よて<sup>存脱カ</sup>あり不申誠<sup>存脱カ</sup>よこれまでちと歌の

事をならをていたれいよあつろふとそんし候

一今年も一兩日なりたれとも暮やら何やら囚の中よてまれ不申

あきねんど門松などの賣聲を

聞てこそしる年の暮とあ

内もさだめて慎<sup>存脱カ</sup>の中よて年の暮のよふよもあるまいと存したる月日



のうつり行ひたのしみよて候けさゝ又よき梅花を御越しうれしやく

たをりこし梅の一枝見てしより

家人ニ逢心地こそまれ

この梅の花を君の面影と

おもひるへしてなめくらさん

御めんとふなるら何るく御さあし御きるせ被遣度願上りけふの下

番の上番の用事で其へんへ行きふ序ツイテ申上候

又一兩日の中よなふり御咄申上り愛度りしく

此下番を御前りきてくれるとなふりよく見あつてゑなど云てなめ

しておくりえこそよ

一此狀前のおちさんへ御とけ

一上岡へ保馬がいつろふり少しもいそぎのせんけんと鳥渡相談をしてお

くがへ

治 徳

御姉上さん

おと乙との

(武市家文書)



武市瑞山關係文書第一終

役員

副總裁	侯爵	蜂須賀	茂	韶
會長		赤司	鷹一	郎
幹事長		中原	邦	平
幹事		岩崎	英	重
幹事		早川	純三	郎
顧問				
侯爵	松方	正義	伯爵	土方久元
公爵	九條	道實	侯爵	蜂須賀茂韶
侯爵	德川	義親	子爵	金子堅太郎
評議員				
子爵	三島	彌太郎	子爵	小笠原長生
			男爵	尾崎三良
			公爵	鷹司熙通
			侯爵	木戸孝正



男爵 澁澤榮一	文學博士 萩野由之	原 六郎
原 保太郎	德富猪一郎	早川千吉郎
豐川良平	加藤正義	男爵 大倉喜八郎
大谷嘉兵衛	小牧昌業	中原邦平
小松原英太郎	文學博士 三上參次	赤司鷹一郎
朝吹英二		

會員名簿

(次第不順)

大正五年十月十日現在

侯爵 松方正義	侯爵 蜂須賀茂韶	伯爵 土方久元
侯爵 黑田長成	子爵 金子堅太郎	男爵 尾崎三良
公爵 嶋津忠重	公爵 嶋津家	公爵 毛利元昭
子爵 吉川元光	侯爵 山内豐景	侯爵 前田利為
侯爵 細川護立	侯爵 池田仲博	侯爵 池田禎政
有馬頼寧	公爵 九條道實	公爵 伊藤博邦
侯爵 木戶孝正	男爵 三井八郎右衛門	男爵 岩崎久彌
小松原英太郎	原 六郎	男爵 澁澤榮一
豐川良平	早川千吉郎	高田慎藏
川崎八右衛門	男爵 南部夔男	宮内省臨時編修局
久原房之助	公爵 徳川家達	子爵 大久保忠一
原 保太郎	侯爵 伊達宗陳	小牧昌業
大久保利武	文學博士 萩野由之	文學博士 三上參次



赤司鷹一郎	伊東祐穀	桐島像一	德富猪一郎	神宮奉齋會	西村秀造	川上直之助	上杉慎吉	第一高等學校	東京高等商業學校	井上家	渡邊千秋	宮崎圖書館	住友吉左衛門	山内一次
中原邦平	村井吉兵衛	東京帝國大學圖書館	富田幸次郎	男爵 岩崎小彌太	男爵 藤田平太郎	帝國圖書館	東京高等師範學校	中山正善	東北帝國大學圖書館	木村清四郎	伯爵 松浦厚	男爵 近藤廉平	京都帝國大學文科大學	男爵 牧野伸顯
國學院大學	加藤正義	石本鑽太郎	村井貞之助	公爵 鷹司熙通	伯爵 井伊直忠	內池三十郎	田邊密藏	男爵 嶋津久家	第二高等學校	成田圖書館	伯爵 寺内正毅	伯爵 德川達道	廣島高等師範學校	公爵 三條實憲

前川一郎	林民雄	水町袈裟六	一條實輝	田中一貞	大倉喜八郎	長岡圖書館	池田謙三	菊池晋二	酒井忠道	樞密院	米澤圖書館	茂木惣兵衛	山川勇木	增田增藏
靖國神社社務所	華族會館	工學博士 須田利信	學習院	南葵文庫主幹 齋藤勇見彦	佐藤範雄	大橋圖書館	子爵 三島彌太郎	周布公平	野崎廣太	東北帝國大學農科大學	田中留吉	平沼久三郎	原富太郎	桃井可雄
小柳津要人	神田鐳藏	貴族院	衆議院	高橋義雄	朝吹英二	西鄉從德	侯爵 辰澤延次郎	第六高等學校	赤星鐵馬	陸軍省	大谷嘉兵衛	井上準之助	小野光景	金子元三郎



東京商業會議所

大阪府立圖書館

安田善三郎

子爵 小笠原長生

岩崎英重

教育總監部

山口圖書館

安田善雄

奈良女子高等師範學校

神宮文庫

井原豐作

小川多一郎

維新史料編纂會

法學博士 岡松參太郎

吉野周太郎

大阪天滿宮社務所

侯爵 徳川義親

田村市郎

高知縣立圖書館

井野邊茂雄

岡上爲右衛門

男爵 中島久萬吉

法學博士 三浦新七

第三高等學校

三井家編纂室

博文館編輯部

伯爵 堀田正恒

神戸高等商業學校

早稻田大學圖書館

男爵 大森鍾一

武岡豐太

福原八郎

森田金藏

早川純三郎

川田豐太郎

杉山四五郎

宮本仲

藤山雷太

淡中孝八郎

神崎一作

若林茂一郎

高頭仁兵衛

渡邊勝三郎

箕田長三郎

神戸市立圖書館

子爵 花房義質

新生金生

愛甲兼達

山口恒太郎

南義二郎

小倉久兵衛

子爵 渡邊國武

若尾幾造

芝川又右衛門

美濃部俊吉

男爵 岩倉道俱

日高榮三郎

西脇濟三郎

男爵 穂積陳重

西山亮三

清海復三郎

河野巖男

小野金六

成瀬正恭

渡邊治右衛門

白根尋常高等小學校

佐々木勇之助

横山章

子爵 松平定晴

植木平之允

竹村與右衛門

子爵 久世廣英

都筑馨六

土井榮

森本信富

今村繁三

市川文藏

渡邊千代三郎

堀啓次郎

金光鑑太郎

子爵 加藤泰秋

辻忠郎兵衛

川崎芳太郎

古谷久綱